

J.LEAGUE HANDBOOK 2018

貸出用

Jリーグクラブライセンス交付規則・交付規則運用細則・制度関連規程

J.LEAGUE HANDBOOK 2018

公益社団法人 日本プロサッカーリーグ

Jリーグクラブライセンス交付規則

Jリーグクラブライセンス交付規則運用細則

Jリーグクラブライセンス制度関連規程

公益社団法人 日本プロサッカーリーグ

〒113-0033 東京都文京区本郷3-10-15 JFAハウス9階

Ｊリーグクラブライセンス制度運営方針

1. 　Ｊリーグは、Ｊリーグクラブライセンス制度の目的を以下のとおり定めます。
 - ・ 日本サッカーのさらなる水準の向上
 - ・ クラブの経営のさらなる安定化および組織運営体制の充実
 - ・ ＪＦＡおよびＪリーグの諸規程のほか、各種法令、諸規則の遵守
 - ・ 安全で充実した機能を備え、サービスの行き届いた観戦環境およびトレーニング環境の整備
 - ・ シーズンを通じた国内および国際的な競技会の継続性の維持
 - ・ 競技会における財務上のフェアプレーの監視

1. 　Ｊリーグは、フットボールのインテグリティを尊重し、Ｊクラブのニーズと期待に応えたクラブライセンス制度の確立を目指し、自国のクラブライセンス制度を継続的に改善していきます。

1. 　Ｊリーグは、クラブライセンス制度の実施にあたり、国内法ならびにＦＩＦＡ、ＡＦＣおよびＪＦＡの規程を遵守します。

1. 　Ｊリーグは、Ｊリーグクラブライセンス制度に関わる全ての者に行動規範を周知徹底するとともに、自らこれを遵守します。

1. 　Ｊリーグは、Ｊリーグクラブライセンス申請者およびライセンスーに対し、Ｊリーグクラブライセンス制度に関する適切な支援を提供します。

1. 　Ｊリーグは、Ｊリーグクラブライセンス制度に関する規則や規程の変更に関する情報を全ての関係者に適時に通知します。

Ｊリーグクラブライセンス制度行動規範

Ｊリーグクラブライセンス制度の公正な運用を確保するため、以下のとおり、Ｊリーグクラブライセンス制度の運用に携わる全関係者が遵守すべき行動規範を定める。

1. 意思決定に関与するものは、その過程において、常に公正性および独立性を保持するとともに、透明性を確保し、制度への信頼性を高めること。
1. 職務の遂行にあたり利益相反行為を行わないものとし、利益相反のおそれがある場合は手続きに関与しないこと。
1. 賄賂や不正な利益の收受、要求、供与、申込、約束をせず、社会通念を逸脱する接待をせず、若しくは、これを受けないこと。
1. Ｊリーグクラブライセンス制度の運用過程において知り得たクラブの秘密情報の秘密性を厳格に保持し、Ｊリーグクラブライセンス交付規則その他の諸規則に定める場合を除き、第三者に漏洩しないこと。

Jリーグクラブライセンス交付規則

定義集	3
-----	---

第1章 総則

第1条〔趣旨〕	5
第2条〔AFC規則との関係〕	5
第3条〔定義〕	5
第4条〔Jリーグクラブライセンス制度の目的〕	5
第5条〔関連規程の制定〕	6
第6条〔遵守義務〕	6

第2章 手順

第7条〔審査上の基準と等級〕	6
第8条〔ライセンス制度上の制裁〕	7
第9条〔AFCによる検査〕	8

第3章 ライセンス交付機関（ライセンサー）

第10条〔ライセンサー〕	8
第11条〔ライセンサーの組織〕	8
第12条〔CLA〕	9
第13条〔CLAの権限および義務〕	10
第14条〔FIB〕	10
第15条〔FIBの権限および義務〕	11
第16条〔AB〕	12
第17条〔ABの権限および義務〕	13

第4章 ライセンス申請者

第18条〔ライセンス申請者〕	14
第19条〔ライセンス申請者の義務〕	14
第20条〔ライセンス申請者が準加盟クラブの場合の特則〕【削除】	14

第5章 ライセンス

第21条〔Jライセンスの種類〕	14
第22条〔Jライセンスの付与 / 譲渡〕	15
第23条〔ライセンスの有効期間 / 取消し〕	15

第6章 ライセンス申請手続（コアプロセス）

第24条〔ライセンス申請〕	16
第25条〔ライセンス申請書類の審査〕	16
第26条〔F I Bによる決定〕	17
第27条〔上訴〕	18
第28条〔Jライセンス交付の決定〕	19

第7章 AFCクラブ競技会への出場資格

第29条〔AFCクラブ競技会への出場資格の承認〕	19
第30条〔AFCクラブ競技会出場の臨時承認〕	19
第31条〔Jライセンス取消しの場合の措置〕	19
第32条〔AFCクラブ競技会の失格〕	20

第8章 競技基準

第33条〔競技基準〕	21
------------	----

第9章 施設基準

第34条〔施設基準〕	25
------------	----

第10章 人事体制・組織運営基準

第35条〔人事体制・組織運営基準〕	34
-------------------	----

第11章 法務基準

第36条〔法務基準〕	41
------------	----

第12章 財務基準

第37条〔財務基準〕	44
------------	----

第13章 雑則

第38条〔守秘義務〕	47
第39条〔資料保管義務〕	47
第40条〔年次レビューミーティングの実施〕	47
第41条〔Jリーグクラブライセンス制度への意見〕	47
第42条〔言語〕	47
第43条〔不可抗力の事態が生じた場合の取扱〕	47
第44条〔本交付規則に定めのない事項〕	48

第45条〔改正〕	48
第46条〔附則〕	48
別表1〔Jリーグクラブライセンスコアプロセスカレンダー〕	49

Jリーグクラブライセンス交付規則運用細則

1. 総則

1-1〔目的〕	53
1-2〔定義〕	53
1-3〔遵守義務〕	53
1-4〔提出方法および連絡方法〕	53
1-5〔期限〕	53
1-6〔立証責任／証拠方法〕	54

2. 運用細則

2-1〔競技基準の運用細則〕	54
2-2〔施設基準の運用細則〕	58
2-3〔人事体制・組織運営基準の運用細則〕	67
2-4〔法務基準の運用細則〕	81
2-5〔財務基準の運用細則〕	85

3. ライセンス申請フロー

ライセンス申請フロー	95
交付後の違反事例に対する審査フロー	103

4. F I Bの審査手続

4-1〔F I Bパネルの組成〕	108
4-2〔F I B構成員の公正・独立〕	108
4-3〔F I B構成員の忌避〕	108
4-4〔F I B構成員の補充〕	108
4-5〔審問〕	109
4-6〔責問権の放棄〕	109

5. A Bの審査手続

5-1〔上訴の申立て〕	109
5-2〔提出部数〕	110

5-3 [上訴申立ての取下げ]	110
5-4 [A B パネルの組成]	110
5-5 [A B 構成員の公正・独立]	110
5-6 [A B 構成員の忌避]	110
5-7 [A B 構成員の補充]	110
5-8 [審問]	111
5-9 [責問権の放棄]	111

6. 雑則

6-1 [守秘義務]	111
6-2 [資料保管義務]	111
6-3 [年次レビューミーティングの実施]	111
6-4 [Jリーグクラブライセンス制度への意見]	111
6-5 [本運用細則に定めのない事項]	112
6-6 [交付規則との優劣]	112
6-7 [改正]	112
6-8 [附則]	112

7. 提出書類集

【書式 I-01-1】ホームスタジアムに関する確認書	113
【書式 I-01-2】ホームスタジアム検査表	114
【書式 I-09-1】トレーニング施設調査表	116
【書式 I-09-2】トップチームの練習場に関する確認書	118
【書式 L-01】宣言書	119

Jリーグクラブライセンス制度関連規程

Jリーグクラブライセンス関連資料保管規程

第1条 [目的]	125
第2条 [責任]	125
第3条 [定義]	125
第4条 [保管方法]	125
第5条 [保管期限]	126
[附則]	126

年次レビューミーティング規程

第1条 [目的]	127
第2条 [実施時期]	127

第3条〔参加者〕	127
第4条〔事前準備〕	127
第5条〔議題〕	127
第6条〔クラブライセンス担当理事の責務〕	128
第7条〔年次レビューミーティングの報告〕	128
〔附則〕	128

意見処理規程

第1条〔目的〕	129
第2条〔責任〕	129
第3条〔意見の申請と受付〕	129
第4条〔意見の処理〕	129
〔附則〕	129

Jリーグクラブライセンス交付規則

定義集

「AFC」とは、アジアサッカー連盟を意味する。

「AFCクラブ競技会」とは、AFCチャンピオンズリーグおよびAFCカップの総称を意味する。

「AFC規則」とは、AFC Club Licensing Regulations を意味する。

「AFC調査人」とは、本交付規則第9条第1項に定める意味を有する。

「AFCライセンス」とは、本交付規則第2条第1項に定める意味を有する。

「LM」とは、本交付規則第12条第1項に定める意味を有する。

「FIB」とは、本交付規則第11条第1号イに定める意味を有する。なお、各ライセンス申請または取消し手続の審査との関係において「FIB」というときは、「FIBパネル」を意味する。

「FIBパネル」とは、本交付規則第14条第7項に定める意味を有する。

「AB」とは、本交付規則第11条第1号ロに定める意味を有する。なお、各上訴の審査の関係において「AB」というときは、「ABパネル」を意味する。

「ABパネル」とは、本交付規則第16条6項に定める意味を有する。

「CLA」とは、本交付規則第11条第1項第2号に定める意味を有する。

「Jライセンス」とは、本交付規則第1条に定める意味を有する。

「Jリーグクラブライセンス関連規程」とは、本交付規則第5条に定める意味を有する。

「J1」、「J2」、「J3」とは、それぞれ「J1リーグ」、「J2リーグ」、「J3リーグ」を意味する。

「J1クラブライセンス」とは、本交付規則第21条第1項第1号に定める意味を有する。

「J2クラブライセンス」とは、本交付規則第21条第1項第2号に定める意味を有する。

「シーズン」とは、Jリーグ規約第54条に定める開催期間の属する年の2月1日から翌年1月31日までの期間を意味する。

「ライセンス申請者」とは、Jライセンスを申請するクラブを意味する。

「ライセンシー」とは、Jライセンスを交付されたクラブを意味する。

「ライセンス評価チーム」とは、本交付規則第12条第5項に定める意味を有する。

「ライセンス・パッケージ」とは、本交付規則第24条第5項に定める意味を有する。

「コアプロセス」とは、本交付規則第25条第1項に定める意味を有する。

「ライセンス基準」とは、本交付規則第7条第1項に定める意味を有する。

「上訴人」とは、上訴申立てを行ったクラブまたはLMを意味する。

「電子システム」とは、Jリーグが運用する「クラブライセンス申請システム」を意味する。

序 文

Jリーグは、本交付規則を通じ、JFAの理念およびビジョンならびにJリーグの理念および活動方針を推進し、これらの達成に貢献する。

第1章 総則

第1条 〔趣旨〕

本交付規則は、JFA基本規程第72条第4項およびJリーグ規約第11条に基づき、J1およびJ2の参加資格である「Jリーグクラブライセンス」（以下「Jライセンス」という）の要件、申請手続、審査手続その他の必要事項について定めるものである。

第2条 〔AFC規則との関係〕

- (1) 本交付規則は、AFC規則の定めに従って、Jライセンスのみならず、AFCチャンピオンズリーグの出場資格（以下「AFCライセンス」という）に関しても必要な事項を定めるものである。この関係において、本交付規則は、AFC規則に規定されるAFCライセンスの各基準およびライセンス交付プロセスにおける必須要件を全て規定する。
- (2) Jライセンスに関する基準がAFCライセンスの基準の最低要件より厳格化されまたはAFCライセンスの基準の最低要件に追加されている場合は、当該厳格化または追加された基準は、AFCライセンスに準用されるものとする。

第3条 〔定義〕

- (1) 次項において定める場合を除き、本交付規則において用いられているAFC規則またはJリーグ規約において定義されている用語は、AFC規則またはJリーグ規約において定義された意味を有するものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、本交付規則において用いられている各用語は、文脈上明らかに別異に解することが要求される場合を除き、本交付規則の定義集に定める意味を有するものとする。

第4条 〔Jリーグクラブライセンス制度の目的〕

Jライセンス制度は、AFC規則第3条、JFA基本規程第1条およびJリーグ規約第1条に定める目的の実現のほか、以下のことを目的とする。

- ① 日本サッカーのさらなる水準の向上
- ② クラブの経営のさらなる安定化および組織運営体制の充実
- ③ JFAおよびJリーグの諸規程のほか、各種法令、諸規則の遵守

- ④ 安全で充実した機能を備え、サービスの行き届いた観戦環境およびトレーニング環境の整備
- ⑤ シーズンを通じた国内および国際的な競技会の継続性の維持
- ⑥ 競技会における、財務上のフェアプレーの監視

第5条 〔関連規程の制定〕

Jリーグは、本交付規則に加え、Jリーグ理事会の決議により、Jライセンスに関連して、以下の各規程、規則および細則からなる「Jリーグクラブライセンス関連規程」を定めることができる。

- ① Jリーグクラブライセンス交付規則運用細則
- ② Jリーグクラブライセンス事務局規程
- ③ 上記各号のほか、Jリーグが制定する規程

第6条 〔遵守義務〕

- (1) Jリーグ、CLA、FIB、AB、ライセンス申請者およびライセンシーならびにそれらの役職員およびその他の関係者は、JFAおよびJリーグの諸規程のほか、本交付規則、Jリーグクラブライセンス関連規程およびAFC規則ならびにこれらに付随する諸規程を遵守する義務を負う。
- (2) ライセンス申請者およびライセンシーは、JライセンスまたはAFCライセンスの申請または取消しに関連する手続において、虚偽の事実を記載した書面を提出してはならず、また、虚偽の事実を述べてはならない。
- (3) ライセンス申請者およびライセンシーは、JライセンスまたはAFCライセンスの申請または取消しに関連する手続において、LM、CLA、ライセンス評価チーム、FIBおよびABによる調査または審査に誠実に協力しなければならない。

第2章 手順

第7条 〔審査上の基準と等級〕

- (1) Jライセンスの交付に関する審査は、以下の5つの基準（以下「ライセンス基準」という）について行われる。これらの各ライセンス基準は、J1クラブライセンスとJ2クラブライセンスとで求められる内容が異なることがある。
 - ① 競技基準（第8章）
 - ② 施設基準（第9章）
 - ③ 人事体制・組織運営基準（第10章）
 - ④ 法務基準（第11章）
 - ⑤ 財務基準（第12章）

(2) 前項の各ライセンス基準には以下の3つの等級に分けられ、各等級の定義はそれぞれ以下のとおりとする。

① A等級

A等級基準はライセンス申請者による達成が必須のものである。ライセンス申請者によるA等級基準の未充足は、当該ライセンス申請者へのJライセンスの交付拒絶事由を構成するが、当該ライセンス申請者に対して本交付規則第8条に定める制裁は科されない。

② B等級

B等級基準はライセンス申請者による達成が必須のものである。ライセンス申請者によるB等級基準の未充足は、当該ライセンス申請者へのJライセンスの交付拒絶事由を構成するものではないが、当該ライセンス申請者に対しては本交付規則第8条に定める制裁が科され得る。

③ C等級

C等級基準は、ライセンス申請者による達成が推奨されるものであり、将来において、達成が必須のものと改められる可能性があるものである。ライセンス申請者によるC等級基準の未充足は、当該ライセンス申請者に対するJライセンスの交付拒絶事由を構成するものではなく、また、当該ライセンス申請者に対して本交付規則第8条に定める制裁が科されるものでもない。

第8条 [ライセンス制度上の制裁]

(1) ライセンシーまたはライセンス申請者にB等級基準の未充足があった場合、当該ライセンシーまたはライセンス申請者はFIBまたはABにより以下の制裁（ただし、当該制裁は網羅的なものではない）が科される可能性がある。ライセンシーまたはライセンス申請者は、シーズンの開始前のみならず、シーズン中にも、制裁が科されることがある。

- ① 戒告
- ② けん責
- ③ ライセンス基準を満たすための期限延長
- ④ 特定の期限までにライセンス基準を満たす義務
- ⑤ 罰金（1億円を上限とする）
- ⑥ 勝点の減点（15点を上限とする）
- ⑦ 人員の停職
- ⑧ ライセンサーの然るべき機関への問題報告
- ⑨ 保証および引受義務
- ⑩ 補助金／賞金の保留
- ⑪ より詳細な財務情報の要求
- ⑫ 無観客試合
- ⑬ 収容人数の削減
- ⑭ Jライセンスの見直し・取消し

⑮ Jライセンスの保留

⑯ 移籍契約締結の禁止

⑰ 下位リーグへの降格

- (2) ライセンシーまたはライセンス申請者に本交付規則または「Jリーグクラブライセンス関連規程」の違反（虚偽の文書の提出、期限の無視、期限超過の懲罰、ライセンサーに対する非協力的なあらゆる行為を含むがこれらに限られない）があった場合、当該ライセンシーまたはライセンス申請者は、Jリーグ規約の定めに従って制裁を科されることがある。

第9条〔AFCによる検査〕

- (1) AFCまたはその指名する機関もしくは代理人（これらを総称して「AFC調査人」という）は、本交付規則およびAFC規則の遵守状況を調査するため、Jリーグに対し抜き打ち検査を行うことができ、Jリーグが本交付規則またはAFC規則に違反していると判断される場合には、その違反行為の性質と重大性に鑑み、JリーグはAFCから制裁を受けることがある。
- (2) AFC調査人は、Jリーグの立ち会いのもと、本交付規則およびAFC規則の遵守状況を調査するため、ライセンス申請者に対し抜き打ち検査を行うことができ、当該ライセンス申請者が本交付規則またはAFC規則に違反していると判断される場合には、その違反行為の性質と重大性に鑑み、当該ライセンス申請者はAFCから制裁を受けることがある。
- (3) 前2項の抜き打ち検査との関係においては、本交付規則およびAFC規則の英語版と日本語版との間に解釈の相違がある場合は、英語版の解釈が優先されるものとする。

第3章 ライセンス交付機関（ライセンサー）

第10条〔ライセンサー〕

- (1) Jリーグは、JFAから日本におけるクラブライセンス制度の制定および運用の委任を受けたことより、日本におけるライセンス交付機関（ライセンサー）となる。
- (2) ライセンサーは、AFC規則第6条および本交付規則に基づき、Jライセンス制度の運営を行い、Jライセンスの交付の決定を行う。

第11条〔ライセンサーの組織〕

ライセンサーは、以下の機関を設置し、Jライセンスの交付に関する審査を行う。

- ① Jライセンス交付の可否を決定し、第8条に定める各種制裁を科す権限を持つ、以下の2つの意思決定機関。ただし、これらの機関は互いに独立した存在であるものとし、ライセンサーから管理運営上の支援を受けるものとする。
- イ. クラブライセンス交付第一審機関（以下「FIB」という）
 - ロ. クラブライセンス交付上訴機関（以下「AB」という）

② クラブライセンス事務局（以下「CLA」という）

第12条【CLA】

- (1) JリーグはCLAを設置し、CLAにクラブライセンスマネージャー（以下「LM」という）および職員を配置する。
- (2) CLAの職員およびLMはチェアマンが任命し、LMがCLAの長を務める。
- (3) CLAの職員およびその外部アドバイザーの少なくとも1名は、財務の分野において相当の実務経験と知識を有する者とする。
- (4) CLAは以下の業務を行う。
 - ① Jライセンス制度全般の作成、導入およびさらなる発展
 - ② 電子システムの運営と管理
 - ③ ライセンス申請者に対する電子システム利用に関する研修および支援
 - ④ FIBおよびABに対する管理運営上の支援
 - ⑤ ライセンス申請者に対する援助および助言
 - ⑥ シーズン中におけるライセンシーの本交付規則およびAFC規則の遵守状況の監視
 - ⑦ AFCおよびAFC加盟各国のクラブライセンス交付部門との連絡および窓口業務
- (5) LMはライセンス申請者に対する審査を円滑かつ効率的に遂行するため、CLAの一部門として公認会計士1名以上を含む「ライセンス評価チーム」を組織し、Jリーグ理事会の承認を経てその構成員を任命することができる。
- (6) CLAの職員（ライセンス評価チームの構成員を含む）は、Jリーグ規約第26条第1項の準用を受けるほか、その審査を担当するライセンス申請者またはライセンシーと独立した関係になければならず、また、職員自身またはその生計を同一にする配偶者もしくは2親等内の親族が当該ライセンス申請者またはライセンシーと以下の関係にあってはならない。CLAの職員は、その任命時ならびに年1回コアプロセスが開始される前に、自己の現に認識する限りにおいてその旨を確認し、誓約書に署名する。ただし、Jリーグと法人との契約に基づき、当該法人の従業員がライセンス評価チームの構成員となる場合は、当該法人との契約書において、当該法人が、当該法人の従業員たるライセンス評価チームの構成員の独立性を確認し、当該法人の従業員たるライセンス評価チームの構成員に本項及び次項の規定を遵守させる義務を負う旨定めることで、上記誓約書への署名に代えることができる。
 - ① 常勤、非常勤を問わず、当該ライセンス申請者またはライセンシーの役職員であること
 - ② 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの主要な株主またはその役員であること
 - ③ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの主要な取引先（会計監査人を含む）またはその役員であること
 - ④ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの主要なスポンサーまたはその役員であること
 - ⑤ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのコンサルタントまたはその役員であること

こと

- (7) C L Aの職員（ライセンス評価チームの構成員を含む）が前項各号のいずれかに該当する場合、審査を担当するライセンス申請者もしくはライセンシーと利害相反関係にある場合またはその他Jリーグが制定する規程に定める場合は、当該職員は直ちに当該ライセンス申請者またはライセンシーの審査を回避するものとする。
- (8) 上記各項のほか、C L Aの運営に関する事項は、Jリーグが制定する「Jリーグクラブライセンス事務局規程」に定めるところによる。

第13条〔C L Aの権限および義務〕

- (1) L M、C L Aおよびライセンス評価チームは、公正な立場で職務を遂行しなければならない、ライセンス申請者を平等に取り扱わなければならない。
- (2) L M、C L Aおよびライセンス評価チームは、各ライセンス申請者によるJライセンスの申請の評価に関してF I BおよびA Bを支援するため、それらの完全な自由裁量により、必要と認められる範囲において、当該ライセンス申請者に対してヒアリング調査を実施し、ライセンス申請書類の記載事項について明瞭化を求め、追加資料の提出を求めまたはライセンス申請者の関連施設の現地調査を行い、ライセンス評価報告書を作成するものとする。
- (3) L M、C L Aおよびライセンス評価チームは、事前通知なくライセンス申請者またはライセンシーの関連施設に出向いて抜き打ち検査を実施し、Jライセンス交付に関する資料の調査、F I BまたはA Bが命じたクラブ経営上の是正措置の対応状況の確認、ライセンス申請者またはライセンシーに対するヒアリング調査等を行うことができる。
- (4) ライセンシーに本交付規則の規定の違反があると認められる場合には、C L Aがその内容を調査のうえ、Jリーグ規約に基づいて制裁が科され得る。
- (5) L Mおよびその指名するC L Aの職員は、F I BおよびA Bによる「Jライセンス決定会議」に出席することができ、そこでライセンス交付またはクラブへの制裁に関して意見を述べることができる。ただし、当該人員は議決に加わることはできない。
- (6) C L AはA F C調査人による抜き打ち検査を受けることがあり、検査が行われる場合は、C L Aは検査に協力しなければならない。

第14条〔F I B〕

- (1) F I B構成員は、C L Aの推薦に基づき、Jリーグ理事会が承認のうえ、チェアマンが任命する。
- (2) F I B構成員の任期は2年とし、4期まで再選されることができる。
- (3) JリーグまたはJ F Aの職員はF I Bの構成員に任命され得る。
- (4) 前項の規定にかかわらず、Jリーグ理事および監事、J F A理事および監事、J F A評議員、Jリーグ専門委員会委員、J F A専門委員会委員、C L Aの職員（ライセンス評価チームの構成員を含む）ならびにL Mは、F I Bの構成員を兼ねることができない。
- (5) F I B構成員が次の各号のいずれかに該当する場合は、F I BおよびJリーグ理事会の議決を経て、チェアマンがこれを解任することができる。
 - ① 心身の故障により職務の執行に堪えられないと認められるとき

- ② 職務上の義務違反等、F I Bの構成員としてふさわしくない行為があったとき
- (6) F I Bの任期途中で補欠または増員によりF I B構成員を選任する場合は、任期終了までの残存期間における構成員として、Jリーグ理事会が承認のうえ、チェアマンが任命することができる。
- (7) チェアマンは、ライセンス申請者毎に、当該ライセンス申請者によるライセンス申請を審査し、かつ第15条第2項から第4項に関する決定を行う会議体としてF I Bパネルを組成するものとする。F I Bパネルは1名の議長および2名以上の審査員からなるものとし、いずれもチェアマンがF I B構成員の中から任命するものとする。ただし、少なくとも1名は日本弁護士連合会に登録された弁護士、少なくとも1名は日本公認会計士協会に登録された公認会計士であるものとする。
- (8) F I B構成員は、その審査を担当するライセンス申請者またはライセンシーに対して独立していなければならない、自己またはその生計を同一にする配偶者もしくは2親等内の親族が、当該ライセンス申請者またはライセンシーと以下の関係にあってはならないものとする。F I B構成員は、その任命時ならびに年1回コアプロセスが開始される前に、自己の現に認識する限りにおいてその旨を確認し、誓約書に署名する。また、F I B構成員は、各ライセンス申請者の申請を審査する際、各会議の開始時に、自己またはその生計を同一にする配偶者もしくは2親等内の親族が以下のいずれにも該当しない旨を口頭で誓約する。
- ① 常勤、非常勤を問わず、当該ライセンス申請者またはライセンシーの役職員であること
 - ② 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの主要な株主またはその役員であること
 - ③ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの主要な取引先（会計監査人を含む）またはその役員であること
 - ④ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの主要なスポンサーまたはその役員であること
 - ⑤ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのコンサルタントまたはその役員であること
- (9) F I B構成員が前項各号のいずれかに該当する場合、審査を担当するライセンス申請者もしくはライセンシーと利害相反関係にある場合またはその他Jリーグが制定する規程に定める場合は、当該F I B構成員は直ちに当該ライセンス申請者またはライセンシーの審査を回避するものとする。
- (10) F I Bの審査・運営に関する事項は本交付規則に定めるほか、Jリーグが別に制定する規程によるものとする。

第15条【F I Bの権限および義務】

- (1) F I B構成員は、公正な立場で職務を遂行しなければならない、F I Bに提出されるすべてのJライセンスの申請を平等に取り扱わなければならない。
- (2) F I Bパネルは、以下の各号の資料に基づいて、ライセンス申請者に対し、Jライセンス交付の可否を決定する。当該決定にあたっては、ライセンス評価報告書を参考にすることができる。

- ① ライセンス申請者が提出したライセンス申請書類一式
 - ② 本条第7項にいう審問において顕れた一切の記録
- (3) F I Bパネルは、本交付規則に従い、第7条第2項第2号に定めるB等級基準を充足しなかったライセンス申請者に対し、制裁を決定する。
 - (4) F I Bパネルは、いずれかのライセンシーについて第23条第3項各号に定める事由が発生した場合、当該ライセンシーに対し、Jライセンスを取消すかまたは制裁を科することができる。
 - (5) F I Bパネルは、ライセンス申請者が提出した資料の内容について、ライセンス申請者に対して説明を求め、または資料の再提出や追加資料の提出を求めることができる。
 - (6) F I Bパネルは、Jライセンス交付の可否を決定するにあたり、ライセンス申請者に対し、付帯事項としてクラブ経営上の是正措置を通告することができる。
 - (7) F I Bパネルが、Jライセンスの交付の拒絶またはJライセンスの取消しあるいは制裁を決定する場合には、F I Bは審問期日を指定し、当該ライセンス申請者またはライセンシーに対して弁明の機会を付与しなければならない。また、F I BがJライセンスの交付の拒絶またはJライセンスの取消しあるいは制裁を科す旨の決定を行った場合には、F I Bパネルは対象となるライセンス申請者またはライセンシーに対し、ライセンス交付拒絶理由、取消し事由または制裁を科す理由を明記した書面にてその旨を通知しなければならない。
 - (8) F I Bパネルの各構成員はそれぞれ1個の議決権を有し、F I Bの決定は原則として構成員の多数決によるものとする。可否同数のときは議長が決する。

第16条〔A B〕

- (1) A B構成員は、C L Aの推薦に基づき、Jリーグ理事会承認のうえ、チェアマンが任命する。
- (2) A B構成員の任期は2年とし、5期まで再選されることができる。
- (3) Jリーグ理事、監事および職員、J F A理事、監事および職員、J F A評議員、Jリーグ専門委員会委員、J F A専門委員会委員、C L Aの職員（ライセンス評価チームの構成員を含む）ならびにL Mは、A B構成員を兼ねることができない。
- (4) A B構成員が次の各号のいずれかに該当する場合は、A BおよびJリーグ理事会の議決を経て、チェアマンがこれを解任することができる。
 - ① 心身の故障により職務の執行に堪えられないと認められるとき
 - ② 職務上の義務違反等、A Bの構成員としてふさわしくない行為があったとき
- (5) A Bの任期途中で補欠または増員によりA B構成員を選任する場合は、任期終了までの残存期間における構成員として、Jリーグ理事会が承認のうえ、チェアマンが任命することができる。
- (6) チェアマンは、上訴人毎に、当該上訴人による上訴の審査を担当し、かつ第17条第2項に関する決定を行う会議体としてA Bパネルを組成するものとする。A Bパネルは1名の議長および2名以上の審査員からなるものとし、いずれもチェアマンがA B構成員の中から任命するものとする。ただし、少なくとも1名は日本弁護士連合会に登録された弁護士、

少なくとも1名は日本公認会計士協会に登録された公認会計士であるものとする。

- (7) AB構成員は、その審査を担当するライセンス申請者またはライセンシーに対して独立していなければならない、自己またはその生計を同一にする配偶者もしくは2親等内の親族が、当該ライセンス申請者またはライセンシーと以下の関係にあってはならないものとする。AB構成員は、その任命時ならびに年1回コアプロセスが開始される前に、自己の現に認識する限りにおいてその旨を確認し、誓約書に署名する。また、AB構成員は、各ライセンス申請者の申請を審査する際、各会議の開始時に、自己またはその生計を同一にする配偶者もしくは2親等内の親族が以下のいずれにも該当しない旨を口頭で誓約する。
- ① 常勤、非常勤を問わず、当該ライセンス申請者またはライセンシーの役職員であること
 - ② 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの主要な株主またはその役員であること
 - ③ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの主要な取引先（会計監査人を含む）またはその役員であること
 - ④ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの主要なスポンサーまたはその役員であること
 - ⑤ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのコンサルタントまたはその役員であること
- (8) AB構成員が前項各号のいずれかに該当する場合、審査を担当するライセンス申請者もしくはライセンシーと利害相反関係にある場合またはその他Jリーグが制定する規程に定める場合は、AB構成員は直ちに当該ライセンス申請者またはライセンシーの審査を回避するものとする。
- (9) ABの審査・運営に関する事項は本交付規則に定めるほか、Jリーグが別に制定する規程によるものとする。

第17条〔ABの権限および義務〕

- (1) AB構成員は、公正な立場で職務を遂行しなければならない、ABに提出されるすべての上訴申立てを平等に取り扱わなければならない。
- (2) ABパネルは、FIBの決定に対して不服のある上訴権者が上訴期限までに適法に上訴手続を行った場合に、FIBの決定について審査を行い、FIBの決定を支持するか否かにつき決定を下す。ABパネルは、必要に応じてFIBの決定を破棄し、自ら新たな決定を下すことができる。
- (3) ABパネルの決定は、決定理由を記した書面にて、上訴人に通知されなければならない。
- (4) ABパネルの各構成員はそれぞれ1個の議決権を有するものとし、ABの決定はABパネル構成員の多数決によるものとする。可否同数のときは議長が決する。
- (5) ABパネルの決定に対する不服の申立機関はローザンヌのスポーツ仲裁裁判所（CAS）のみとし、裁判所その他の第三者に訴えることはできないものとする。

第4章 ライセンス申請者

第18条〔ライセンス申請者〕

Jライセンスの申請日において、以下のいずれかの地位にあるクラブのみが、Jライセンスの申請者（以下「ライセンス申請者」という）となり得る。

- ① J1クラブ
- ② J2クラブ
- ③ J3クラブ

第19条〔ライセンス申請者の義務〕

- (1) ライセンス申請者は、国内競技会および国際競技会への参加ならびにライセンス基準の充足について全面的な責任を負うものとする。
- (2) 前項に加え、ライセンス申請者は、以下の各号に定める事項を確保する責任を負うものとする。
 - ① すべての選手が、JFAに登録されており、また、プロ選手の場合には、当該ライセンス申請者との間に書面による選手契約があること
 - ② 契約上または法律上の義務から生じる選手へ支払われるすべての報酬ならびにすべての入場料収入が当該ライセンス申請者の会計帳簿に記帳されていること
 - ③ 当該ライセンス申請者は、国内および国際競技会に出場する登録選手によって構成されるサッカーチームに対して全面的に責任を負うこと
 - ④ 本交付規則第8章から第12章にそれぞれ記載されている競技、施設、人事体制・組織運営、法務ならびに財務の基準に関連するライセンス交付義務が履行されていることの証明に関する必要な全ての情報および／または書面がライセンサーに提供されること
 - ⑤ 競技、施設、人事体制・組織運営、法務ならびに財務情報の提示が要求される単独または複数の報告主体たる事業体に関する情報がライセンサーに提供されること

第20条〔ライセンス申請者が準加盟クラブの場合の特則〕【削除】

第5章 ライセンス

第21条〔Jライセンスの種類〕

- (1) Jライセンスは、以下の2つのライセンスから構成される。
 - ① J1に参加するための資格であるJ1クラブライセンス
 - ② J2に参加するための資格であるJ2クラブライセンス

- (2) J1クラブライセンスはあくまでJ1に参加するために必要な資格に過ぎず、J1クラブライセンスの付与は、当該付与されたクラブが翌シーズンにおいてJ1に所属することを保証するものではない。当該クラブが翌シーズンにおいてJ1に所属するためには、J1クラブライセンスの付与を受け、かつ、国内競技会の結果に基づきJ1への出場資格を得なければならない。J2クラブライセンスについても同様である。

第22条〔Jライセンスの付与 / 譲渡〕

- (1) ライセンス申請者が第8章から第12章に定める各ライセンス基準を充足しているか否かの判定は、当該ライセンス基準において別段の定めがない限り、ライセンス申請書類の提出締切日（以下「ライセンス申請締切日」という）を基準日として行う。
- (2) ライセンス申請者が、第8章から第12章に定める各ライセンス基準のうちJ1に関するA等級のものを全て充足する場合は、J1クラブライセンスが付与されるものとする。
- (3) 前項に定める場合を除き、ライセンス申請者が、第8章から第12章に定める各基準のうちJ2に関するA等級のものを全て充足する場合は、J2クラブライセンスが付与されるものとする。
- (4) ライセンス申請者が、第8章から第12章に定める各基準のうちA等級のものをいずれか1つでも充足しない場合は、Jライセンスは付与されないものとする。
- (5) AFCライセンスの付与については、第7章の定めに従うものとする。
- (6) ライセンス申請者および／またはライセンシーは、ライセンス申請者たる地位、JライセンスおよびAFCライセンスを第三者に譲渡することができないものとする。

第23条〔ライセンスの有効期間 / 取消し〕

- (1) Jライセンスの有効期間は、当該Jライセンスの対象となるシーズンとする。
- (2) Jライセンスは、以下のいずれかの時点において自動的に失効する。
- ① シーズンが満了したとき
 - ② 当該Jライセンスの対象となるリーグが消滅したとき
- (3) ライセンシーが以下のいずれかに該当する事態となった場合には、当該ライセンシーは、FIBまたはABの決定により、Jライセンスを取り消されまたは制裁を科され得る。
- ① 当該ライセンシーが本交付規則に定めるライセンス基準を満たさない状況となり、短期的な回復が見込めなくなった場合
 - ② 当該ライセンシーまたは第三者が当該ライセンシーについて破産、特別清算、民事再生または会社更生の申立てを行ったとき
 - ③ 当該ライセンシーが解散、合併、会社分割または営業の全部もしくは重要な一部の譲渡を決議したとき
 - ④ Jリーグ定款に基づきライセンシーが除名処分となったとき

第6章 ライセンス申請手続（コアプロセス）

第24条〔ライセンス申請〕

- (1) 第18条に定められたクラブのみが、Jライセンスの交付を申請することができる。
- (2) Jライセンスの交付の申請は撤回することができない。ただしLMの完全な自由裁量により、LMがライセンス申請日の属する年の8月31日までに書面によって撤回に同意した場合は、この限りではない。
- (3) Jライセンスの申請から交付までの手続は、本交付規則別表1「Jリーグクラブライセンス コアプロセスカレンダー」に従う。
- (4) CLAが別表1の内容を変更する場合は、速やかに第18条に定められたクラブに通知し、当該クラブにとって不都合が生じないように配慮しなければならない。なお、当該通知をもって、別表1の記載内容は当該通知された内容に置き換えられるものとする。
- (5) CLAは、別表1に従って、Jライセンス申請の案内とライセンス申請書類の一式（以下「ライセンス・パッケージ」と総称する）を、Jライセンス交付の申請を希望するクラブに通知する。
- (6) Jライセンス交付の申請を希望するクラブは、別表1に定める期日までに、所定の要件を満たしたライセンス申請書類を用意し、Jリーグクラブライセンス関連規程に定める方法によりCLAに提出する。なお、締切を過ぎた申請は一切受け付けないものとする。
- (7) ライセンス申請者がその責に帰すべからざる事情によりライセンス申請書類の提出締切の延長を希望する場合は、その理由を添えて、原則として提出締切日の3日前までにLMに締切延長を申請することができる。LMはその完全な自由裁量により、当該理由を審査し、FIBに報告のうえ、当該申請者に対してクラブライセンス交付スケジュールに影響のない範囲で締切延長を決定することができる。
- (8) CLAはライセンス申請者から提出されたライセンス申請書類に不備がないかを確認し、ライセンス申請書類の最終締切日から2週間以内に確認結果をライセンス申請者に通知する。LMは、提出されたライセンス申請書類に不備があった場合には、その完全な自由裁量により、ライセンス申請者に当該書類の再提出または修正を求めることができる。
- (9) ライセンス基準の充足に関する立証責任は、ライセンス申請者が負う。
- (10) ライセンス申請者は、Jリーグが別途指定する期日までに、ライセンス審査料として金30万円をJリーグに支払うものとし、当該審査料はいかなる理由があっても返却しない。

第25条〔ライセンス申請書類の審査〕

- (1) ライセンサーは、前条第5項のライセンス・パッケージを通知する日からJライセンスが交付されたクラブの一覧表をAFCに提出する日まで（当該期間のプロセスを「コアプロセス」という）の間、すべてのライセンス申請者に対し平等の待遇を確保するものとする。
- (2) CLAおよびライセンス評価チームは、ライセンス申請者から提出されたライセンス申請書類に基づき審査を行うとともに、それらの完全な自由裁量により、必要と認められる範

困において、当該ライセンス申請者に対してヒアリングを実施し、ライセンス申請書類の記載事項について明瞭化を求め、追加資料の提出を求めまたはライセンス申請者の関連施設の現地調査を行う。なお、C L Aから当該ヒアリング調査または現地調査の依頼があったときには、ライセンス申請者はこれを拒否してはならない。

- (3) C L Aおよび／またはライセンス評価チームは、ライセンス申請者に対する調査結果をライセンス評価報告書にまとめ、F I Bに提出する。なお、ライセンス評価報告書には、Jライセンス交付の可否および制裁の必要の有無・内容等、ライセンス申請者に対する所見を盛り込むことができる。
- (4) C L Aおよび／またはライセンス評価チームは、ライセンス申請者に対し、申請内容に関する事実関係を明らかにする目的で別途ヒアリング調査を行うことができる。
- (5) ライセンス申請者は、F I Bによるライセンス交付決定が下される期間の開始前7日以内に、C L Aに対して、第37条基準F.05に定める表明書を提出するものとする。
- (6) C L Aは、調査終了後、F I BによるJライセンス決定会議を開催する。F I Bは、ライセンス申請者に対するJライセンス交付の可否および制裁の有無・内容について決定する。F I Bは、ライセンス申請者に対し、申請内容に関する事実関係を明らかにする目的で別途ヒアリング調査を行い、また、追加資料の提出を命じることができる。
- (7) C L Aは、会議の経過及びその要領及び以下の各号に定める事項を記載したJライセンス決定会議の議事録を作成し、F I Bパネルの議長はこれに記名捺印又は署名しなければならない。
 - ① 議長および出席者／欠席者の氏名
 - ② 会議の開始時に出席者全員が自身の独立性を宣言した旨
 - ③ 会議の日付および場所

第26条〔F I Bによる決定〕

- (1) F I Bは第15条第2項から第4項までの決定を行う。9月30日までに、当該決定内容および決定理由を明記した書面（以下「F I B決定書」という）が、ライセンス申請者およびL Mに送付されるとともに、C L AからJリーグ理事会およびJ F A理事会に対して報告される。
- (2) F I Bの決定に対しては、以下の者が上訴権を有する。
 - ① Jライセンスの交付拒絶の決定を受けた場合におけるライセンス申請者
 - ② 制裁付きでJライセンスの交付を受けた場合におけるライセンス申請者
 - ③ Jライセンスの取消しの決定を受けた場合におけるライセンシー
 - ④ Jライセンスの保有を認めるが、別途制裁を科された場合におけるライセンシー
 - ⑤ Jライセンスの交付の決定がなされた場合におけるL M
 - ⑥ 制裁付きでJライセンスの交付の決定がなされた場合におけるL M
 - ⑦ Jライセンスの保有を認める旨の決定がなされた場合におけるL M
 - ⑧ Jライセンスの保有を認めるが、別途制裁を科す旨の決定がなされた場合におけるL

M

- (3) 上訴権を有する者は、F I B決定書を受領した日より7日以内に、C L Aに対し、書面により上訴申立てを行うことができる。上訴する者は、当該上訴の申立てに際して新たな証拠を追加提出することはできない。
- (4) 上訴権を有する者がライセンス申請者またはライセンシーである場合、それらの責に帰すべからざる理由により上訴申立てに必要な書類の提出締切の延長を希望する場合の対応は、第24条第7項を準用する。上訴期間内に上訴の申立てがなされないときは、上訴期間満了時にF I Bの決定が確定する。
- (5) 上訴申立てを受けたC L Aは、A Bが審査するための上訴審査書を作成し、L M（ライセンス申請者が上訴した場合）またはライセンス申請者（L Mが上訴した場合）およびA Bに送付する。上訴審査書は、F I B決定書ならびに第3項に基づき提出された上訴申立書を含む。

第27条〔上訴〕

- (1) 上訴がなされた場合、C L Aは、速やかに審問期日を指定し、上訴人に対して通知しなければならない。
- (2) A Bは、審問期日において、上訴人に対して、上訴の理由について説明する機会を与えるものとする。
- (3) C L Aは、審問期日終了後、A BによるJライセンス決定会議を開催する。A Bは、ライセンス申請者に対するJライセンス交付の可否、制裁の有無・内容について、10月16日までに決定する。なお、A Bの決定は、F I Bの決定より上訴人に不利益なものであってはならない。ただし、L Mとライセンス申請者またはライセンシーの双方が上訴している場合はこの限りでない。
- (4) A BによるJライセンス決定会議では、F I Bによる決定のみを審査対象とし、審査は、F I Bに提出されたライセンス申請書類、F I B決定書およびA Bに提出された上訴申立書ならびにF I BおよびA Bの審問期日において顕れた一切の記録のみに基づいて行われる。上訴人は、A Bに対して新たな証拠を提出することはできない。
- (5) C L Aは、会議の経過及びその要領及び以下の各号に定める事項を記載したJライセンス決定会議の議事録を作成し、A Bパネルの議長はこれに記名捺印又は署名しなければならない。
 - ① 議長および出席者／欠席者の氏名
 - ② 会議の開始時に出席者全員が自身の独立性を宣言した旨
 - ③ 会議の日付および場所
- (6) 上訴の申立てはいつでも取り下げることができる。上訴の申立てを取り下げた場合は、その時点でF I Bの決定が確定するものとする。
- (7) ライセンス申請者がA Bに上訴する場合は、上訴手数料として金10万円をJリーグに支払うものとし、当該手数料はいかなる理由があっても返却しない。
- (8) A Bによる決定結果は、C L AからJリーグ理事会およびJ F A理事会に対して報告されるとともに、決定日から7日以内に、ライセンス申請者およびL Mに対し、決定結果および

び決定理由を明記した書面（以下「ＡＢ決定書」という）が送付される。

- (9) ＡＢの決定に対して上訴権を有する者については、第26条第2項の規定を準用する。
- (10) 前項の規定に基づき上訴権を有する者は、ＡＢ決定書の受領日から21日以内に、ＣＡＳに対して上訴申立てを行うことができ、上訴した場合には速やかにＣＬＡに対して上訴の申立書の写しを送付する。当該期間内にＣＡＳに対する上訴がなされなかった場合、当該期間満了時にＡＢの決定が確定する。当該上訴申立ては、ＡＢの決定の効力を中断させる効果は有しないものとする。但し、ＣＡＳは申立てに基づいてそのような中断させる効果を有する命令を行うことができる。

第28条〔Ｊライセンス交付の決定〕

ＣＬＡはＪリーグおよびＪＦＡに対し、ライセンス交付の対象となるシーズンの前年の10月31日までに、Ｊライセンスを交付したクラブの一覧を文書にて通知するとともに、ＡＦＣが別途通知する期限内に、Ｊライセンスが交付されたクラブの一覧表をＡＦＣに提出する。

第7章 ＡＦＣクラブ競技会への出場資格

第29条〔ＡＦＣクラブ競技会への出場資格の承認〕

- (1) Ｊライセンスを交付されたクラブは、国内競技会の結果、ＡＦＣクラブ競技会への出場資格を得ることを条件として、ＡＦＣライセンスを交付されたものとみなされる。
- (2) 前項の規定に関わらず、当該クラブにＡＦＣライセンスが交付されるか否かに関する最終決定を行う権利は、ＡＦＣ規則に基づきＡＦＣに留保される。
- (3) Ｊライセンスが交付されていないクラブは、ＡＦＣクラブ競技会に出場することができない。ただし、第30条にいうＡＦＣクラブ競技会出場の臨時承認の対象クラブはその限りではない。

第30条〔ＡＦＣクラブ競技会出場の臨時承認〕

- (1) Ｊライセンスを保有していないクラブが、国内競技会の結果によってＡＦＣクラブ競技会への出場資格を得た場合、Ｊリーグは、ＪＦＡを通じ、当該クラブに代わり、ＡＦＣに対し、ＡＦＣライセンスの臨時適用を申請することができる。
- (2) 前項にいうＡＦＣライセンスの臨時適用の詳細は、ＡＦＣ規則第7条第4項「ＡＦＣクラブ競技会出場のためのクラブライセンス制度の臨時適用」によるものとする。

第31条〔Ｊライセンス取消しの場合の措置〕

- (1) Ｊリーグは、本交付規則に定める審査の過程でライセンシーのＪライセンス取消しが予見される状態となった場合には、ＪＦＡを通じて、その旨をＡＦＣのライセンス交付部門に通知しなければならない。

- (2) A F Cクラブ競技会に出場することが決定していたクラブについてJライセンスが取消された場合は、当該クラブをA F Cクラブ競技会から失格にすることに関する決定は、最終的にA F Cによって行われる。

第32条〔A F Cクラブ競技会の失格〕

本交付規則の別段の定めにかかわらず、クラブへの制裁またはクラブを将来のA F Cクラブ競技会から失格にする権利は、A F Cの諸規則に基づきA F Cに留保される。

第 8 章 競技基準

第33条〔競技基準〕

(1) 競技基準の目的は、以下のとおりである。

- ① 最高の質を有するサッカー選手が育成され、継続的に輩出されることを確実にすること
- ② 明確な進路を備えた漸進的な育成体制を確立すること
- ③ クラブ固有の質を重視したアカデミープログラムを設計し、実施すること
- ④ アカデミー選手のために、サッカー関連の教育および補足的な理論教育に裏付けられたエリート選手向け技術教育を実施すること
- ⑤ 全選手のために総合的な医療支援サービスを提供すること
- ⑥ 適格性を有する人員がエリート選手の育成および管理に従事することを確実にすること

(2) 競技基準の内容および等級を下表のとおり定める。

規則 番号	等級	項目およびその内容
S.01	A	<p>選手の育成体制(アカデミーチーム)</p> <p>(1) ライセンス申請者は、下記のアカデミーチームを保有するか、ライセンス申請者と関連する法人内に置かなければならない。ただし、第3号および第4号に定めるチームについては、当該年齢におけるサッカースクールまたはクリニックで代替することができる。なお、ライセンス申請者は、毎年度、当該アカデミーチームを技術的および金銭的に支援しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① U-18チーム ② U-15チーム ③ U-12チーム ④ U-10チーム <p>(2) 前項にいうアカデミーチームのうち、U-18チーム、U-15チームはJFAにチームおよび所属選手の登録を行っていないとせず、U-12チームについては、JFAにチーム登録した場合には、JFAに当該チームの所属選手を登録しなければならない。</p> <p>(3) 第1項にいうアカデミーチームのうち、U-18チーム、U-15チーム、JFAにチーム登録を行ったU-12チームは、それぞれJFA公認の公式競技会に出場していなければならない。なお、U-10チーム</p>

		<p>については当該競技会に出場する義務はないが、選手の競技機会確保のため、ライセンス申請者が地域レベルの大会を実施するようにする。</p>
S. 02	A	<p>アカデミープログラム (Youth Development Programmes)</p> <p>(1) ライセンス申請者は、下記項目を満たした「アカデミー申請書」を提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 育成・普及の理念および方針 ② ライセンス申請者のアカデミー組織図 ③ アカデミーの指導者に関する情報 ④ アカデミーの施設に関する情報 ⑤ ライセンスを申請する日の属する会計年度の前年度の育成・普及部門の決算および当年度の育成・普及部門の予算 ⑥ ライセンスを申請する日の属する会計年度の前年度の育成・普及部門の活動実績および当年度の育成・普及部門の活動計画 ⑦ 「F I F A 競技規則」についての教育プログラムの実績および計画 ⑧ アカデミー選手のための医療面でのサポートに関する説明 ⑨ アカデミーが定めた目的に対する結果と成果を評価するための検討方法およびそのフィードバックプロセスに関する説明 <p>(2) ライセンス申請者は、以下のプログラムの実施により、サッカーに関する教育以外の補完的教育を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ライセンス申請者が、すべてのアカデミー選手が義務教育を受けられることを保証すること ② ライセンス申請者は、すべてのアカデミー選手がサッカーに関する教育以外の補完的教育を受けることを妨げないよう保証すること
S. 03	A	<p>選手の医療面でのケア</p> <p>ライセンス申請者は、トップチームでプレーするすべての選手に対して、Jリーグの定めるメディカルチェックを年に1回受診させなければならない。</p>
S. 04	A	<p>教育プログラム</p> <p>ライセンス申請者は、J F A 審判委員会が説明するレフェリングおよびサッカー競技規則に関するルール講習会、ならびにスポーツ・イ</p>

		<p>ンテグリティ、ドーピング管理およびその他AFCが求めるテーマに関するイベントやセッションに、選手、監督、コーチ、強化責任者が出席したことを証明しなければならない。</p>
S. 05	B	<p>グラスルーツプログラム</p> <p>(1) ライセンス申請者は、サッカーに関する平等なプレー機会を提供するために、ホームタウンに居住する12歳以下の子供を対象とする定期的な催しやイベント（以下「当該プログラム」という）を開催するものとする。</p> <p>(2) 当該プログラムには、少なくとも40名の子供が参加し、Jリーグ規約に定められた大きさのピッチを4つのミニピッチに分割して、5対5の試合でプレーさせることが含まれていなければならない。</p> <p>(3) 当該プログラムは6歳から12歳の年齢を対象としたAFCの方針に即したものであることとし、JFAの関連部署、パートナーまたはその他の利害関係者と共同して行うことができる。</p>
S. 06	C	<p>人種的平等の実践</p> <p>ライセンス申請者は、サッカーにおける人種差別に対処する方針を定めることができる。</p>
S. 07	C	<p>女子チーム</p> <p>ライセンス申請者は、女子チームを保有するか、あるいはライセンス申請者と関連する法人内に置くことができる。なお、当該女子チームは、公式競技会に参加する義務はなく、当該チームに所属する選手の登録は義務づけられない。当該女子チームにおいて、サッカーの楽しさを提供し、他の女子チームとプレーする経験を得る機会を与えるために適切なイベント（スクール、クリニック、ミニトーナメント、地域レベルでのユース集会、等）を開催することが望ましい。</p>
S. 08	C	<p>企業の社会的責任（CSR）プログラム</p> <p>(1) ライセンス申請者は、クラブおよび試合内容を向上させ、サッカーと社会における現状の課題に取り組むための戦略および実施プログラムを策定することが望ましい。</p> <p>(2) ライセンス申請者、JFA、AFCおよびFIFAのいずれかにより定められた戦略およびプログラムを実施する取組みやキャンペーンに対する支援がプログラムに含まれていることが望ま</p>

		<p>しい。</p> <p>(3) 前2項のプログラムが地域社会とクラブとを結びつけるとともに、地域社会との関係性を創出して以下を促進していくことが望ましい。</p> <p>① ファン層の確立と拡大</p> <p>② ボランティアプールの創出</p> <p>③ コミュニティのための、またコミュニティ内でのグラスルーツサッカー活動、取組みおよびイベントの開催</p> <p>④ コミュニティとの強いつながりの創設</p> <p>⑤ ブランディング、マーチャンダイジング、スポンサー、商業パートナーのための市場基盤の創出</p>
S.09	C	<p>クラブユースアカデミー (Club Youth Academy)</p> <p>(1) ライセンス申請者は、そのアカデミープログラムの実現のために必要な施設および設備を備えたクラブユースアカデミーを設立していることが望ましい。</p> <p>(3) ライセンス申請者は、第33条基準S.02に規定する「アカデミー申請書」に加え、以下の各号の情報を所定の方法によりライセンスーに提出することができる。</p> <p>① 所属選手の一覧</p> <p>② 練習場や寮等の施設の写真</p>

第9章 施設基準

第34条〔施設基準〕

(1) 施設基準の目的は、以下のとおりである。

- ① ライセンス申請者が各競技会を開催可能な、安全で快適なスタジアムを有すること
- ② ライセンス申請者が所属選手の技術的スキルの向上に役立つ、適切なトレーニング施設を有すること

(2) 施設基準の内容および等級を下表のとおり定める。

規則 番号	等級	項目およびその内容
I. 01	A	<p>公認スタジアム</p> <p>(1) ライセンス申請者は、AFCクラブ競技会およびJリーグ公式試合の試合開催に利用することのできる、以下のいずれかの条件を満たすスタジアムを確保しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ライセンス申請者がスタジアムを所有していること ② ライセンス申請者と使用するスタジアムの所有者（複数ある場合はそれぞれのスタジアムの所有者）との間で、AFCクラブ競技会のホームゲーム（ライセンス申請者が出場資格を得た場合）およびJリーグ公式試合においてスタジアムを使用できることが、書面にて合意されていること。なお、Jリーグ公式試合におけるスタジアムの使用とは、ホームゲーム数の80%以上を当該スタジアムで開催することを指す <p>(2) 前項のスタジアムは、日本国内にあって、JFAおよびJリーグに公認されており、Jリーグ規約に定める要件を満たしていなければならない。ただし、当該スタジアムがAFCクラブ競技会の会場として使用可能か否かを定める権限はAFCが留保する。</p> <p>(3) ホームスタジアム確認書は、当該書類の提出日から2年以内に発行されたものでなければならない。</p>
I. 02	A	<p>スタジアムの認可</p> <p>(1) スタジアムは、国内の法律や地域の条例による安全性と避難計画に関する規定を満たし、認可を受けて建設されたものでなければならない。</p>

		<p>(2) ライセンス申請者は、地元警察、消防等の公的機関と密接に協力し、以下の項目についてその内容を定めなければならない。</p> <p>① スタジアム構造の安全性についての状態および改善方法</p> <p>② 管轄権を有する当局の安全・治安に関する規則との適合性を宣言する旨の表示</p> <p>③ スタジアム全体の収容人数（個々の座席、および合計人数）</p> <p>④ 安全および治安についての戦略。この戦略には、チケット発行・販売システム、観客の中から特定の個人や集団を選別する方法やふるい分けの方法、隔離すべき事態が起こった場合の計画、群衆を分散させるための計画、医療サービス、火事や停電等の緊急事態が発生した場合の対策など、試合の運営について全般的に網羅されていること</p>
I. 03	A	<p>スタジアム：入場可能数</p> <p>(1) スタジアムは、Jリーグ規約に定める算定方法により、以下の人数が入場可能でなければならない。</p> <p>① J1クラブ主管公式試合：15,000人以上</p> <p>② J2クラブ主管公式試合：10,000人以上</p> <p>(2) 当該スタジアムが前項第2号のみを充足する場合には、J1クラブライセンスは交付されないものとする。</p>
I. 04	A	<p>スタジアム：運営本部室および警察・消防司令室</p> <p>(1) スタジアムには、地元警察、消防等の公的機関と協議のうえ、スタジアム内をすべてコントロールできる運営本部室、および警察・消防司令室が備えられなければならない。</p> <p>(2) 前項にいう運営本部室、警察・消防司令室は、それぞれ以下の機能を満たすものであり、かつ、当該機能を満たすに十分な広さと設備を整えなければならない。</p> <p>① 運営本部室</p> <p>イ. 試合運営を統括できること（記録室、場内放送室、大型映像装置操作室関連を含む）</p> <p>ロ. 警備員、係員、ボランティアスタッフ等の自主警備による場内外コントロールを統括できること</p> <p>ハ. チケットコントロールができること</p> <p>ニ. 交通アクセスのコントロールができること</p> <p>ホ. 天候等、試合運営に関する情報を集約できること</p> <p>② 警察・消防司令室</p>

		<p>イ. 警察・消防による監視司令ができること</p> <p>ロ. 緊急部隊、緊急車両の発動が指示できること</p> <p>(3) 運営本部室と警察・消防司令室は、常に連携できるようにしなければならない。</p>
1.05	A	<p>スタジアム：観客エリア</p> <p>スタジアム内の各スタンドは、異なるセクターに分離することができるようにしなければならない。</p>
1.06	A	<p>スタジアム：医務室・救護室</p> <p>(1) スタジアムには、医療援助を必要とする観客、関係者等を手当するため、以下の機能を満たすに十分な広さ、設備を整えた医務室および救護室が備えられなければならない。ただし、救護室は仮設であってもよい。</p> <p>① 医務室は、場内外の医事運営を統括できること</p> <p>② 救護室は、主として場内の観客を対象とした応急措置ができること</p> <p>(2) 医務室と救護室は、常に連携できるようにしなければならない。</p>
1.07	A	<p>スタジアム：安全性</p> <p>(1) スタジアムは国内法令に基づき、安全性が確保されたものでなければならない。</p> <p>(2) ライセンス申請者はスタジアム所有者と協力のうえ、スタジアムが次の各号の内容を満たすよう努めなければならない。</p> <p>① スタジアムおよびスタンドのすべての部分は、安全基準に準拠していること</p> <p>② 観客エリア内のすべての一般用通路および階段を、明るい色で塗装すること（例：黄色）。なお、観客エリアから競技エリアへ移動するためのゲート、およびスタジアムの外へ移動するための出口となるすべての扉やゲートについても含まれる</p> <p>③ クラブは、すべての一般用通路や通路、階段、扉、ゲート等に、観客の動線の流れを妨げる可能性のある障害物が置かれていないことを確認すること、また、その確認手順を定めること</p> <p>④ スタジアム内のすべての出口およびゲート、および観客エリアから競技エリアへ移動するためのすべてのゲートは、観客</p>

		<p>側から見て外側に開くように設置し、観客がスタジアム内にいる間は施錠しないでおくこと</p> <p>⑤ 扉やゲートは、常に不正使用がないように警備する係員が付き、緊急避難時には緊急の避難経路として確保すること</p> <p>⑥ 不法侵入や不法占拠を防ぐために、扉やゲートは、その内側にいる人が簡単にかつ素早く施錠できるようにしておくこと。ただし、いかなる場合においても、観客がスタジアム内にいる間は、これらの扉やゲートを施錠してはならない</p> <p>⑦ スタジアムには避雷針を設置すること</p> <p>⑧ クラブ、および警察・消防司令が、十分に強力で信頼性の高い場内放送システムあるいは大型映像装置を使用して、スタジアム内外にいる観客との連絡に対応できること</p>
I. 08	A	<p>スタジアム：承認された避難計画</p> <p>ライセンス申請者は、緊急時にスタジアム内のすべての人が避難できる内容であると地元の警察や消防に承認された避難計画を、当該警察、消防の協力のもとに定めなければならない。</p>
I. 09	A	<p>トレーニング施設</p> <p>(1) ライセンス申請者は、年間を通じてトレーニングに利用できる以下の各号の施設を有していなければならない。なお、当該施設のうちいずれか1つでも充足していない場合には、J1・J2のいずれのクラブライセンスも交付されない。</p> <p>① 常時使用できる天然芝、ハイブリッド芝もしくは人工芝のピッチ1面および屋内トレーニング施設</p> <p>② クラブハウス（ただし第2項第3号に定められた設備を必ずしも要しない）</p> <p>③ メディカルルーム（ただし第2項第3号ニ.に定められた設備を必ずしも要しない）</p> <p>(2) ライセンス申請者は、年間を通じてライセンス申請者専用のもしくはライセンス申請者が優先的に利用できる、以下の各号に定める設備を備えたトレーニング施設を有していなければならない。なお、当該設備のうちいずれか1つでも充足していない場合には、J1クラブライセンスは交付されない。</p> <p>① クラブハウスに隣接した常時使用できるフルサイズの天然芝もしくはJリーグが認めたハイブリッド芝のピッチ1面</p> <p>② 前号のピッチを観覧できるエリア。ただし、一般客およびメ</p>

I. 09	A	<p>ディアそれぞれのために設けられているものとする</p> <p>③ 以下の設備を備えたクラブハウス</p> <p>イ. トレーニングジム</p> <p>ロ. トップチーム用の更衣室（トップチームの選手全員が使用可能な数のロッカー、8基程度のシャワー、トイレを備えていること）</p> <p>ハ. ビジターチーム用の更衣室</p> <p>ニ. メディカルケアスペース（マッサージ台2台、ベッド、担架、AED、冷蔵庫、製氷機を備えていること）</p> <p>ホ. トップチームの選手、コーチ、チームスタッフ全員が収容可能なミーティングルーム（映像再生装置が使用可能であること）</p> <p>ヘ. メディアからの取材に対応するスペース</p> <p>ト. メディアが作業できるスペース（ヘ. のスペースとは別であること）</p> <p>チ. 駐車場（クラブ関係者、メディア、一般利用者それぞれのために用意されていること）</p> <p>(3) ライセンス申請者は、前2項の施設について、以下のいずれかの条件を満たしていなければならない。</p> <p>① ライセンス申請者が所有していること</p> <p>② ライセンス申請者と使用するトレーニング施設の所有者（複数のトレーニング施設の場合はそれぞれのトレーニング施設の所有者）との間で、ライセンス申請者が年間を通じて当該施設を利用可能であることが書面にて合意されていること</p>
	C	<p>(4) 第1項または第2項にかかわらず、ライセンス申請者は、年間を通じてライセンス申請者専用のもしくはライセンス申請者が優先的に利用できる以下のトレーニング施設を有していることが望ましい。</p> <p>① クラブハウスに隣接した常時使用できるフルサイズの天然芝もしくはJリーグが認めたハイブリッド芝のピッチ1面および人工芝ピッチ1面。ピッチには、防球ネットを設けること。なお、ピッチサイドにクラブスポンサーの広告が掲出可能なスペースを設けること</p> <p>② 前号のピッチそれぞれについて設けられた観覧エリア。ただし、一般客およびメディアそれぞれのために設けられているものとする</p> <p>③ フットサルまたはビーチサッカー用のコート（第1号のピッチ）</p>

チとは別のものであること)

④ 室内または屋根付きのピッチ1面(第1号のピッチとは別の
ものであること)

⑤ 以下の設備を備えたクラブハウス

イ. トップチーム用のトレーニングジム

ロ. プールおよびジェットバス

ハ. トップチーム用の更衣室(トップチームの選手全員が使用
可能な数のロッカー、8基程度のシャワー、トイレを備え
ていること)

ニ. ビジターチーム用の更衣室

ホ. 女子チーム用の更衣室

ヘ. 審判用の更衣室(4人以上のロッカー、シャワー、トイレ
を備えていること)

ト. 女子審判用の更衣室(4人以上のロッカー、シャワー、ト
イレを備えていること)

チ. メディカルケアスペース(マッサージ台2台、ベッド、担
架、AED、冷蔵庫、製氷機、X線撮影装置を備えていること)

リ. トップチームの選手、コーチ、チームスタッフ全員
が収容可能なミーティングルーム(映像再生装置が使用可
能であること)

ヌ. 監督室およびコーチングスタッフ室

ル. 女子チーム監督室およびコーチングスタッフ室

ヲ. トップチーム選手用のラウンジ

ワ. 厨房設備のあるチーム用の食堂

カ. メディアからの取材に対応するスペース(複数のインタビ
ューに同時に対応可能であること)

ヨ. メディアが作業できるスペース(カ.のスペースとは別の
ものであり、無線LANが使用できること)

タ. ランドリーおよび乾燥室

レ. エキップメントルーム

ソ. 一般客用のラウンジ

ツ. トロフィー、表彰物等の展示スペース

ネ. グッズショップ

ナ. 駐車場(クラブ関係者、メディア、一般利用者それぞれの
ために用意されていること)

⑥ トップチーム選手寮

(5) ライセンス申請者は、前項各号の施設について、以下のいずれか

		<p>の条件を満たすことが望ましい。</p> <p>① ライセンス申請者が所有していること</p> <p>② ライセンス申請者と使用するトレーニング施設の所有者（複数のトレーニング施設の場合はそれぞれのトレーニング施設の所有者）との間で、ライセンス申請者が年間を通じて当該施設を利用可能であることが書面にて合意されていること</p>
I. 10	A	<p>アカデミーのトレーニング施設</p> <p>(1) ライセンス申請者は、年間を通じてアカデミーのトレーニングに利用できる以下の施設を有していなければならない。</p> <p>① 常時利用できる天然芝もしくは人工芝のピッチ1面および屋内トレーニング施設</p> <p>② クラブハウス</p> <p>③ メディカルルーム</p> <p>(2) ライセンス申請者は、前項各号の施設について、以下のいずれかの条件を満たしていなければならない。</p> <p>① ライセンス申請者が所有していること</p> <p>② ライセンス申請者と使用するトレーニング施設の所有者（複数のトレーニング施設の場合はそれぞれのトレーニング施設の所有者）との間で、ライセンス申請者が年間を通じて当該施設を利用可能であることが書面にて合意されていること</p>
I. 11	B	<p>スタジアム：基本原則</p> <p>(1) スタジアムには、以下の各号の情報を含む、試合運営に関する基本原則を定め、観客が読むことができるように表示されなければならない。</p> <p>① 入場する権利に関する事項</p> <p>② 試合の中止または延期に関する事項</p> <p>③ 禁止事項、自粛事項</p> <p>④ 座席に関するルール</p> <p>⑤ スタジアムから退場処分となる行為</p> <p>⑥ 緊急避難経路</p>
I. 12	B	<p>スタジアム：衛生施設</p> <p>(1) スタンドには、どの席からもアクセス可能な場所に、男女別のトイレ設備を十分に備え、かつ、車椅子席の近くには、多目的トイレを備えなければならない。</p>

		<p>(2) トイレは、明るく、清潔で、衛生的でなければならず、試合中もその状態を保たなければならない。</p> <p>(3) スタジアムは、1,000名の観客に対し、少なくとも洋式トイレ5台、男性用小便器8台を備えなければならない。</p>
	C	<p>(4) 前項にかかわらず、Jリーグでは、1,000名の男性観客に対し、少なくとも洋式トイレ3室、男性用小便器15台および洗面台6台、また、1,000名の女性観客に対し、少なくとも洋式トイレ28室、洗面台14台を備え、5,000人の観客に対して多目的トイレ1室を備えることが望ましい。</p>
I. 13	B	<p>スタジアム：屋根</p> <p>(1) スタジアムの屋根は、観客席の3分の1以上が覆われていなければならない。</p>
	C	<p>(2) 前項にかかわらず、スタジアムの屋根は、すべての観客席を覆うことが望ましい。</p>
I. 14	C	<p>スタジアム：案内サインと動線</p> <p>(1) スタジアム内外の案内看板は、Jリーグで定めた、国際的に理解可能なピクトグラフ（絵文字的言語）で表記することが望ましい。</p> <p>(2) スタジアムの案内サインは、できるだけ高い位置に、日本語・英語の両方で表記し、夜間でも視認できるようにすることが望ましい。</p> <p>(3) 前項に加え、スタジアムには、視覚障がい者のための案内サインを設置することが望ましい。</p> <p>(4) スタジアムへの動線およびスタジアム周辺、そしてスタジアム内には、異なるセクターへ誘導するための、明確な案内サインを設置することが望ましい。</p> <p>(5) 試合のチケットには、座席の位置が明確に確認できるように表示されていることが望ましい。また、チケットに印刷されている情報は、スタジアム内外に設置されている案内サインと関連付けられるものであることが望ましい。</p> <p>(6) チケットの半券には、入場後に観客を誘導する情報が含まれていることが望ましい。</p> <p>(7) 試合のチケットは席種別に色分けされていることが望ましい。</p> <p>(8) 入場者を誘導するために、スタジアムの壁には案内図を表示する</p>

		ことが望ましい。
I. 15	A	<p>スタジアム：身体障がいのある観客</p> <p>スタジアムには、身体障がいのある観客とその付添人を安全かつ快適な状態で受け入れるための設備を設けることとする。具体的には、以下の条件を満たすこととする。</p> <p>(1) スタジアムには、観戦の際の安全が確保され、かつアクセスが容易な場所に車椅子の入場者のための席（車椅子席）を設けなければならない。</p> <p>(2) スタジアムには、車椅子の入場者の付添人用の椅子を備えなければならない</p>
	C	<p>スタジアム：身体障がいのある観客</p> <p>(1) スタジアムには車椅子用のスロープを確保することが望ましい。</p> <p>(2) 車椅子席は、ホームとビジターに分けて設置することが望ましい。</p> <p>(3) 車椅子席は、雨に濡れることなく、前列の観客により視野を妨げられない場所にあることが望ましい。</p>

第10章 人事体制・組織運営基準

第35条〔人事体制・組織運営基準〕

(1) 人事体制・組織運営基準の目的は、以下のとおりである。

- ① ライセンス申請者がプロフェッショナルな方法で運営管理されること
- ② ライセンス申請者が、一定のノウハウおよび経験、スキルを有するスペシャリストを有すること
- ③ トップチームおよびその他のチームの選手が、資格を有するコーチによるトレーニングを受け、必要な医療スタッフによりサポートされること

(2) 人事体制・組織運営基準の内容および等級を下表のとおり定める。

規則 番号	等級	項目およびその内容
P.01	A	<p>クラブ事務局</p> <p>ライセンス申請者は、以下の各号の情報を所定の方法によりライセンスサーに届け出なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事務所の所在地（複数ある場合はすべて記載する） ② 当該事務所の所有、賃貸の区分 ③ 役員・社員・従業員の一覧 ④ 事務所の問い合わせ先電話番号、FAX番号、Eメールアドレス
P.02	A	<p>代表取締役</p> <p>ライセンス申請者には、適用法令に従って適切に選任された代表取締役または代表理事がいなければならない。</p>
P.03	A	<p>財務担当（ファイナンスオフィサー）</p> <p>ライセンス申請者は、経理・財務を担当する常勤の取締役を置き、かつ、以下のいずれかに該当する者を財務担当（ファイナンスオフィサー）として置かなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 会計参与 ただし会計参与を財務担当とする場合は、会計参与との連絡担当となる常勤の財務担当社員を置くこと ② 常勤の経理・財務担当で、課長職以上の者で、以下のいずれかの資格を有する者

		<p>イ. 公認会計士または税理士</p> <p>ロ. 経理・財務分野において3年以上の実務経験を有し、Ｊリーグから発行される「財務担当適正証」を有する者</p>
P.04	A	<p>運営担当（オペレーションオフィサー）</p> <p>ライセンス申請者は、試合運営に関する事項について責任を有する常勤の運営担当として、以下のいずれかに該当する者を置かなければならない。</p> <p>① Ｊリーグが特定する試合運営に関する課程に参加し、その課程を終了した者</p> <p>② 最低1年の実務経験を有し、Ｊリーグから発行される「運営担当適正証」を有する者</p>
P.05	A	<p>セキュリティ担当（セキュリティオフィサー）</p> <p>ライセンス申請者は、安全および治安に関する事項について責任を有するセキュリティ担当（セキュリティオフィサー）として、以下のいずれかに該当する者を置かなければならない。</p> <p>① 国内法令による、警察官あるいは警備員としての証明を有する者</p> <p>② 所定の課程の履修に基づいて国家が認めている機関が発行する、安全と保安についての免許を有する者</p> <p>③ Ｊリーグが特定する、安全と保安に関する課程に参加し、かつ、最低1年の実務経験を有し、Ｊリーグから発行される「セキュリティ担当適正証」を有する者</p>
P.06	A	<p>広報担当（メディアオフィサー）</p> <p>ライセンス申請者は、メディアに関する事項について責任を有する常勤の広報担当（メディアオフィサー）として、以下のいずれかに該当する者を置かなければならない。</p> <p>① Ｊリーグが特定するメディア関連業務に関する課程に参加し、その課程を終了した者</p> <p>② 最低1年の実務経験を有し、Ｊリーグから発行される「広報担当適正証」を有する者</p>
P.07	A	<p>事業担当（マーケティングオフィサー）</p> <p>ライセンス申請者は、マーケティングに関する事項について責任を有する事業担当（マーケティングオフィサー）として、以下のいずれ</p>

		<p>かに該当する者を置かなければならない。ただし、事業担当（マーケティングオフィサー）は、ライセンス申請者の常勤の従業員、あるいは、ライセンス申請者との契約に基づいて常駐している、外部企業に属する者とする。</p> <p>① Jリーグが特定するマーケティングに関する課程に参加し、その課程を終了した者</p> <p>② 最低1年の実務経験を有し、Jリーグから発行される「事業担当適正証」を有する者</p>
P. 08	A	<p>コンプライアンス・オフィサー</p> <p>(1) ライセンス申請者は、以下の事項について責任を有するコンプライアンス・オフィサーを置かなければならない。</p> <p>① クラブに所属する全員に対するソーシャル・フェアプレー（反社会的勢力との関係遮断、差別の根絶およびJリーグとしての社会的責任の履行）の浸透に向けた研修の統括</p> <p>② ソーシャル・フェアプレーに抵触する事案（いわゆる有事）が発生した時の対応</p> <p>③ クラブに関わる者（ファン・サポーター等）のソーシャル・フェアプレーの啓発</p> <p>(2) 前項にいうコンプライアンス・オフィサーは、常勤の取締役でなければならない。</p>
P. 09	A	<p>医師（メディカルドクター）</p> <p>(1) ライセンス申請者は、トップチームへの医療面でのサポートおよびアドバイス、ならびにドーピング防止方針について責任を有する医師を1名以上置かなければならない。当該医師は、試合およびトレーニング中の医療面のサポートを確実に行うものとする。</p> <p>(2) 前項にいう医師は、日本国医師免許を保有しているものとし、ライセンス申請者は、前項にいう医師のなかから、チームの医療面における責任者を任命し、Jリーグに届け出るものとする。</p>
P. 10	A	<p>理学療法士（メディカルスタッフ）</p> <p>ライセンス申請者は、医師をサポートし、トップチームのトレーニング、試合中の医療手当およびマッサージについて責任を有するメディカルスタッフを置き、Jリーグに届け出なければならない。なお、メディカルスタッフは、医療に関わる以下のいずれかの国家資格等を保有しているものとする。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ① 理学療法士 ② 柔道整復師 ③ あん摩マッサージ指圧師 ④ はり師 ⑤ きゅう師 ⑥ 公益財団法人日本体育協会公認アスレティックトレーナー
P. 11	A	<p>トップチーム監督</p> <p>ライセンス申請者は、以下のいずれかの指導者ライセンスを保有する者をトップチームの監督（ヘッドコーチ）に置かなければならない。なお、当該監督は以下いずれかの指導者ライセンスがJFA技術委員会にて認定され、ライセンス申請者における決裁手続を経たうえで任命されなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 有効なJFA S級コーチライセンス ② 有効なAFC Proライセンス ③ 有効なUEFA Proライセンス ④ 上記①から③以外の海外指導者ライセンス保有者で、JFA技術委員会においてJFA S級ライセンス相当と認定された者
P. 12	A	<p>トップチームのアシスタントコーチ</p> <p>ライセンス申請者は、以下のいずれかの指導者ライセンスを保有する者を1名以上、トップチームのコーチに置かなければならない。なお、当該コーチはライセンス申請者における決裁手続を経たうえで任命されなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 有効なJFA A級コーチジェネラルライセンス ② 有効なAFC Aライセンス ③ 有効なUEFA Aライセンス
P. 13	A	<p>アカデミーダイレクター</p> <p>ライセンス申請者は、以下のいずれかの指導者ライセンスを保有し、かつ、国内外の登録チームでの3年以上の指導経験がある者をアカデミーダイレクター（育成責任者）に置かなければならない。なお、当該アカデミーダイレクターはライセンス申請者における決裁手続を経たうえで任命されなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 有効なJFA A級コーチジェネラルライセンス ② 有効なAFC Aライセンス

		③ 有効なUEFA Aライセンス
P. 14	A	<p>アカデミーチーム監督</p> <p>ライセンス申請者は、第33条基準S.01に定める各カテゴリーのアカデミーチームに、以下のいずれかの指導者ライセンスを保有する専任の監督を任命しなければならない。なお、当該監督はライセンス申請者における決裁手続を経たうえで任命されなければならない。</p> <p>① 有効なJFA B級コーチライセンス ② 有効なAFC Bライセンス ③ 有効なUEFA Bライセンス</p>
P. 15	A	<p>アカデミーチームコーチ</p> <p>ライセンス申請者は、第33条基準S.01に定める各カテゴリーのアカデミーチームに、以下のいずれかの指導者ライセンスを保有するコーチをそれぞれ1名以上置かなければならない。なお、当該コーチはライセンス申請者における決裁手続を経たうえで任命されなければならない。</p> <p>① 有効なJFA B級コーチライセンス ② 有効なAFC Bライセンス ③ 有効なUEFA Bライセンス</p>
P. 16	A	<p>安全・警備組織：警備員</p> <p>(1) ライセンス申請者は、警備員を雇用するか、または外部の警備会社に警備業務を委託することで、ホームゲームの運営に際する安全と治安を確保しなければならない。</p> <p>(2) 前項の内容を証するため、ライセンス申請者は以下のいずれかの条件を満たさなければならない。</p> <p>① 警備員を雇用すること ② 警備員を提供するスタジアム所有者と書面による契約を締結すること ③ 警備員を提供する外部の警備会社と書面による契約を締結すること</p> <p>(3) ライセンス申請者は、ホームゲームの際、適切な資格を有している警備員を配置させなければならない。</p>
P. 17	A	権利と義務

		<p>本条P. 02からP. 16までに記された人員の職務上の権利および義務は、書面により定義されなければならない。</p>
P. 18	A	<p>ライセンス申請書類提出後の変更通知義務</p> <p>ライセンス申請書類をJリーグに提出後、本条基準P. 01から基準P. 16に関して、すでに提出済みの情報に変更がある場合は、当該変更の発生日から10日以内にその詳細を所定の方法にてJリーグに通知しなければならない。</p>
P. 19	A	<p>ライセンス交付シーズンにおける後任の選任義務</p> <p>(1) 本条基準P. 02から基準P. 15に規定される人員について、シーズン途中に、ライセンス申請者の支配の及ばない事由（病気、事故等）に起因して欠員が出た場合、ライセンス申請者は当該人員をただちに補充しなければならない。ただし、補充された人員が、当該人員の属する職務に相当する基準を満たさない場合は、当該人員の任期はライセンス交付シーズンの末日までとする。</p> <p>(2) 本条基準P. 02から基準P. 15に規定される人員について、ライセンス申請者の決定（任期途中での解任、解雇等）に起因して欠員を生じさせる場合には、ライセンス申請者は、当該欠員の属する職務に相当する基準を満たす人員をただちに補充しなければならない。</p> <p>(3) ライセンス申請者は、前2項に定める人員交代につき、交代を決定した日から7日以内に、所定の方法にてJリーグに通知しなければならない。</p>
P. 20	C	<p>法務担当（リーガルオフィサー）</p> <p>(1) ライセンス申請者は、ライセンス申請者の活動における法務事項について責任を有する法務担当（リーガルオフィサー）を置くことが望ましい。</p> <p>(2) 法務担当（リーガルオフィサー）は以下のいずれかの条件を満たすものであることとする。</p> <p>① ライセンス申請者が雇用する専任の弁護士</p> <p>② 契約に基づく外部の顧問弁護士</p>
P. 21	C	<p>テクニカルダイレクター</p> <p>(1) ライセンス申請者は、常勤または非常勤のテクニカルダイレクターを置くことが望ましい。</p>

		<p>(2) テクニカルダイレクターは、以下①から③のいずれかの指導者ライセンスを保有および/またはプロクラブレベルでの幅広い競技および職務経験のような追加資質を有しているか、あるいは選手、コーチ、マネージャーまたはアドバイザーとしてクラブに長く勤めてきた専任メンバーであることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 有効な J F A A 級コーチジェネラルライセンス ② 有効な A F C A ライセンス ③ 有効な U E F A A ライセンス <p>(3) テクニカルダイレクターは、優れた管理能力やビジョンを有し、クラブの技術育成において指導力を発揮することとする。</p> <p>(4) テクニカルダイレクターは、以下の事項について責任を負うものとする。但し、これに限定はされない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① クラブの哲学を確立および/または実施すること ② ユースと選手の育成体制・プログラムを確立すること ③ 技術基準が維持され、向上されることを確実にすること ④ すべての技術および育成プログラムを監視し、評価すること ⑤ 人材発掘（スカウト） ⑥ クラブユースアカデミーの管理 ⑦ コーチやスカウトの採用と管理 ⑧ 試合分析プロセスの管理
P. 22	C	<p>トップチームのゴールキーパーコーチ</p> <p>ライセンス申請者は、トップチームのために以下のいずれかの指導者ライセンスを保有するゴールキーパーコーチを置くことが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 有効なゴールキーパーA級コーチライセンス ② 有効な A F C ゴールキーパー Level1ライセンス ③ 有効な U E F A ゴールキーパーAライセンス
P. 23	C	<p>トップチームのフィットネスコーチ</p> <p>ライセンス申請者は、トップチームのために A F C フィットネスコーチ Level2ライセンスを保有するフィットネスコーチを置くことが望ましい。</p>

第11章 法務基準

第36条〔法務基準〕

(1) 法務基準の内容および等級を下表のとおり定める。

規則 番号	等級	項目およびその内容
L. 01	A	<p>AFCクラブ競技会出場への宣言書</p> <p>ライセンス申請者は、以下の内容を遵守する旨の宣言書を提出しなければならない。ただし当該宣言書は、Jリーグへの提出期限前3か月以内に、クラブの代表者が印鑑登録されている代表者印を押印したものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① FIFA、AFCおよび国内協会、ならびに国内リーグの、規約、規程、規則および決定が法的拘束力のあるものであることを認めること ② 国際的な次元の紛争、とりわけFIFAまたはAFCが関与している紛争について、CAS（スポーツ仲裁裁判所）の専属的管轄を認めること ③ FIFAおよびAFC規約に基づく、普通裁判所への提訴の禁止を認めること ④ JFAに公認されている競技会で競技すること ⑤ AFCに公認されている競技会に出場すること（ただし、親善試合には関係しない） ⑥ Jリーグクラブライセンス交付規則の条項および条件に従い、かつ遵守することを約束すること ⑦ 電子システム等により提出済みのすべての文書、資料および情報は完全かつ正確であること ⑧ クラブライセンスの交付主体であるJリーグおよびJFAに対し、文書を検証し、かつ、情報を求め、また、上訴手続の際には、国内法令に従って関連する公共機関または民間団体に情報を求める権限を与えること ⑨ AFCが評価プロセスおよび意思決定を評価するための国内レベルにおけるスポットチェック（抜き打ち検査）を実施する権利を留保していることを認めること ⑩ AFCが国内レベルにおける抜き打ち検査の手順の実施を怠

		<p>った場合、FIFAが評価プロセスおよび意思決定を評価するための国内レベルにおける抜き打ち検査を実施する権利を留保していることを認めること</p> <p>⑩ 定められた期限内に、ライセンス申請書類を提出した後に発生した、重大な変更、主要な経済的重要性のある事象または状況および事後的な事象について、Jリーグに通知すること</p>
L. 02	A	<p>クラブの登記情報</p> <p>ライセンス申請者は以下の文書を提出しなければならない。</p> <p>① ライセンス申請者の定款原本の写し</p> <p>② ライセンス申請者の履歴事項全部証明書の写し（Jリーグへの提出期限より3か月前以内に発行されたものであること）</p> <p>③ ライセンス申請者の印鑑登録証明書の写し（Jリーグへの提出期限より3か月前以内に発行されたものであること）</p>
L. 03	A	<p>他クラブの経営等への関与の禁止</p> <p>ライセンス申請者は、クラブの経営、管理運営および／または競技活動に関わるいかなる自然人も法人も、直接と間接とを問わず、以下の各号のいずれにも該当しないことを宣言する旨の文書を提出しなければならない。ただし当該宣言書は、Jリーグへの提出期限3か月前以内に、クラブの代表者が印鑑登録されている代表者印を押印したものであるとする。</p> <p>① 同じ競技会に出場している他のクラブの証券または株式を、重大な影響を与えうる割合で保有するかまたは取引すること</p> <p>② 同じ競技会に出場している他のクラブの株主の議決権の過半数を有すること</p> <p>③ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、管理運営および監督機関の構成員の過半数を任命するかまたは解任する権利を有していること</p> <p>④ 同じ競技会に出場している他のクラブの株主であり、かつ、そのクラブのその他の株主と締結した契約に従って、当該クラブの株主議決権の過半数を単独で有していること</p> <p>⑤ 同じ競技会に出場している他のクラブのメンバーであること</p> <p>⑥ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理または競技活動に何らかの地位において関与していること</p> <p>⑦ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理または競技活動について何らかの権限を有していること</p>

L. 04	A	<p>プロ選手との書面による契約</p> <p>ライセンス申請者のすべてのプロ選手は、ライセンス申請者と書面による契約を締結しなければならない。当該契約は「選手の地位および移籍に関するFIFA規則」の関連条項に準じ、また、法令ならびにFIFA、AFC、JFAおよびJリーグによって求められるすべての主要な条項が含まれているものとする。</p>
L. 05	A	<p>クラブ内の懲戒手続</p> <p>ライセンス申請者は、国内法令ならびにFIFA、AFCおよび国内協会の規約、規程および規則に適合した、法的に有効な懲戒規則、あるいはそれに類する文書を提出しなければならない。</p>
L. 06	C	<p>選手と社員のための行動規範</p> <p>ライセンス申請者は、国内法令ならびにFIFA、AFCおよび国内協会の規約、規程および規則に適合した、選手およびオフィシャルのための法的に有効な行動規範を提出することが推奨される。</p>

第12章 財務基準

第37条〔財務基準〕

- (1) 財務基準の目的は以下のとおりとする。
- ① クラブの経済的および財務的能力を向上させること
 - ② クラブの透明性と信頼性を高めること
 - ③ 債権者保護を重視すること
 - ④ シーズンを通じた国内競技会および国際競技会の継続性を保護すること
 - ⑤ 国内競技会および国際競技会における財務面でのフェアプレーを監視すること
- (2) ライセンス申請者が何らかの関連する会社等を有している場合には、ライセンス申請者の個別財務諸表のほか、当該関連する会社の個別財務諸表および作成を行っている場合には連結財務諸表をライセンサーに提出しなければならない。
- (3) ライセンス申請者の関連当事者との取引は、日本国の会計基準に基づいて会社法に定める計算書類に注記されるか、別添資料を作成してライセンサーに提出されなければならない。
- (4) 財務基準の内容および等級を下表のとおり定める。

規則 番号	等級	項目およびその内容
F.01	A	<p>年次財務諸表（監査済み）</p> <p>(1) ライセンス申請者は、AFCおよびライセンサーの指示に基づき、ライセンス申請者の有する法人格に対する国内法令に基づいた年次財務諸表一式を作成し、Jリーグに提出しなければならない。なお、当該財務諸表は監査法人または公認会計士の監査を受けたものとし、ライセンサーの求めに応じ、決算の詳細はライセンサーに開示されなければならない。</p> <p>(2) ライセンス申請者は、前項の資料に基づき、ライセンスを申請した日の属するシーズンの翌シーズンのライセンス交付について審査されるものとする。ただし、ライセンス申請者が、前項にいう会計監査人から監査報告書において否定的意見が付されたかまたは意見不表明となった場合には、審査に及ばないものとする。</p>
F.02	A	<p>中間財務諸表（レビュー済み）</p> <p>(1) ライセンス申請者は、ライセンス申請日における最終の事業年度の末日が、第28条の一覧表のAFCへの提出期限(10月31日)の6</p>

		<p>か月以上前である場合には、中間財務諸表を作成し、提出しなければならない。</p> <p>(2) 前項の中間財務諸表は、第28条の一覧表の提出期限の前6か月以内の日を末日とする中間期を対象とするものであり、監査法人または公認会計士の監査もしくはレビューを受けていなければならない。</p> <p>注記：上記に関わらず、2018年に行うライセンス申請に関しては、2017年9月26日付のAFC承認に基づき本基準の適用は免除されるため、ライセンス申請者は中間財務諸表を提出する必要はない。</p>
F.03	A	<p>選手移籍活動によって生じる他のサッカークラブに対する期限経過未払金の皆無</p> <p>ライセンス申請者は、ライセンスの対象となるシーズンの前年の6月30日の時点で、選手移籍活動によって生じる他のサッカークラブに対する期限経過未払金がないことを証明する書式を提出しなければならない。ただし、ライセンスの対象となるシーズンの前年の8月31日までに完全に和解した場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合、あるいは管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当する場合を除く。</p>
F.04	A	<p>従業員や社会保険当局、税務当局に対する期限経過未払金の皆無</p> <p>ライセンス申請者は、ライセンスの対象となるシーズンの前年の6月30日の時点で、現在および過去の従業員（「選手の地位および移籍に関するFIFA規則」に従ったすべてのプロ選手、第35条基準P.02から基準P.15まで、および基準P.21から基準P.23までに示す人員を含む）との間の、契約上の、および法律上の義務に関して、従業員および社会保険当局および税務当局に対する期限経過未払金がないことを証明する書式を提出しなければならない。ただし、ライセンスの対象となるシーズンの前年の8月31日までに完全に和解した場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合、または管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当する場合を除く。</p>
F.05	A	<p>ライセンス交付の決定に先立つ表明書</p> <p>(1) FIBによってライセンス交付の決定が下される期間の開始前7日以内に、ライセンス申請者はライセンサーに対し、当該申請者がライセンス交付文書を提出した日が属する事業年度の前年</p>

		<p>度の末日以降、ライセンス申請者の財務状況に（好影響か悪影響かを問わず）影響を及ぼし得るような経済的重要性のある事象または状況が生じたか否かを表明する書式を提出しなければならない。</p> <p>(2) 前項に関わらず、ライセンス申請者の財務状況に（好影響か悪影響かを問わず）影響を及ぼし得るような経済的重要性のある事象が発生した場合には、ライセンス申請者は当該事象の詳細を説明する書式を直ちに提出しなければならない。</p>
F.06	A	<p>予算および予算実績、財務状況の見通し</p> <p>(1) ライセンス申請者は、ライセンス申請締切日が属するライセンス申請者の事業年度の年次の損益予算を科目ごとの明細とともに、その前事業年度の末日までに提出しなければならない。なお、当該損益予算は、取締役会または理事会（取締役会設置会社でない場合は株主総会）で承認されたものとする。</p> <p>(2) ライセンス申請者は、Jリーグが指定する期日までに、ライセンスが交付されるシーズンを含む決算期におけるライセンス申請者の予算実績および財務状況の見通しを説明する資料を提出し、その資料に基づいてC L Aの調査を受けなければならない。C L Aはこの調査により、当該決算期において、当該申請者の経営の継続が困難であるか否かを審査するものとする。</p>
F.07	A	<p>ライセンス交付後の重要な後発事象の通知義務</p> <p>(1) ライセンスの交付を受けた後、ライセンス交付の対象となるシーズンにおいて、クラブの事業継続に悪影響を及ぼし得る出来事が発生した場合、発生した日から14日以内に、ライセンシーはライセンサーに対し、その出来事の内容、およびライセンシーの事業に与える影響を説明した書式を提出しなければならない。</p> <p>(2) ライセンサーは、前項の書式を、ライセンス交付の対象となるシーズンの翌シーズンにおけるライセンス交付の評価資料に加えることができる。</p>
F.08	A	<p>財務状況の見通しの修正義務</p> <p>ライセンス申請者が財務状況の見通しの説明に対する違反行為を行った場合、ライセンス申請者はライセンサーの指示に従い、財務状況の見通しを修正し、過去6か月以上の財務状況資料を合わせて提出しなければならない。</p>

第13章 雑則

第38条〔守秘義務〕

- (1) Jリーグ、C L A、ライセンス評価チーム、F I B、A Bの関係者は、本交付規則およびJリーグクラブライセンス関連規程に定める場合を除き、Jライセンス申請手続の過程でライセンス申請者から提出された資料および当該資料に記載されたライセンス申請者の非公開の情報を、当該ライセンス申請者の事前の同意なくして第三者に開示してはならない。ただし、J F Aに開示する場合および第9条に定めるA F Cによる検査の場合を除く。
- (2) 前項に定める秘密保持義務が課せられる期間は無制限であるものとし、また、当該秘密保持義務に違反したものはJリーグ規約に従って制裁を科され得る。
- (3) C L A、ライセンス評価チーム、F I B、A Bの関係者は、第1項の内容を含む誓約書に署名しなければならない。ただし、Jリーグと法人との契約に基づき、当該法人の従業員がライセンス評価チームの構成員となる場合は、当該法人との契約書において、当該法人が、当該法人の従業員たるライセンス評価チームの構成員に、第1項の秘密保持義務を遵守させる義務を負う旨定めることで、上記誓約書への署名に代えることができる。

第39条〔資料保管義務〕

C L Aは、Jライセンスの申請および交付決定に関する書類および電子記録については、安全性を確保し適切に保管しなければならない。

第40条〔年次レビューミーティングの実施〕

C L Aは、交付規則第28条に定めるA F Cへの提出が完了した後、クラブライセンス制度の実効性および効率性を高めることを主な目的とした年次レビューミーティングを実施する。

第41条〔Jリーグクラブライセンス制度への意見〕

C L Aは、クラブライセンス制度に関わる者からJリーグクラブライセンス制度に対する意見を受け付ける体制を整えるものとする。

第42条〔言語〕

本交付規則は日本語版と英語版をもって作成される。第9条第3項に定める場合を除き、日本語版を正文とし、日本語版と英語版との間で解釈に相違がある場合、日本語版による解釈が優先するものとする。

第43条〔不可抗力の事態が生じた場合の取扱〕

- (1) 自然災害、戦争、テロ等の不可抗力により、ライセンス申請者もしくはライセンシーが第8章から第12章に定める各ライセンス基準を充足することができない可能性が生じた場合、Jリーグ理事会は当該ライセンス申請者もしくはライセンシーからの申請に基づき、F I

B、A Bが行うJライセンス交付可否の決定、第8条の制裁の決定、第23条第3項のライセンス取消しもしくは制裁の決定にあたり、第8章から第12章に定める各ライセンス基準の一部を適用しない旨決定することができる。

- (2) A F CがA F C規則に基づき前項に関する決定をしたときは、前項の定めに関わらず、A F Cライセンスとの関係ではA F Cの決定が前項の決定に優先する。

第44条〔本交付規則に定めのない事項〕

- (1) 本交付規則に規定されていない事項については、Jリーグ理事会がこれを決定する。
- (2) 前項の定めに関わらず、本規則に規定されていない事項のうちA F Cクラブ競技会への出場に関連する事項に関しては、A F C規則に基づきA F Cが決定を下すことがある。この場合、A F Cの決定がJリーグの決定に優先する。
- (3) A F Cが本交付規則およびA F C規則に関連する事項につき、別途Jリーグに対して指示を行った場合には、Jリーグは指示の内容に合わせて必要な措置を講じる。

第45条〔改正〕

本交付規則の改正は、Jリーグ理事会の発議に基づくJリーグ総会の議決を経て、A F Cに本交付規則の改正に関する承認を得て、これを行う。

第46条〔附則〕

本交付規則は2012（平成24）年2月1日から施行する。

〔改正〕

2012年12月11日

2014年1月31日

2014年12月10日

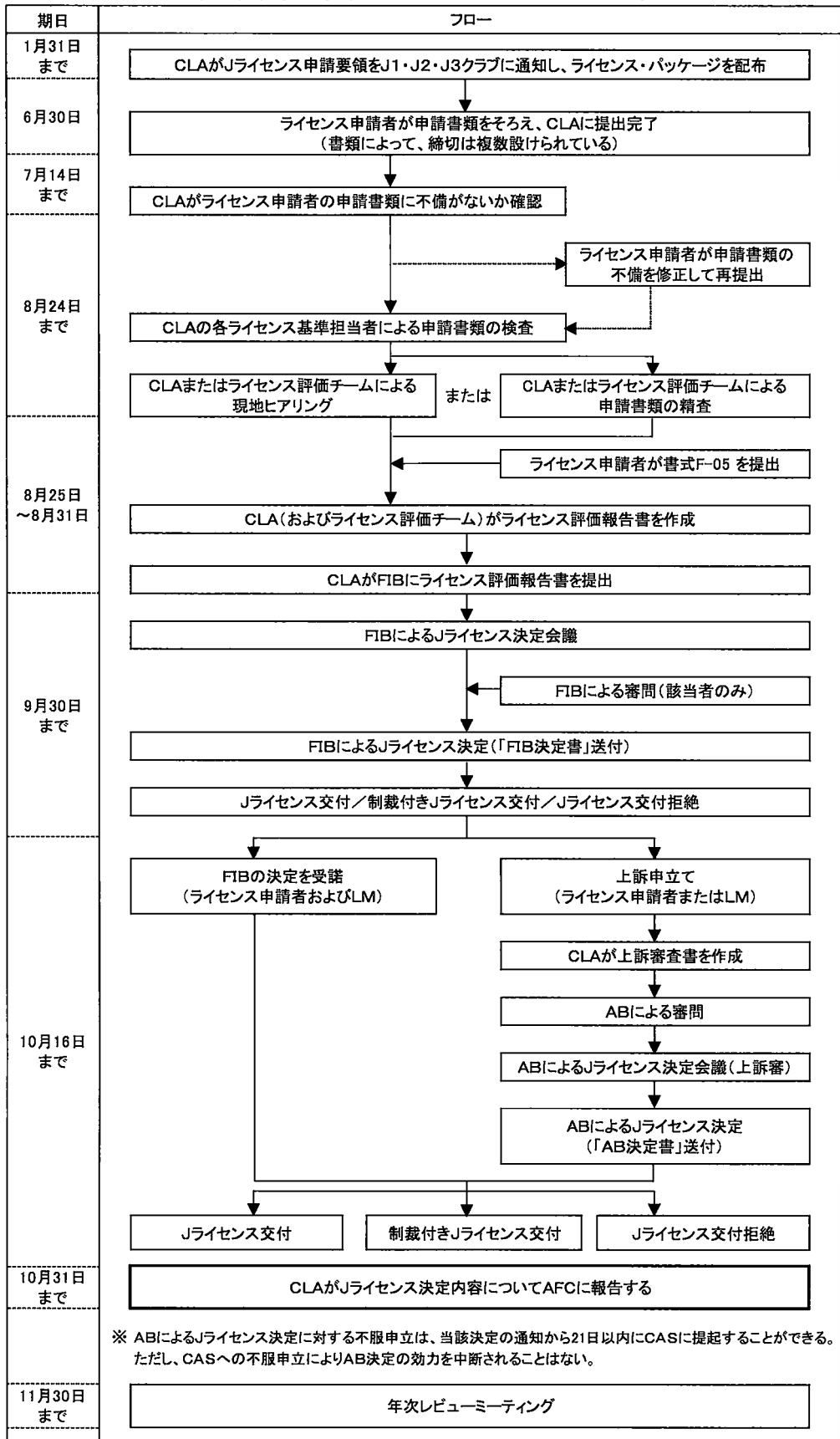
2015年12月8日

2016年12月7日

2017年12月6日

別表1

Jリーグクラブライセンス コアプロセスカレンダー



Jリーグクラブライセンス交付規則
運用細則

1. 総則

1-1 [目的]

本運用細則は、Jリーグクラブライセンス交付規則（以下「交付規則」という）第5条の定めに基づき、Jライセンスの審査基準、審査手続および申請フローについて定めるものである。

1-2 [定義]

本運用細則において用いられているものの別段定義されていない各用語は、文脈上明らかに別異に解することが要求される場合を除き、交付規則に定める意味を有するものとする。

1-3 [遵守義務]

- (1) Jリーグ、C L A、F I B、A B、ライセンス申請者およびライセンシーならびにその役員およびその他の関係者は、本運用細則を遵守する義務を負う。
- (2) ライセンス申請者およびライセンシーは、Jライセンスの申請または取消しに関連する手続において、虚偽の事実を記載した書面を提出してはならず、また、虚偽の事実を述べてはならない。
- (3) ライセンス申請者およびライセンシーは、Jライセンスの申請または取消しに関連する手続において、L M、C L A、ライセンス評価チーム、F I BおよびA Bによる調査または審査に誠実に協力しなければならない。

1-4 [提出方法および連絡方法]

- (1) 本運用細則に基づき、ライセンス申請者またはライセンシーがC L Aに対してライセンス申請書類その他の書類を提出する場合の方法は、原則として電子システムによるものとする。ただし、C L Aより別途指示がある場合にはこの限りではなく、その場合には書留郵便、宅配便（追跡調査が可能なものに限る）、電子メールまたは手交のいずれかによるものとする。
- (2) 本運用細則に基づき、L MおよびC L Aがライセンス申請者またはライセンシーに対して連絡を行う場合の方法は、原則として電子システム、書留郵便、宅配便（追跡調査が可能なものに限る）、電子メール、F A X、または手交による文書の交付のいずれかによるものとする。

1-5 [期限]

本運用細則において定められた期限が営業日（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に基づき休日とされる日以外の日をいう）以外の日であるときは、期限は翌営業日に延長されるものとする。

1-6 [立証責任/証拠方法]

- (1) ライセンス基準の充足に関する立証責任は、ライセンス申請者またはライセンシーが負う。
- (2) ライセンス基準の充足に関する証拠方法は、原則として文書（電子システムにより提出された情報を含む）とする。

2. 運用細則

2-1 [競技基準の運用細則]

交付規則第33条に定める競技基準に対する運用細則を下表のとおり定める。

基準 番号	等級	項目と運用細則
S.01	A	選手の育成体制（アカデミーチーム） 1. 提出書類と期限 基準S.02と同じ提出書類、期限とする。 2. 審査 基準S.02の審査に包含する。 3. 判定 基準S.02の判定に包含する。
S.02	A	アカデミープログラム（Youth Development Programmes） 1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者が書式S-02「アカデミー申請書」をJリーグに提出する。 (2) 提出期限は原則として6月30日とする。ただしライセンサーが別の提出期限を定めた場合は、その提出期限に従う。 2. 審査 (1) 審査は以下の点について行われる。 ① 提出書類は期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか (2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提

		<p>出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>以下のいずれかに該当する場合は、基準S. 02を満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類を期限までに提出せず、C L Aからの提出指示に従わないとき</p> <p>② 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>③ 提出書類の記載内容に遺漏があり、必須事項がすべて記入されていないとき</p> <p>4. 本基準におけるその他の遵守事項および注意事項</p> <p>基準 S. 02(1)⑧に定める「アカデミー選手のための医療面のサポート」については、トップチーム選手に対するメディカルチェックと同じ内容のサポートを実施することが望ましい。</p>
S. 03	A	<p>選手の医療面でのケア</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、明治安田生命 J 1・J 2・J 3 リーグ戦試合実施要項第12条の定めに基づく「Jリーグメディカルチェック報告書」につき、対象選手全員分をJリーグに提出する。</p> <p>(2) 前項に定める書式の提出日は、明治安田生命 J 1・J 2・J 3 リーグ戦試合実施要項第12条に基づき、C L Aが別途定める。</p> <p>2. 審査</p> <p>C L Aは、当該ライセンス申請者が、登録した選手全員分のJリーグメディカルチェック報告書を提出したか否かを確認する。</p> <p>3. 判定</p> <p>(1) ライセンス申請者が、登録選手全員分のJリーグメディカルチェック報告書を提出した場合は、基準S. 03を満たすものとする。</p> <p>(2) 以下のいずれかに該当する場合は、基準S. 03を満たさないものとする。</p> <p>① Jリーグメディカルチェック報告書を期限までに提出せず、C L Aからの提出指示に従わないとき</p> <p>② 選手がメディカルチェックを受けていないにもかかわらず、受けたものとして虚偽のメディカルチェック報告書を</p>

		<p>提出した場合</p> <p>4. 基準S. 03におけるその他の遵守事項および注意事項</p> <p>メディカルチェックを受診していない選手は、Jリーグ規約第100条の定めに基づくJリーグへの登録を行うことができない。</p>
S. 04	A	<p>教育プログラム</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、Jリーグが主催し、JFA審判委員会 が説明するレフェリングおよびサッカー競技規則に関する ルール講習会、ならびにスポーツ・インテグリティ、ドーピ ング管理およびその他AFCが求めるテーマに関するイベ ントやセッション（以下「ルール講習会等」という）に出席 した者のリストを提出し、当該ライセンス申請者に所属する 選手、監督、コーチ、強化責任者が出席したことを証明する。</p> <p>(2) 新人選手については、シーズン開幕前に実施される「Jリー グ新人研修会」で行われるルールテストに合格する。</p> <p>(3) 第1項に関しては、提出期限を6月30日とする。前項に関し てはライセンス申請者からの提出物はない。</p> <p>2. 審査</p> <p>審査は以下の点について行われる。</p> <p>(1) ルール講習会等の出席者リストが期限までに提出されたか どうか</p> <p>(2) 「Jリーグ新人研修会」におけるルールテストの合否</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準 S. 04を満たさないものとする。</p> <p>① ルール講習会等に出席した者のリストの内容が虚偽であつ たとき</p> <p>② 提出期限までにルール講習会等に出席した者のリストを提 出せず、かつ、CLAからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>③ 新人選手の中で、ルールテストに合格しなかった者がいる とき</p>
S. 05	B	<p>グラスルーツプログラム</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、グラスルーツプログラムの実施報告を Jリーグに提出することで、活動の実績を証明する。</p>

		<p>(2) 実施報告は、原則ライセンスを申請した日の属するシーズンの前のシーズンの実施結果を対象とするものとし、提出期限は6月30日とする。</p> <p>2. 審査 審査は以下の点について行われる。</p> <p>(1) グラスルーツプログラムの実施報告が期限までに提出されたかどうか</p> <p>(2) 基準S. 05に定める内容が含まれているかどうか</p> <p>3. 判定 ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準S. 05を満たさないものとする。</p> <p>① グラスルーツプログラムの実施報告の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 提出期限までにグラスルーツプログラムの実施報告を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>③ 基準S. 05に定める内容が実施されていないことが判明したとき</p>
S. 06	C	<p>人種的平等の実践</p> <p>ライセンス申請者は、基準S. 06に該当する書類や資料等がある場合は、6月30日までにC L Aに提出できる。</p>
S. 07	C	<p>女子チーム</p> <p>ライセンス申請者は、基準S. 07に該当する事例をまとめた書類や資料等がある場合は、6月30日までにC L Aに提出できる。</p>
S. 08	C	<p>企業の社会的責任（CSR）プログラム</p> <p>ライセンス申請者は、基準S. 08に該当する事例をまとめた書類や資料等がある場合は、6月30日までにC L Aに提出できる。</p>
S. 09	C	<p>クラブユースアカデミー（Club Youth Academy）</p> <p>ライセンス申請者は、基準S. 09に該当する事例をまとめた書類や資料等がある場合は、6月30日までにC L Aに提出できる。</p>

2-2 [施設基準の運用細則]

交付規則第34条に定める施設基準に対する運用細則を下表のとおり定める。

基準 番号	等級	項目と運用細則
I.01	A	<p>公認スタジアム</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は以下の書類を提出する。</p> <p>① Jリーグ公式試合で使用するホームスタジアムおよびホームスタジアム扱いするスタジアムに関して、提出日から2年前以内に、施設所有者及びライセンス申請者が押印して作成された「ホームスタジアム確認書」(書式I-01-1)</p> <p>② 提出日から3か月前以内に作成された「ホームスタジアム検査表」(書式I-01-2)</p> <p>(2) 前項の書類の提出期限は、ともに6月30日とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 提出書類は期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>④ 提出書類の内容に基づき、審査対象となったスタジアムがJリーグ規約第29条第2項、同第4項、同第6項、第30条、第31条、第32条、第35条の要件を満たしているか。</p> <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>以下のいずれかに該当する場合は、基準I.01を満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類を期限までに提出せず、C L Aからの提出指示に従わないとき</p> <p>② 提出書類の内容に虚偽があったとき</p> <p>③ 提出書類に基づく審査の結果、審査対象となったスタジアムがJリーグ規約に定める要件を満たさないため、Jリー</p>

		<p>グ公式戦を開催することができないとき。ただし、Ｊリーグ理事会の承認を得た場合は、この限りではない。</p> <p>4. 基準I.01に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) 基準I.01の審査対象となったホームスタジアムが、第22条第1項の定めに関わらず、ライセンス申請締切日の時点において完成していない場合、対象シーズンのＪリーグ開幕の前日までに工事完了し、供用開始が行われなければならない。</p> <p>(2) 基準I.01の審査対象となったホームスタジアムがＡＦＣチャンピオンズリーグの試合会場として使用できるか否かを決定する権限は、ＡＦＣが留保する。</p>
I.02	A	<p>スタジアムの認可</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、基準I.01に対する提出書類のほか、ライセンス申請者が作成したスタジアムの警備計画書を提出する。</p> <p>(2) 前項に定める書類の提出期限は6月30日とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 提出書類は期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の精査および関係者等へのヒアリングにより、基準I.02に示す要件を満たしているとＪリーグが十分に評価できるかどうか</p> <p>④ 提出書類の記載内容は虚偽でないか</p> <p>(2) ＣＬＡは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>以下のいずれかに該当する場合は、基準I.02を満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類を期限までに提出せず、ＣＬＡからの提出指示に従わないとき</p> <p>② 提出書類の内容に虚偽があったとき</p> <p>③ 提出書類の精査および関係者等へのヒアリングの結果、基準I.02に示す要件を満たしていないことが明らかである場合</p>

I.03	A	<p>スタジアム：入場可能数</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 提出書類と期限 基準 I.01と同じ提出書類および期限とする。 2. 審査 基準 I.01の審査に包含する。 3. 判定 基準 I.01の判定に包含する。
I.04	A	<p>スタジアム：運営本部室および警察・消防司令室</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 提出書類と期限 基準I.01と同じ提出書類および期限とする。 2. 審査 基準I.01の審査に包含する。 3. 判定 基準I.01の判定に包含する。
I.05	A	<p>スタジアム：観客エリア</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 提出書類と期限 基準I.01と同じ提出書類、期限とする。 2. 審査 基準I.01の審査に包含する。 3. 判定 基準I.01の判定に包含する。
I.06	A	<p>スタジアム：医務室、救護室</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 提出書類と期限 基準I.01と同じ提出書類、期限とする。 2. 審査 基準I.01の審査に包含する。 3. 判定 基準I.01の判定に包含する。
I.07	A	<p>スタジアム：安全性</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 提出書類と期限 基準I.02と同じ提出書類、期限とする。 2. 審査 基準I.02の審査に包含する。

		<p>3. 判定 基準I.02の判定に包含する。</p>
I.08	A	<p>スタジアム：承認された避難計画</p> <p>1. 提出書類と期限 基準I.02と同じ提出書類、期限とする。</p> <p>2. 審査 基準I.02の審査に包含する。</p> <p>3. 判定 基準I.02の判定に包含する。</p>
I.09	A・C	<p>トレーニング施設</p> <p>1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者は以下の書類を提出する。 ①書式I-09-1 ②基準I.09(2)の記載内容を満たすことを明らかにする資料または書式I-09-2 (2) 前項に定める書類の提出期限は6月30日とする。</p> <p>2. 審査 (1) 審査は以下の点について行われる。 ①提出書類は期限までに提出されたか ②提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③提出書類の精査および関係者等へのヒアリングにより、基準I.09に示す要件を満たしているとJリーグが十分に評価できるかどうか ④提出書類の記載内容は虚偽でないか (2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定 以下のいずれかに該当する場合は、基準I.09を満たさないものとする。 ①提出書類を期限までに提出せず、C L Aからの提出指示に従わないとき ②提出書類の内容に虚偽があったとき ③提出書類の精査および関係者等へのヒアリングの結果、基準</p>

I. 09に示す要件を満たしていないことが明らかである場合

4. 基準I. 09に関するその他の遵守事項および注意事項

- (1) 基準I. 09の審査対象となったトレーニング施設が第22条第1項の定めに関わらず、ライセンス申請締切日の時点において完成していない場合、翌年の1月31日の時点で工事完了し、供用開始が行われていなければならない。
- (2) 基準I. 09(1)にいう「屋内トレーニング施設」とは、屋内で何らかのトレーニング活動ができる環境を備えた施設を意味し、基準I. 09(2)③および基準I. 09(4)⑤にいう「クラブハウス」または基準I. 09(4)④にいう「室内または屋根付きのピッチ」を含むがこれらに限られない。
- (3) 基準I. 09(1)にいう「メディカルルーム」とは、ドクター、トレーナー等による選手へのメディカルケアが可能なスペースと器具を有する部屋を意味し、基準I. 09(2)③および基準I. 09(4)⑤にいう「メディカルケアスペース」を含むがこれらに限られない。
- (4) 基準I. 09において「常時使用できる」とは、ライセンス申請者が指定したトレーニング時間において常に使用可能であることを意味する。
- (5) 基準I. 09(2)および基準I. 09(4)において「専用」とは、トレーニング施設の使用計画を原則としてライセンス申請者の自由裁量で決定することができ、ライセンス申請者は当該施設内でトレーニングスケジュールをすべて実施できるものであって、当該施設が専らライセンス申請者の利用に供されていることを意味する。
- (6) 基準I. 09(2)および基準I. 09(4)において「優先的に利用できる」とは、トレーニング施設の使用計画を原則としてライセンス申請者の自由裁量で決定することができるが、トレーニング施設所有者等との契約または協定等により、ライセンス申請者以外の第三者による利用が認められていることを意味する。なお、ライセンス申請者は、当該施設内でトレーニングスケジュールのすべてを実施できない場合は、優先的に利用できる同様の施設を複数箇所確保することによって、トレーニングスケジュールをすべて実施できるようにしなければならない。
- (7) 基準I. 09(2)および基準I. 09(4)に記載のある施設および設備は、すべて同一の敷地内にあるかまたは近隣区域内にある

		<p>て実質的に同一の敷地内であると評価できるものであることを要する。</p> <p>(8) 基準I.09(2)および基準I.09(4)における「メディカルケアスペース」に定められた各設備は、同一室内にある必要はないが、近くに集約されており、複数の設備を短時間内に使用できることを要する。</p> <p>(9) 基準I.09(2)③および基準I.09(4)⑤各号に定める各施設、設備が、複数の施設に設置されているような場合は、ライセンス申請者は、基準I.09に対する提出書類を、当該施設すべてについて提出しなければならない。</p> <p>(10) 基準I.09(1)、基準I.09(2)および基準I.09(4)にいうトレーニング施設のピッチには、夜間照明が設置されていることが望ましい。</p>
I.10	A	<p>アカデミーのトレーニング施設</p> <p>1. 提出書類</p> <p>(1) 基準 S.01の提出書類をもとに審査を行うため、基準I.10のために個別に提出する書類はない。</p> <p>(2) 前項にかかわらず、CLAからライセンス申請者に対して指示があった場合は、ライセンス申請者は以下の資料を提出する。</p> <p>① ライセンス申請者が施設を所有する場合は、各施設の所有を証明し、施設の詳細を明示した書式</p> <p>② ライセンス申請者が施設を所有せず、賃借している場合は、使用する各施設の所有者との契約書またはそれに準ずる書式（使用に関する覚書もしくは施設の保有者発行の使用許可書等）および施設の詳細を明示した書式</p> <p>(3) 前2項に定める書類の提出期限は、基準S.02に対する提出書類と同一の日とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>基準S.02の審査に包含する。</p> <p>3. 判定</p> <p>以下のいずれかに該当する場合は、基準I.10を満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類を期限までに提出せず、CLAからの提出指示に従わないとき</p> <p>② 提出書類の内容に虚偽があったとき</p> <p>4. 基準I.10に関するその他の遵守事項および注意事項</p>

		<p>(1) 基準I. 10にいうトレーニング施設には、夜間練習が可能なよう、照明が設置されたピッチが設けられていなければならない。</p> <p>(2) 基準I. 10にいう「屋内トレーニング施設」とは、屋内のピッチまたはクラブハウス内、スポーツ施設内等に設置されたトレーニングルームなど、屋内で何らかのトレーニング活動ができる環境があることを指す。</p> <p>(3) 基準I. 10にいう「メディカルルーム」とは、ドクター、トレーナー等による選手へのメディカルケアが可能な機材を有する屋内の部屋またはスペースのことを指す。</p>
I. 11	B	<p>スタジアム：基本原則</p> <p>1. 提出書類と期限 基準I. 01と同じ提出書類、期限とする。</p> <p>2. 審査 基準I. 01の審査に包含する。</p> <p>3. 判定 基準 I. 01の判定に包含する。</p>
I. 12	B・C	<p>スタジアム：衛生施設</p> <p>1. 提出書類と期限 基準 I. 01と同じ提出書類、期限とする。</p> <p>2. 審査基準 I. 01の審査に包含する。</p> <p>3. 判定</p> <p>(1) 判定は基準 I. 01の判定に包含する。ただし、基準 I. 12(3)および I. 12(4)においては、審査対象であるスタジアムの客席数を母数とし、この母数が男女比同数から構成されているものとして、洋式トイレおよび男性用小便器の数を計算する（母数が奇数の場合は、余った1名を男女いずれかに任意に寄せるものとする）。</p> <p>(2) 前項に関わらず、基準 I. 12(3)においては、以下のとおり例外を設ける。</p> <p>① 審査対象であるスタジアムの客席数の60%(小数点以下を切り上げる)を母数とし、この母数が男女比同数から構成されているものとして、洋式トイレおよび男性用小便器の数を計算する（母数が奇数の場合は、余った1名を男女いずれかに任意に寄せるものとする）</p>

		<p>② 前号による計算の結果、基準 I. 12(3)または(4)の基準を充足することとなる場合には、当該基準の未充足に対する制裁は科さないものとする</p> <p>(3) 前項に関わらず、審査対象であるスタジアムの改修着工または新しいスタジアムの建設着工が確定し、工事の完了によって基準 I. 12(3)を充足する目途が立っている場合には、当該基準の未充足に対する制裁は科さないものとする。</p> <p>4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>本基準の審査に関わらず、ライセンス申請者およびスタジアム所有者は基準 I. 12(4)の充足に近づくよう、衛生施設数の増加に最大限の努力を行うとともに、トイレ全体数に占める洋式トイレの割合を少なくとも半数以上にしなければならない。</p>
I. 13	B・C	<p>スタジアム：屋根</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>基準I. 01と同じ提出書類、期限とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>基準I. 01の審査に包含する。</p> <p>3. 判定</p> <p>(1) 判定は基準I. 01の判定に包含する。</p> <p>(2) 前項に関わらず、審査対象であるスタジアムの改修着工または新しいスタジアムの建設着工が確定し、工事の完了によって基準I. 13(1)を充足する目途が立っている場合には、当該基準の未充足に対する制裁は科さないものとする。</p> <p>4. 基準I. 13に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>基準I. 13の定めに関わらず、スタジアムの改修または新設工事を行う場合は、ライセンス申請者、スタジアム所有者（または施工主）、Jリーグの三者は、観客席のすべてを屋根で覆うことができるよう、工費や工法、工程等について協同して最大限の検討を行い、その実現に向けた最大限の努力を行うものとする。</p>
I. 14	C	<p>スタジアム：案内サインと動線</p> <p>ライセンス申請者は、基準I. 14に該当する書類や資料等がある場合は、6月30日までにCLAに提出できる。</p>
I. 15	A・C	<p>スタジアム：身体障がいのある観客</p> <p>1. 提出書類と期限</p>

		<p>基準I.01と同じ提出書類、期限とする。</p> <p>2. 審査 基準I.01の審査に包含する。</p> <p>3. 判定 基準I.01の判定に包含する。</p>
--	--	---

2-3 [人事体制・組織運営基準の運用細則]

交付規則第35条に定める人事体制・組織運営基準に対する運用細則を下表のとおり定める。
 なお、各基準に明記のない限り、基準P.02から基準P.16に定める役職についての兼務は認められない。

基準 番号	等級	項目と運用細則
P.01	A	<p>クラブ事務局</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、以下の書類をすべて提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 書式P-01-1 および書式P-01-2 ② ライセンス申請者の役員・社員・従業員一覧表（書式自由） ③ ライセンス申請者の組織図（書式自由） <p>(2) 前項に定める書類の提出期限は6月30日とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準P.01は満たさないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき
P.02	A	<p>代表取締役</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>基準P.01および基準L.02の提出書類をもとに審査を行うため、本基準のために個別に提出する書類はない。</p> <p>2. 審査</p>

		<p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準P.02は満たさないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき <p>4. 基準P.02に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>代表取締役は、基準P.08のコンプライアンス・オフィサーと兼務できる。</p>
P.03	A	<p>財務担当（ファイナンスオフィサー）</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、基準P.01に対する提出書類のほか、以下のいずれかの書類を提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公認会計士または税理士の資格を証明するものの写し ② C L Aが発行する「財務担当適正証」 <p>(2) 前項に定める書類の提出期限は6月30日とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p>

		<p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準P.03は満たさないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき <p>4. 基準P.03に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 「財務担当適正証」の発行を希望するライセンス申請者は、「担当者適正証発行申請」に必要事項を記入し、担当者の略歴を記した資料を添えてC L Aに提出し、C L Aより「財務担当適正証」の発行を受ける。 (2) 財務担当（ファイナンスオフィサー）は、基準P.08のコンプライアンス・オフィサーと兼務できる。
P.04	A	<p>運営担当（オペレーションオフィサー）</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ライセンス申請者は、基準P.01に対する提出書類のほか、C L Aが発行する「運営担当適正証」を提出する。 (2) 前項の「運営担当適正証」の提出期限は6月30日とする。 <p>2. 審査</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 審査は以下の点について行われる。 <ul style="list-style-type: none"> ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか (2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。 <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 提出書類の内容が虚偽であったとき ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき <p>4. 基準P.04に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 「運営担当適正証」の発行を希望するライセンス申請者は、「担当者適正証発行申請」に必要事項を記入し、担当者の略

		<p>歴を記した資料を添えてC L Aに提出し、C L Aより「運営担当適正証」の発行を受ける。ただし、基準P. 04の①に該当する者は、Jリーグが定める試合運営に関する課程を修了したことを証する、Jリーグ発行の課程修了証を「担当者適正証発行申請」とあわせて提出する。</p> <p>(2) 基準P. 04の①にいう「試合運営に関する課程」の実施時期は、原則として1月または2月（シーズン開幕前）とする。</p> <p>(3) 実務経験とは、クラブの運営担当（正）もしくは運営担当（副）として、1年以上の実務を経験していることを指す。</p> <p>(4) 運営担当（オペレーションオフィサー）は、基準P. 05のセキュリティ担当および基準P. 08のコンプライアンス・オフィサーと兼務できる。</p>
P. 05	A	<p>セキュリティ担当（セキュリティオフィサー）</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、基準P. 01に対する提出書類のほか、以下のいずれかの書類を提出する。</p> <p>① 日本において法的に有効な、警察官あるいは警備員としての身分証明書の写し</p> <p>② 所定の課程の履修に基づいて国家が認める機関が発行する、安全と保安についての免許</p> <p>③ C L Aが発行する「セキュリティ担当適正証」</p> <p>(2) 前項に定める書類の提出期限は6月30日とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p>

		<p>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>4. 基準P. 05に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) 「セキュリティ担当適正証」の発行を希望するライセンス申請者は、「担当者適正証発行申請」に必要事項を記入し、担当者の略歴を記した資料およびJリーグが定める安全と保安に関する課程を修了したことを証する、C L A発行の課程修了証をC L Aに提出し、C L Aより「運営担当適正証」の発行を受ける。</p> <p>(2) 基準P. 05にいう「安全と保安に関する課程」の実施時期は、原則として1月または2月（シーズン開幕前）とする。</p> <p>(3) 実務経験とは、クラブのセキュリティ担当として、1年以上の実務を経験していることを指す。</p> <p>(4) セキュリティオフィサーは、基準P. 04の運営担当（オペレーションオフィサー）および基準P. 08のコンプライアンス・オフィサーと兼務できる。</p>
P. 06	A	<p>広報担当（メディアオフィサー）</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、基準 P. 01に対する提出書類のほか、Jリーグが発行する「広報担当適正証」を提出する。</p> <p>(2) 前項にいう「広報担当適正証」の提出期限は6月30日とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出</p>

		<p style="text-align: center;">指示に従わなかったとき</p> <p>4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) 「広報担当適正証」の発行を希望するライセンス申請者は、「担当者適正証発行申請」に必要事項を記入し、担当者の略歴を記した資料を添えてC L Aに提出し、C L Aより「広報担当適正証」の発行を受ける。ただし、基準P. 06の①に該当する者は、Jリーグが定めるメディア関連業務に関する課程を修了したことを証する、C L A発行の課程修了証を「担当者適正証発行申請」とあわせて提出する。</p> <p>(2) 基準P. 06にいう「メディア関連業務に関する課程」の実施時期は、原則として1月または2月（シーズン開幕前）とする。</p> <p>(3) 実務経験とは、クラブの広報担当（正）もしくは広報担当（副）として、1年以上の実務を経験していることを指す。</p> <p>(4) 広報担当（メディアオフィサー）は、基準P. 08のコンプライアンス・オフィサーと兼務できる。</p>
P. 07	A	<p>事業担当（マーケティングオフィサー）</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、基準 P. 01に対する提出書類のほか、C L Aが発行する「事業担当適正証」を提出する。</p> <p>(2) 前項にいう「事業担当適正証」の提出期限は6月30日とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p>

		<p>4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) 「事業担当適正証」の発行を希望するライセンス申請者は、「担当者適正証発行申請」に必要な事項を記入し、担当者の略歴を記した資料を添えてC L Aに提出し、C L Aより「事業担当適正証」の発行を受ける。ただし、基準P.07の①に該当する者は、Jリーグが定めるマーケティングに関する課程を修了したことを証する、C L A発行の課程修了証を「担当者適正証発行申請」をあわせて提出する。</p> <p>(2) 基準 P.07にいう「マーケティング関連業務に関する課程」の実施時期は、原則として1月または2月(シーズン開幕前)とする。</p> <p>(3) 実務経験とは、クラブまたは企業において、以下のいずれかの業務(関連する業務を含む)を1年以上経験していることを指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ブランド価値の向上 ② スポンサーや商業パートナーとの取引関係管理 ③ 地元テレビ局、メディア媒体との関係構築・管理 ④ 営業管理 ⑤ マーチャンダイジング管理 ⑥ 顧客関係管理 ⑦ イベント管理 ⑧ スタジアムに関係する商業活動の管理 <p>(4) 事業担当(マーケティングオフィサー)は、基準P.08のコンプライアンス・オフィサーと兼務できる。</p>
P.08	A	<p>コンプライアンス・オフィサー</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、基準P.01に対する提出書類のほか、Jリーグが発行する「コンプライアンス・オフィサー適正証」を提出する。</p> <p>(2) 前項にいう書類の提出期限は6月30日とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 提出書類はすべて期限までに提出されたか ② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常

		<p>に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) C L A は、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L A からの提出指示に従わなかったとき</p> <p>4. 基準P. 08に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) 「コンプライアンス・オフィサー適正証」の発行を希望するライセンス申請者は、「担当者適正証発行申請」に必要事項を記入し、担当者の略歴を記した資料をC L A に提出し、C L A より「コンプライアンス・オフィサー適正証」の発行を受ける。</p> <p>(2) コンプライアンス・オフィサーは、基準P. 02から基準P. 07の各役職と兼務できる。</p>
P. 09	A	<p>医師（メディカルドクター）</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、以下の書類をすべて提出する。</p> <p>① 日本国医師免許の写し</p> <p>② ライセンス申請者と当該医師との雇用契約書あるいはそれに準ずる書類の写し</p> <p>(2) 前項に定める書類の提出期限は、C L A が別途定める。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) C L A は、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p>

		<p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>4. 本基準に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>Jリーグ規約第52条の定めにより、Jクラブは、すべての試合にドクターを同行し、原則としてベンチ入りさせなければならない。</p>
P. 10	A	<p>理学療法士（メディカルスタッフ）</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、以下の書類をすべて提出する。</p> <p>① 基準P. 10①から⑥までに該当する資格の資格認定証の写し</p> <p>② ライセンス申請者と当該メディカルスタッフとの雇用契約書あるいはそれに準ずる書類の写し</p> <p>(2) 前項に定める書類の提出期限は、C L Aが別途定める。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p>
P. 11	A	<p>トップチーム監督</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>JリーグがJ F Aに対し、有資格者であるかを照会するため、</p>

		<p>ライセンス申請者からＣＬＡに提出するものはない。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 本基準では、当該監督が基準 P. 11の内容を満たす指導者資格保有者であるか否かを審査する。</p> <p>(2) ＣＬＡは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>当該監督が有資格者でないことが明らかな場合は、本基準は満たさないものとする。</p>
P. 12	A	<p>トップチームのアシスタントコーチ</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>ＪリーグがＪＦＡに対し、有資格者であるかを照会するため、ライセンス申請者からＣＬＡに提出するものはない。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 本基準では、当該コーチが基準P. 12の内容を満たす指導者資格保有者であるか否かを審査する。</p> <p>(2) ＣＬＡは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>当該コーチが有資格者でないことが明らかな場合は、本基準は満たさないものとする。</p>
P. 13	A	<p>アカデミーダイレクター</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>ＪリーグがＪＦＡに対し、有資格者であるかを照会するため、ライセンス申請者からＣＬＡに提出するものはない。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 本基準では、当該アカデミーダイレクターが基準P. 13の内容を満たす指導者資格保有者であるか否かを審査する。</p> <p>(2) ＣＬＡは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>当該アカデミーダイレクターが有資格者でないことが明らか</p>

		<p>な場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>4. 基準P. 13に関するその他の遵守事項および注意事項 アカデミーダイレクターは、書式S-02「アカデミー申請書」にてJリーグに申請し、認められた場合のみ、基準P. 14のアカデミーチーム監督と兼務できる。</p>
P. 14	A	<p>アカデミーチーム監督</p> <p>1. 提出書類と期限 JリーグがJFAに対し、有資格者であるかを照会するため、ライセンス申請者からCLAに提出するものはない。</p> <p>2. 審査 (1) 本基準では、当該監督が基準 P. 14の内容を満たす指導者資格保有者であるか否かを審査する。 (2) CLAは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定 当該監督が有資格者でないことが明らかな場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>4. 基準P. 14に関するその他の遵守事項および注意事項 アカデミーチーム監督は、書式S-02「アカデミー申請書」にてJリーグに申請し、認められた場合のみ、基準P. 13のアカデミーダイレクターと兼務できる。</p>
P. 15	A	<p>アカデミーチームコーチ</p> <p>1. 提出書類と期限 JリーグがJFAに対し、有資格者であるかを照会するため、ライセンス申請者からCLAに提出するものはない。</p> <p>2. 審査 (1) 本基準では、当該コーチが基準 P. 15の内容を満たす指導者資格保有者であるか否かを審査する。 (2) CLAは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定 当該コーチが有資格者でないことが明らかな場合は、本基準は満たさないものとする。</p>

P. 16	A	<p>安全・警備組織：警備員</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、基準P. 16(2)の要件を満たすことを示す、ライセンス申請者と当該警備員または警備会社あるいはスタジアム所有者との契約書、またはそれに類する書類の写しを提出する。</p> <p>(2) 前項に定める書類の提出期限は、6月30日とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p>
P. 17	A	<p>権利と義務</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、基準L. 04および基準L. 05に対する提出書類のほか、基準 P. 02から基準 P. 15に該当する者とライセンス申請者が別途契約書およびそれに付帯する覚書を交わしている場合は、それらの書式の写しを提出する。</p> <p>(2) 前項の書類の提出期限は、C L Aが別途定める。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) 審査は以下の点について行われる。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常</p>

		<p>に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) C L Aは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>4. 基準P. 17に対するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) 提出書類は、ライセンス申請者が初めてJライセンスの交付を申請する場合はすべて提出する。翌年度以降は、提出書類の内容または人員、契約内容に変更があった場合に、変更対象となった書類のみを提出する。</p> <p>(2) 当該書類の内容に変更がない場合は、その旨を記した書式（書式P-17）を提出すれば足りるものとする。</p>
P. 18	A	<p>ライセンス申請文書提出後の変更通知義務</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>各基準に定める書類の提出締切日から、Jライセンス交付決定日までの間に、基準P. 18に該当する変更があった場合には、書式P-18に必要事項を記入してC L Aに提出する。当該変更がない場合には、書式の提出の必要はない。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p>

		<p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>4. 基準 P. 18に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) Jリーグは、ライセンス申請者から提出された書類の内容を検査し、変更後の内容がJライセンスの交付に影響があると判断される場合には、当該ライセンス申請者に通知のうえ、その旨をF I Bに報告する。</p> <p>(2) F I Bは前項の報告に基づき、当該ライセンス申請者に対するJライセンス交付に与える影響を審議し、当該ライセンス申請者のJライセンス交付に対する判定を行うことができる。</p>
P. 19	A	<p>ライセンス交付シーズンにおける後任の選任義務</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>ライセンス申請者は、基準P. 19に該当する変更があった場合には、書式P-19に必要事項を記入してC L Aに提出する。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>4. 基準P. 19に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) Jリーグは、ライセンス申請者から提出された書類の内容を検査し、変更後の内容がライセンス交付シーズンに対するJライセンス判定に影響があると判断される場合には、当該ライセンス申請者に通知のうえ、その旨をF I Bに報告する。</p>

		(2) F I Bは前項の報告に基づき、当該ライセンス申請者に対するJライセンス判定に与える影響を審議し、当該ライセンス申請者のJライセンスの取り消しに関する判定を行うことができる。
P. 20	C	法務担当(リーガルオフィサー) ライセンス申請者は、基準P. 20に該当する書類や資料等がある場合は、6月30日までにC L Aに提出できる。
P. 21	C	テクニカルダイレクター ライセンス申請者は、基準P. 21に該当する書類や資料等がある場合は、6月30日までにC L Aに提出できる。
P. 22	C	トップチームのゴールキーパーコーチ ライセンス申請者は、基準P. 22に該当する書類や資料等がある場合は、6月30日までにC L Aに提出できる。
P. 23	C	トップチームのフィットネスコーチ ライセンス申請者は、基準P. 23に該当する書類や資料等がある場合は、6月30日までにC L Aに提出できる。

2-4〔法務基準の運用細則〕

交付規則第36条に定める法務基準に対する運用細則を下表のとおり定める。

基準番号	等級	項目と運用細則
L. 01	A	<p>A F Cクラブ競技会出場への宣言書</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は書式L-01をC L Aに提出する。</p> <p>(2) 提出期限は6月30日とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。</p> <p>① 提出書類は期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がないか</p> <p>(2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から</p>

		<p>提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>以下のいずれかに該当する場合は、本基準を満たさないものとする。</p> <p>① 書式 L-01を期限までに提出せず、C L Aからの提出指示に従わないとき</p> <p>② ライセンス申請者が書式 L-01を提出したものの、Jライセンスが交付される前に書式 L-01に記載された内容に対する違反行為を行っていたことが明らかとなったとき</p>
L. 02	A	<p>クラブの登記情報</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は基準 L. 02および書式L-01に定める文書類をC L Aに提出する。</p> <p>(2) 提出期限は6月30日とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>4. 基準 L. 02に対するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) 提出書類は、ライセンス申請者が初めてJライセンスの交付を申請する場合はすべて提出する。翌年度以降は、提出書類に変更があった場合に、変更対象となった書類のみを提出する。</p> <p>(2) 当該書類の内容に変更がない場合は、その旨を記した書式</p>

		(書式L-02)を提出すれば足りるものとする。
L. 03	A	<p>他クラブの経営等への関与の禁止</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 提出書類と期限 基準L. 01と同じ提出書類および期限とする。 2. 審査 基準 L. 01の審査に包含する。 3. 判定 基準 L. 01の判定に包含する。
L. 04	A	<p>プロ選手との書面による契約</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 提出書類と期限 <ol style="list-style-type: none"> (1) ライセンス申請者は、登録選手との選手契約書および当該契約書に付帯する覚書すべて（以下「契約関係書類」という）の写しを、登録選手全員分提出する。 (2) 前項の書類の提出期日は、C L Aが別途定める。 2. 審査 <ol style="list-style-type: none"> (1) 審査は以下の点について行われる。 <ol style="list-style-type: none"> ① 契約関係書類は期限までに登録選手全員分提出されたか ② 契約関係書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか ③ 契約関係書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか ④ 契約関係書類に、基準L. 04に定める内容が盛り込まれているか 3. 判定 ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準L. 04を満たさないものとする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 契約関係書類の内容が虚偽であったとき ② 提出期限までに契約関係書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき ③ 契約関係書類が、基準L. 04の定める内容を満たしておらず、Jリーグからの度重なる注意にも従わなかったとき 4. 基準L. 04に関するその他の遵守事項および注意事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) Jリーグ規約第92条に基づき、Jクラブは選手と締結したすべての契約書の写しをC L Aに提出しなければならない。 (2) ライセンス申請者自らが選手契約書に付帯する覚書あるい

		<p>はJFAおよびJリーグが統一書式として定めたものではない形式の選手契約書（いわゆる「非統一選手契約書」と呼ばれる契約書）を作成する場合は、交付規則に定める内容を当該書式に盛り込むよう、十分注意すること。</p>
L.05	A	<p>クラブ内の懲戒手続</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) ライセンス申請者は、以下の書類をすべて提出する。</p> <p>① ライセンス申請者の就業規則の原本の写し</p> <p>② ライセンス申請者の選手との選手契約書およびそれに付帯する覚書の写し</p> <p>③ 基準P.02から基準P.15に該当する者とライセンス申請者が別途契約書およびそれに付帯する覚書を交わしている場合は、それらの書式の写し</p> <p>(2) 前項に定める書類の提出期限はすべて6月30日とする。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。</p> <p>① 提出書類はすべて期限までに提出されたか</p> <p>② 提出書類の記載内容に遺漏がなく、必要事項がすべて記入されているか</p> <p>③ 提出書類の記載内容は虚偽でないか、また、その真偽を常に確認できる状態にあるか</p> <p>(2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、CLAからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>4. 基準L.05に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) 提出書類は、ライセンス申請者が初めてJライセンスの交付を申請する場合はすべて提出する。翌年度以降は、提出書類の内容または人員、契約内容に変更があった場合に、変更対象となった書類のみを提出する。</p> <p>(2) 当該書類の内容に変更がない場合は、その旨を記した書式</p>

		<p>(書式L-05)を提出すれば足りるものとする。</p> <p>(3) ライセンス申請者の就業規則には、社員がJFAおよびJリーグの諸規程を遵守する旨の条項を盛り込むようにすることが望ましい。また、ライセンス申請者の取締役・監査役は、その役職の範囲にかかわらず、当該条項に従うことにつき、本人の書面による承諾を得ることが望ましい。</p>
L.06	C	<p>選手と社員のための行動規範</p> <p>ライセンス申請者は、基準L.06に該当する書類や資料等がある場合は、6月30日までにCLAに提出できる。</p>

2-5〔財務基準の運用細則〕

交付規則第37条に定める財務基準に対する運用細則を下表のとおり定める。

基準番号	等級	項目と運用細則
F.01	A	<p>年次財務諸表（監査済み）</p> <p>1. 提出書類</p> <p>(1) 基準F.01に基づき、ライセンスを申請する日の属する事業年度の前年度における以下の書式すべてをCLAに提出する。</p> <p>① 日本国の会社法施行規則および会社計算規則に定める、以下の書類一式</p> <p>イ. 事業報告</p> <p>ロ. 附属明細書（事業報告関係）</p> <p>ハ. 計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）</p> <p>ニ. 附属明細書（計算書類関係）</p> <p>② 監査法人、または公認会計士による監査報告書</p> <p>③ 法人税確定申告書一式。ただし、以下の書式のうち、ライセンス申請者が作成し、税務当局に提出したものはすべてCLAに提出する</p> <p>イ. 別表一から別表二十関係の書式および特別償却の付表</p> <p>ロ. 勘定科目内訳明細書</p> <p>④ 消費税および地方消費税の申告書およびそれに添付する付表</p> <p>2</p>

- ⑤ 都道府県民税・事業税確定申告書（第六号様式）一式。ただし、第六号様式別表一から別表十四までのうち、ライセンス申請者が作成し、税務当局に提出したものをすべてＣＬＡに提出する
 - ⑥ 法人市民税（区市町村民税）確定申告書（第二十号様式）
 - ⑦ 固定資産減価償却内訳表（Ａ４サイズで書式自由とし、資産ごとの取得価額、期首帳簿価額、減価償却費、期末帳簿価額が分かるものとする）
 - ⑧ 前年度の損益実績表（Ｊリーグ指定書式）
 - ⑨ 前年度末日現在の株主一覧表または正会員一覧表
 - ⑩ 前年度末日現在の残高試算表（貸借対照表、損益計算書の両方を提出。月次推移表形式での提出が望ましい）
- (2) 前項に定める書類の提出期限は、ライセンス申請者が定款で定める事業年度の最終日から90日以内とする。

2. 審査

Ｊリーグは、以下のとおり審査を行う。

- ① 年次財務諸表一式の提出を受けたＣＬＡが、提出物がすべてそろっているかを確認し、ライセンス申請者の前期損益および前期末現在の純資産額を調査する
- ② ＣＬＡとライセンス評価チームが年次財務諸表一式の内容について検討と分析を行い、現地ヒアリング調査を行うライセンス申請者を選定する。財務状態が良好で会計の正確性もあり、現地ヒアリングを行う必要がないと判断されるライセンス申請者に対しては、ＣＬＡがその旨を連絡する
- ③ ＣＬＡおよびライセンス評価チームがライセンス申請者に対し、ヒアリング調査を行う。ヒアリング調査は経営状況、会計管理に関する調査のほか、交付規則に定める各基準全般についても行う
- ④ ライセンス申請者が交付規則および本運用細則に定める条件を満たしていない場合は、ＣＬＡおよびライセンス評価チームは現地ヒアリングにおいてその条件を満たしていないことを確認のうえ、その内容についてクラブに説明を行う
- ⑤ ＣＬＡおよびライセンス評価チームは現地ヒアリングにおいて、ライセンス申請者がＪライセンスの交付を受けるにあたって経営上の改善努力が必要と認められる場合は、その場で当該項目について助言することができる

3. 判定

判定は、原則としてライセンス申請者の個別財務諸表で行うものとする。ただし、第3項第2号に該当する場合には、この限りではない。

(1) ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、基準F.01は満たさないものとする。

- ① 提出書類の内容が虚偽であったとき
- ② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき

(2) 提出された財務諸表に基づいて審査を行い、以下のいずれかに該当する場合は基準F.01を満たさないものとする。

- ① 3期以上連続で当期純損失を計上した場合（ただし、ライセンスを申請した日の属する事業年度の前年度末日現在の純資産残高がライセンスを申請した日の属する事業年度の前年度の当期純損失の額の絶対値を上回っている場合は本項目に該当しないものとみなす）
- ② ライセンスを申請した日の属する事業年度の前年度末日現在、純資産の金額がマイナスである（債務超過である）場合
- ③ Jリーグからの指摘に基づき、過年度の決算の修正が必要となった場合において、過年度の決算を修正した結果、前2号に示す事態となった場合

(3) 第37条第2項の関連する会社等（以下「関連する会社等」という）については以下のように取り扱う。

- ① 関連する会社等とは、会社法に定める子会社のほか、事業内容、人事、資金、取引などの関係を総合的に勘案してF I Bが決定できるものとする。
- ② ライセンス申請者の個別財務諸表のみで判定を行うと著しく不公平になるとF I Bが判断した場合には、以下の方法などで判定を行うことができるものとする。なお、判定の方法はF I Bが最も合理的な方法であると判断した方法によるものとする。

イ. ライセンス申請者の個別財務諸表と関連する会社等の個別財務諸表との合算数値

ロ. 連結財務諸表

ハ. ライセンス申請者の個別財務諸表から、関連する会社等との内部取引を消去した財務諸表

4. 基準F.01に関するその他の遵守事項および注意事項

基準F.01にいう「公認会計士または監査法人の監査」とは、以

		<p>下のいずれかにあてはまるものとする。</p> <p>① ライセンス申請者が会計監査人を設置し、会計監査人による法定監査を受けること</p> <p>② 会計監査人設置会社でないライセンス申請者が、公認会計士または監査法人と任意で契約を締結し、決算時会計監査を受け、それらの報告書の提出を受けること</p> <p>③ 連結親会社をもつライセンス申請者が、当該親会社の会計監査人から連結子会社監査を受け、当該親会社に対する、当該会計監査人による連結財務諸表の監査報告書の提出を受けること</p>
F.02	A	<p>中間財務諸表（レビュー済み）</p> <p>2018年に行うライセンス申請に関しては、2017年9月26日付のAFC承認に基づき本基準の適用は免除されるため、ライセンス申請者は中間財務諸表を提出する必要はない。しかし、ライセンス申請者は、基準F.02に該当する書類や資料等がある場合は、6月30日までにCLAに提出できる。</p>
F.03	A	<p>選手移籍活動によって生じる他のサッカークラブに対する期限経過未払金の皆無</p> <p>1. 提出書類 書式L-01を提出書類として適用する。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。</p> <p>① 書式L-01は期限までに提出されたか</p> <p>② 書式L-01の記載内容に遺漏がないか</p> <p>(2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>以下のいずれかに該当する場合は、本基準を満たさないものとする。</p> <p>① 書式L-01を期限までに提出せず、CLAからの提出指示に従わないとき</p> <p>② ライセンス申請者が書式L-01を提出したものの、Jライセンスが交付される前に書式L-01に記載された内容に対する違反行為を行っていたことが明らかとなったとき</p> <p>4. 基準F.03に対するその他の遵守事項および注意事項</p>

		<p>ライセンス申請者は、移籍補償金（および連帯貢献金）、トレーニング費用、トレーニングコンペンセーション等、選手移籍に関して発生する費用の支払いにつき、遺漏なく手続を行わなければならない。なお、トレーニング費用等の支払いが免除される場合は、トラブル防止のため、その記録を書面で残すようにしなければならない。</p>
F. 04	A	<p>従業員や社会保険当局、税務当局に対する期限経過未払金の皆無</p> <p>1. 提出書類 書式L-01を提出書類として適用する。</p> <p>2. 審査 (1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。 ① 書式L-01は期限までに提出されたか ② 書式L-01の記載内容に遺漏がないか (2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定 以下のいずれかに該当する場合は、本基準を満たさないものとする。 ① 書式L-01を期限までに提出せず、C L Aからの提出指示に従わないとき ② ライセンス申請者が書式 L-01を提出したものの、Jライセンスが交付される前に書式 L-01に記載された内容に対する違反行為を行っていたことが明らかとなったとき</p> <p>4. 基準F. 04に関するその他の遵守事項および注意事項 (1) ライセンス申請者が税務調査を受けた結果、修正申告、重加算税の納付が必要になった場合は、基準 F. 04にいう「未払金」の対象外とする。 (2) ライセンス申請者が賃金未払いにともなう訴えを起こされた場合は、C L AおよびF I Bがその訴えの内容を別途検討し、Jライセンス交付判定の判断材料に加えるかどうかを決定する。</p>
F. 05	A	<p>ライセンス交付の決定に先立つ表明書</p> <p>1. 提出書類と期限 (1) ライセンス申請者は書式F-05をC L Aに提出する。 (2) 提出期限はJリーグが別途指定する。</p> <p>2. 審査</p>

(1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。

- ① 書式F-05は期限までに提出されたか
- ② 書式F-05の記載内容に遺漏がないか

(2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。

3. 判定

以下のいずれかに該当する場合は、本基準を満たさないものとする。

- ① 書式F-05を期限までに提出せず、C L Aからの提出指示に従わないとき
- ② 一度書式F-05を提出したライセンス申請者が、Jライセンスが交付される前に書式 F-05の記載内容に対する違反行為を行ったとき

4. 基準F. 05に関するその他の遵守事項および注意事項

基準F. 05にいう「ライセンス申請者の財務状況に（好影響か悪影響かを問わず）影響を及ぼし得るような経済的重要性のある事象」の例は、原則として以下のとおりとする。ただし、以下の各号にかかわらず、ライセンス申請者は、ライセンス申請者の財務状況に影響を及ぼす出来事があった場合には、影響の大小にかかわらずC L Aにその内容を報告し、基準F. 05の適用について相談するようにしなければならない。

① 好影響を及ぼし得るような事象

- イ. 増資等の資本政策により、資本の状況が好転する場合（Jリーグ規約第25条に定める手続が別途必要となる）
- ロ. 高額の増収要因の発生
- ハ. 高額の費用削減効果が見込める計画の立案や、当該事象の発生

② 悪影響を及ぼし得るような事象

- イ. 自然災害および事件、事故により、クラブの所有資産、賃借物件が物理的な被害を受けたとき。ただし、当該被害の状況が甚大で、基準F. 05に定める書式の提出期限までに書式を提出することが難しい場合は、L Mは提出期限について配慮する
- ロ. 契約金額が1,000万円以上のスポンサーまたは売上先が倒産した場合、もしくは売上金の入金期限から3ヶ月を超えても入金がない場合
- ハ. 株主構成や取締役の構成に重大な変化が発生する場合

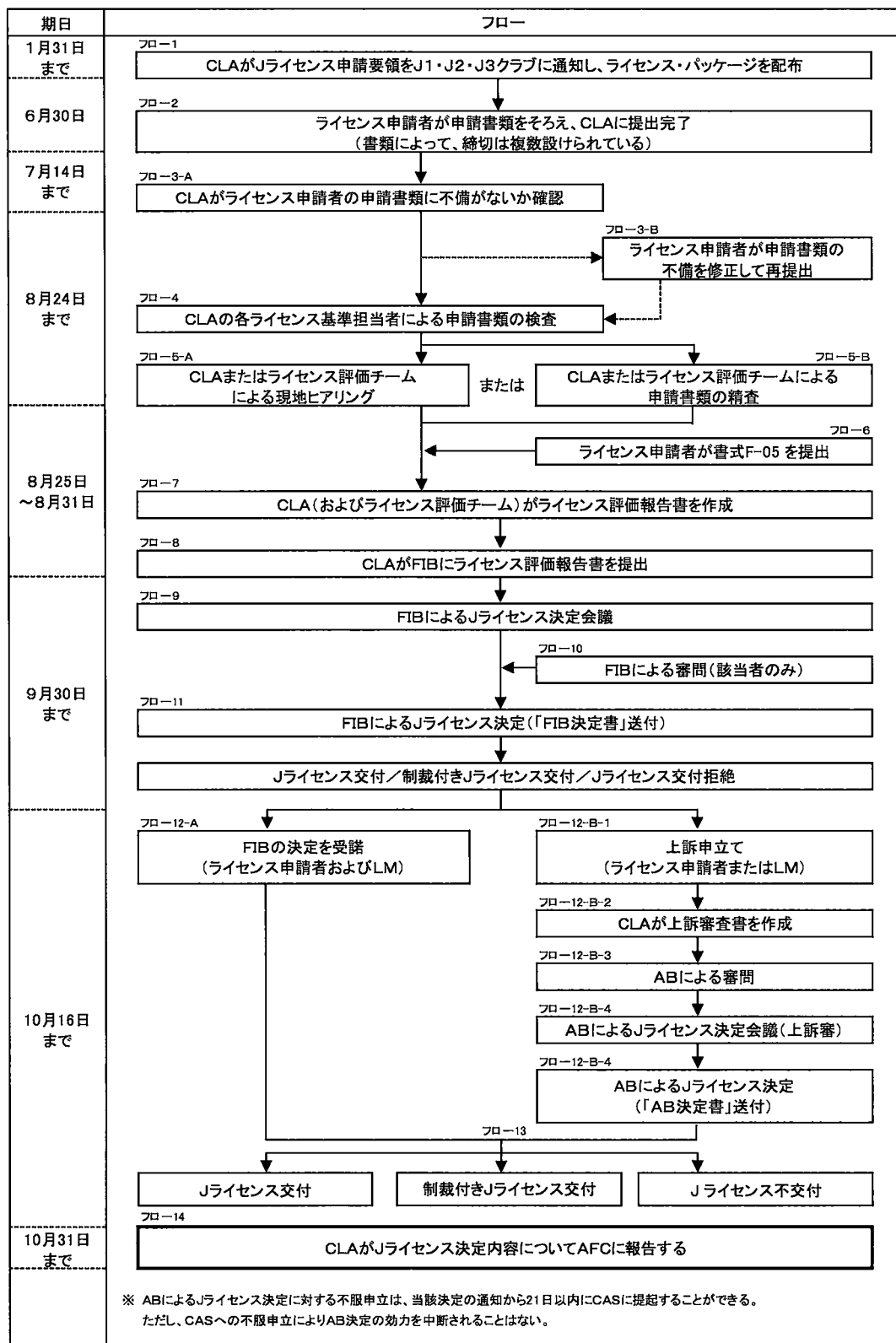
		<p>ニ. 基準F.06(2)で提出した当期の損益見込においては当期純利益を計上する見込であったが、当期純損失を計上することが見込まれる場合</p> <p>ホ. 基準F.06(2)で提出した当期の損益見込から、当期純利益（損失）が30%以上下ぶれることが見込まれる場合</p> <p>③ 前各号のほか、LMがライセンス申請者に対し書式の提出を指示した事項</p>
F.06	A	<p>予算および予算実績、財務状況の見直し</p> <p>1. 提出書類</p> <p>(1) 基準F.06(1)については、ライセンスを申請する日の属する事業年度の前年度の末日までに以下の書類を提出する。ただし、LMが締切日を別途指定した場合には、この限りではない。</p> <p>① ライセンス申請者の、ライセンスを申請する日の属する事業年度の予算書で、当該予算の科目ごとの明細が添えられているもの（ライセンス申請者が独自に使用している書式でよい）</p> <p>② 前号の予算書の内容を、Jリーグ指定フォーマットに転記したもの</p> <p>③ 前2号の予算書策定の前提となっているライセンスを申請する日の属する事業年度の前年度の損益見込の内容を、Jリーグ指定フォーマットに転記したもの</p> <p>(2) 基準F.06(2)については、以下の書類を提出する。提出期限は6月30日とする。</p> <p>① 4月30日現在の当期資金繰り予測表（4月30日までの実績を記載するとともに、借入等、必要な資金調達に関する説明を含むもの）</p> <p>② 4月30日現在の、ライセンス申請者の当期の経営状況に関する資料。ただし書式は自由とし、以下の内容が含まれているものとする</p> <p>イ. 当期の営業収入予算につき、4月30日現在の達成状況およびその要因が把握できるもの</p> <p>ロ. 当期の営業費用予算につき、4月30日現在の達成状況およびその要因が把握できるもの</p> <p>ハ. 当期の損益見込（当期純利益もしくは当期純損失の金額を含むもの）</p> <p>③ 当期の業績に関する対策（LMが個別に指定したクラブのみ対象とする。業績改善に向け、すでに講じた、あるいは</p>

		<p>今後講じる対策の内容を詳細に記載すること)</p> <p>2. 審査</p> <p>Jリーグは、以下のとおり審査を行う。</p> <p>(1) 書類の提出を受けたC L Aが、提出物がすべてそろっているかを確認する。</p> <p>(2) C L A（ライセンス評価チームを含む）が提出書類をもとに、ライセンス申請者の経営の安定性に関し、ライセンス申請日の属する事業年度中または翌事業年度中において資金不足に陥る可能性または経営の継続が困難となる可能性について総合的な検討と分析を行う。このとき、基準F.01に対する提出書類を基準F.06に対する審査資料として加えることができる。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p> <p>① 提出書類の内容が虚偽であったとき</p> <p>② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、C L Aからの提出指示に従わなかったとき</p> <p>③ 審査において、再三の注意にもかかわらず、F I BまたはC L Aの指示に従わず、審査に協力しなかったとき</p> <p>④ 審査の結果、ライセンス申請日の属する事業年度または翌事業年度において、資金不足に陥る可能性または経営の継続が困難となる可能性が高いと判断される場合</p> <p>⑤ 審査の結果、ライセンス申請者の財務状況がすでに基準F.01に対する運用細則の内容を充足する内容でないと判断される場合</p> <p>4. 基準F.06に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>C L Aはヒアリング調査において、ライセンス申請者がJライセンスの交付を受けるにあたって経営上の改善努力が必要と認められる場合は、その場で当該項目について助言することができる。</p>
F.07	A	<p>ライセンス交付後の重要な後発事象の通知義務</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>ライセンス申請者は、基準F.07に定められた期日までに、書式F-07をC L Aに提出する。</p> <p>2. 審査</p> <p>(1) Jリーグは、以下の点につき審査を行う。</p> <p>① 書式F-07は期限までに提出されたか</p>

		<p>② 書式F-07の記載内容に遺漏がないか</p> <p>(2) Jリーグは、前項の審査に関連して、ライセンス申請者から提出された資料に関する調査を行うことができ、ライセンス申請者はこれを拒むことができない。</p> <p>3. 判定</p> <p>以下のいずれかに該当する場合は、本基準を満たさないものとする。</p> <p>① 書式F-07を期限までに提出せず、C L Aからの提出指示に従わないとき</p> <p>② ライセンス申請者が書式F-07を提出したものの、Jライセンスが交付される前に書式 F-07に記載された内容に対する違反行為を行っていたことが明らかとなったとき</p> <p>4. 基準F. 07に関するその他の遵守事項および注意事項</p> <p>(1) 基準F. 07にいう「クラブの事業継続に悪影響を及ぼし得る出来事」の詳細は、基準F. 05の運用細則に準じる。</p> <p>(2) C L Aおよびライセンス評価チームは、書式F-07の内容に基づき、必要に応じてライセンス申請者に対するヒアリング調査を行い、調査の結果、ライセンス交付シーズンに対するJライセンス判定に影響があると判断される場合には、その内容をF I Bに報告する。</p> <p>(3) F I Bは前項の報告に基づき、当該ライセンス申請者に対するJライセンス判定に与える影響を審議し、当該ライセンス申請者のJライセンスの取り消しに関する判定を行うことができる。</p>
F. 08	A	<p>財務状況の見通しの修正義務</p> <p>1. 提出書類と期限</p> <p>(1) Jリーグは、基準F. 06に基づいて行われるヒアリングの結果、本来記載または報告すべき内容が基準F. 06に基づいて提出される資料から欠落していたと判断した場合には、C L Aがライセンス申請者にその内容を具体的に通知し、ライセンス申請者は基準 F. 06に定める資料の再提出を行う。</p> <p>(2) 前項にいう資料再提出の締切は、L Mが個別に決定する。</p> <p>2. 審査</p> <p>基準F. 06と同様の審査を行う。</p> <p>3. 判定</p> <p>ライセンス申請者が以下のいずれかの状況である場合は、本基準は満たさないものとする。</p>

		<ul style="list-style-type: none">① 提出書類の内容が虚偽であったとき② 提出期限までに書類を提出せず、かつ、CLAからの提出指示に従わなかったとき③ 審査の結果、ライセンス申請者の財務状況が基準F.01の運用細則を充足する内容でないと判断される場合
--	--	--

3. ライセンス申請フロー



フロー 1

- (1) LMは、1月1日から1月31日までの間に、Jライセンスの交付申請受付の開始を、Jライセンス交付申請を希望するクラブに通知する。
- (2) LMは、前項の通知と合わせ、Jライセンスの交付申請に必要となるライセンス申請書類一式（以下「ライセンス・パッケージ」という）をクラブに通知する。
- (3) Jライセンス交付申請を行う予定のクラブのうち、2月1日になってもライセンス・パッケージが届かなかったクラブは、CLAに連絡のうえ、ライセンス・パッケージの送付を受ける。ただし、ライセンス・パッケージの到着が遅れた場合であっても、ライセンス交付申請にかかる提出書類の提出期限は変更されない。

フロー 2

- (1) Jライセンスの交付を申請するクラブは、交付規則および本運用細則に記載された提出期限までに、交付規則および本運用細則に定められた作成方法に従ってライセンス申請書類を作成し、CLAに提出する。
- (2) ライセンス申請者は、ライセンス申請書類を本運用細則1-4に定められた方法により提出する。
- (3) 交付規則および本運用細則に定められた申請書類の提出期限は厳守しなければならない。提出期限内にライセンス申請書類を提出しなかったクラブは、原則としてJライセンスの交付を申請しなかったものとみなされる。
- (4) ライセンス申請者の責めに帰すべからざる事情により、ライセンス申請書類を提出期限内に提出できない場合は、交付規則第24条第7項の定めに従い、ライセンス申請書類の提出締め切りの延長を申請することができる。

フロー 3-A

- (1) CLAは、ライセンス申請者が提出したライセンス申請書類を受領したときには、受領した旨をライセンス申請者に連絡する。
- (2) ライセンス申請書類を受領したCLAは、ライセンス申請書類の内容を検査し、受領から2週間以内に書類に不備があるかどうかを確認する。
- (3) ライセンス申請書類に不備がある場合には、LMがライセンス申請者に不備の内容を通知したうえで、期限を決めてライセンス申請書類の明瞭化を求め、または再提出を指示することができる。当該ライセンス申請者はフロー3-Bに進み、ライセンス申請書類に不備がなかったライセンス申請者はフロー4に進む。なお、フロー4に進むライセンス申請者に対しては、LMは特にその旨を連絡する必要はない。
- (4) ライセンス申請書類に不備が多すぎるなど、ライセンス申請者がライセンス申請書類の作成および提出にあたり十分な注意を払ったとCLAが評価できないような場合には、LMは、その完全な自由裁量により、当該ライセンス申請者に対し事情聴取を行ったうえで、ライセンス申請書類を再提出させる機会を与えないことができる。

フロー３－Ｂ

- (1) ライセンス申請書類の不備をLMに指摘されたライセンス申請者は、定められた期限までにライセンス申請書類の内容を明瞭化し、あるいは申請書類の不備を修正してCLAに再提出する。期限までにLMからの提出指示に従わなかった場合は、原則として明瞭化する前、あるいは修正前の資料がライセンス申請書類として扱われる。
- (2) 不備を修正して再提出したライセンス申請書類に不備があってはならない。再提出したライセンス申請書類に不備がある場合には、原則としてそのままライセンス申請書類として扱われる。
- (3) ライセンス申請書類が再提出された場合は、原則として再提出された方を正として扱う。

フロー４

- (1) フロー３においてライセンス申請書類が整ったことを確認したのち、CLAがライセンス申請書類に基づき審査を開始する。
- (2) CLAは交付規則および本運用細則に定める審査方法に従って審査を行い、その結果をまとめたうえで必要に応じライセンス評価チームに報告し、ライセンス交付審査上の論点を共有する。

フロー５－Ａ

- (1) CLAはライセンス申請者に対しヒアリング調査を行う。なお、CLAは当該調査をライセンス評価チームに委任することができる。
- (2) LMは当該ライセンス申請者に対し、CLAまたはライセンス評価チームが調査を実施する旨を事前に通知しなければならない。当該ライセンス申請者は調査を拒絶してはならない。
- (3) CLAまたはライセンス評価チームは、前項のヒアリング調査を、原則として8月24日までに、対象としたすべてのライセンス申請者について完了させる。
- (4) ライセンス評価チームによるヒアリング調査は、原則としてLMがライセンス評価チームメンバーのなかから3名程度の班を編成して行う。また、LMは、交付規則に定める各ライセンス基準に精通する者をCLAのなかから指名し、班に加えることができる。
- (5) ライセンス評価チームは基本的に、交付規則のうち「財務基準」について、提出書類をもとに詳細な分析および調査を行う。ただし、ライセンス評価チームは、交付規則のうち「財務基準」以外のライセンス基準についてもヒアリング調査を行うことができる。
- (6) CLAまたはライセンス評価チームによるヒアリング調査は、交付規則および本運用細則に沿って責任を持って行われなければならない。ライセンス申請者すべてを公平に扱わなければならない。
- (7) ヒアリング調査の結果、ライセンス申請者の経営の進捗状況いかんによってJライセンスが交付されなくなるおそれがあり、当該ライセンス申請者がJライセンスの交付を目指すうえで努力を要すると判断される場合には、CLAまたはライセンス評価チームは当該事象を「ライセンス評価報告書」によってLMに報告する。
- (8) 前項においてCLAまたはライセンス評価チームから報告を受けたLMは、報告に基づいて

当該ライセンス申請者に対し、文書にて経営上の是正通知を出すか否かを決定する。当該文書には、Jライセンスの交付を目指すうえで努力が必要である点とその根拠を明示する。

- (9) 前2項にかかわらず、ライセンス評価チームはライセンス申請者に対し、クラブ経営に関して助言を行うことができる。

フロー5-B

- (1) C L Aはライセンス申請者の経営状況を把握するためのヒアリング調査に代えて、ライセンス申請者の提出書類に基づく分析、調査をライセンス評価チームに委任することができる。
- (2) C L Aまたはライセンス評価チームは、前項にいう調査を、原則として8月24日までに、対象としたすべてのライセンス申請者について完了させる。
- (3) 提出書類に基づく調査は、L Mがライセンス評価チームメンバーのなかから3名程度の班を編成して行う。また、L Mは、交付規則に定める各ライセンス基準に精通する者をC L Aのなかから指名し、班に加えることができる。
- (4) ライセンス評価チームは基本的に、交付規則のうち「財務基準」について、提出書類をもとに詳細な分析および調査を行う。ただし、ライセンス評価チームは、交付規則のうち「財務基準」以外のライセンス基準についても調査を行うことができる。
- (5) 提出書類に基づく調査の結果、ライセンス申請者に対し、フロー5-Aに定めるヒアリング調査を行う必要があるとライセンス評価チームが判断した場合は、ライセンス評価チームはヒアリング調査が必要な理由をL Mに説明し、L Mの承認を得たうえで、フロー5-Aに審査を移行する。
- (6) ヒアリング調査の結果、ライセンス申請者の経営の進捗状況いかにによってJライセンスが交付されなくなるおそれがあり、当該ライセンス申請者がJライセンスの交付を目指すうえで努力を要すると判断される場合には、ライセンス評価チームは当該事象を「ライセンス評価報告書」によってL Mに報告する。
- (7) 前項においてライセンス評価チームから報告を受けたL Mは、報告に基づいて当該ライセンス申請者に対し、文書にて経営上の是正通知を出すか否かを決定する。当該文書には、Jライセンスの交付を目指すうえで努力が必要である点とその根拠を明示する。
- (8) 前2項にかかわらず、ライセンス評価チームはライセンス申請者に対し、クラブ経営に関して助言を行うことができる。

フロー6

- (1) ライセンス申請者は、8月25日から31日の間に書式F-05をC L Aに提出する。ただし、交付規則第37条基準F.05に該当する事象が発生した場合には、書式 F-05に当該事象の具体的な内容を記入のうえ、最終締め切り日を待たずにただちにC L Aに提出しなければならない。
- (2) C L Aは、ライセンス申請者から提出された書式F-05の内容を検査する。C L Aは交付規則の財務基準に対するライセンス申請書類およびフロー5における調査結果と、書式 F-05の記載内容とを合わせ、以下の項目について検討する。
 - ① ライセンス申請者の財務状況が、ライセンス申請書類提出時点に比べ、Jライセンス交

付判定に影響を及ぼす程度に変化しているか

- ② 交付規則F.05に該当するとして書式F-05に記載された事象は、偶発的なものか否か、またその事象はライセンス申請者に短期的または中長期的な影響を及ぼすか否か
 - ③ その他、ライセンス申請書類提出時点と比較しての、ライセンス申請者の財務状況の変化
- (3) C L Aは、前項の検討の結果をまとめ、その内容をフロー7にいう「ライセンス評価報告書」に盛り込み、F I Bに提出する。

フロー7

- (1) フロー4からフロー6までの調査を経て、ライセンス評価チームおよびC L Aは共同して「ライセンス評価報告書」を作成する。当該ライセンス評価報告書の責任者はC L Aとし、ライセンス評価チームはライセンス評価報告書の起案その他について全面的に協力する。
- (2) 前項にいうライセンス評価報告書は、すべてのライセンス申請者について作成する。
- (3) ライセンス評価報告書は以下の項目から構成される。
 - ① ライセンス申請者に対し、Jライセンスを交付することが適当か否か
 - ② 制裁を科すことが適当か否か、適当な場合は推奨する制裁の内容
 - ③ 前2号の結論についての具体的かつ詳細な理由
- (4) 前項の内容に加え、ライセンス報告書には、必要に応じ、以下の項目を含むことができる。
 - ① 交付規則第8章から第12章に定める各ライセンス基準のそれぞれに対する評価
 - ② 交付規則第8章から第12章に定める各ライセンス基準に対する到達の度合い
 - ③ ライセンス申請者の財務状況、および近い将来に対する財務状況予測に対する評価、所見および注意事項
 - ④ ライセンス評価チームによる調査所見
 - ⑤ その他、ライセンス申請者の経営状況に対する今後の注意点
- (5) ライセンス申請者は、C L Aに対して、ライセンス評価報告書の写しを交付することを請求することができ、かかる場合、C L Aは直ちにライセンス評価報告書の写しを交付する。

フロー8

- (1) C L Aは、ライセンス評価報告書を、可及的速やかに、ただし遅くとも9月5日までにF I Bに提出のうえ、F I BにおけるJライセンス決定会議の日時を決定し、F I Bに文書にて通知する。
- (2) F I BにおけるJライセンス決定会議は、チェアマンが招集する。

フロー9

- (1) F I BにおけるJライセンス決定会議を開催する。開催日は原則として9月1日から9月26日までの間に設定されるものとする。
- (2) F I BはJライセンス決定会議において、以下の各項目について決定する。
 - ① ライセンス申請者にJライセンスを交付するか否か
 - ② B等級を充足しなかったライセンス申請者に対し、Jライセンスの交付に付帯して制裁を

科するか、また、科す場合にはその内容

- ③ Jライセンスの交付に付帯して、ライセンス申請者に是正指導を通知する場合は、その指導内容
- (3) Jライセンス決定会議において判定の根拠として用いられる資料は以下の通りとする。
- ① ライセンス申請者が提出したライセンス申請書類
 - ② 審問が開かれたときは、審問期日に顕れた一切の記録
 - ③ その他、F I BがJライセンス交付判定に必要と判断した資料
- (4) C L Aは、必要に応じ、Jライセンス決定会議に出席し、ライセンス申請者に対する所見を述べるができる。
- (5) F I Bは、必要と判断される場合には、文書にて通知のうえ、C L A職員立ち会いのもと、ライセンス申請者が提出したライセンス申請書類の内容について、当該申請者から直接説明を受けることができる。

フロー10

F I BがJライセンスの交付の拒絶または制裁を科すことを決定する場合は、F I Bは、当該ライセンス申請者に対して弁明の機会を付与するために審問を開くものとする。F I Bは、L Mおよびライセンス申請者に対して、審問期日の少なくとも1週間以上前に書面により審問期日および場所を通知するものとする。

フロー11

- (1) Jライセンス決定会議の結果、F I Bはライセンス申請者に対し、以下のいずれかの決定を出し、当該ライセンス申請者に内示したうえ、交付規則第26条第1項に基づき、9月30日までに文書（「F I B決定書」）にて通知する。F I Bは、Jライセンスの交付に合わせて是正指導を行うことができる。
- ① Jライセンスを交付する
 - ② Jライセンスを交付し、あわせてB等級未充足に対する制裁を科す
 - ③ Jライセンスの交付を拒絶する
- (2) F I B決定書を受領したライセンス申請者は、F I B決定書を受領した日より2週間以内に以下のいずれかを選択する。
- ① F I Bの決定を応諾する（フロー12-Aに進む）
 - ② A Bに上訴する（フロー12-B-1に進む）
- (3) ライセンス申請者に対してJライセンスを交付する旨のF I Bの決定に不服がある場合は、L Mは、F I B決定書を受領した日より2週間以内にA Bに上訴することができる（フロー12-B-1に進む）。

フロー12-A

- (1) F I Bの決定を応諾するライセンス申請者は、F I B決定書を受領した日より7日以内にその旨を文書にてC L Aに通知する。L Mが上訴していない限り、当該文書がC L Aに送達さ

れた時点で、F I Bの決定が確定する。

- (2) 前項の文書をC L Aに送付したライセンス申請者は、当該文書を撤回することができない。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、ライセンス申請者が F I B決定書を受領した日より7日以内に上訴の申立てを行わなかった場合は、L Mが上訴していない限り、F I Bの決定が確定する。

フロー12-B-1

- (1) 上訴を決定したライセンス申請者またはL Mは、「上訴申立書」をF I B決定書を受領した日より7日以内にC L Aに提出する。上訴人がライセンス申請者の場合は、上訴申立日から5日以内に上訴手数料10万円をJリーグに支払う。
- (2) C L Aは、前項にいう上訴申立書を受領後ただちにA Bに提出のうえ、A BにおけるJライセンス上訴審の審問期日を決定し、上訴人に文書にて通知する。
- (3) A Bは、審問期日において、上訴人に対して上訴の理由について説明する機会を与えるものとする。
- (4) C L Aの職員は、審問に出席し、A Bの求めに応じて上訴人に対する所見を述べるができる。

フロー12-B-2

上訴申立書提出を受けて、C L AはA Bが審査するための上訴審査書を作成し、10月9日までにL M（ライセンス申請者が上訴した場合）またはライセンス申請者（L Mが上訴した場合）およびA BにF I B決定書、上訴申立書およびF I B決定時までに提出された証拠とともに送付する。

フロー12-B-3

C L Aは、A Bにおける審問期日を指定し、上訴人に対して通知する。審問期日は10月16日までに開催されるものとし、審問期日においては、A Bは上訴人に対して上訴理由について説明する機会を与えるものとする。

フロー12-B-4

- (1) A BによるJライセンス決定会議を開催する。開催日は10月1日から10月16日までの間に設定されるものし、交付規則第27条第3項に従い、10月16日までに当該上訴審の結論（A Bによる決定）が出されるものとする。
- (2) A Bにおいて決定の根拠として用いられる資料は以下の通りとする。
 - ① F I B決定書
 - ② F I Bに提出されたライセンス申請書類
 - ③ A Bに提出された上訴申立書
 - ④ F I BおよびA Bの審問期日において顕れた一切の記録
 - ⑤ その他、F I Bでの判定に用いられた資料

- (3) C L Aは、必要に応じ、Jライセンス決定会議に出席し、所見を述べることができる。
- (4) A Bは、Jライセンス決定会議において、以下のいずれかの決定を行い、10月16日までに上訴人に文書（「A B決定書」）で通知する。
- ① F I Bの決定を支持する
 - ② F I Bの決定を破棄し、新たな決定を出す

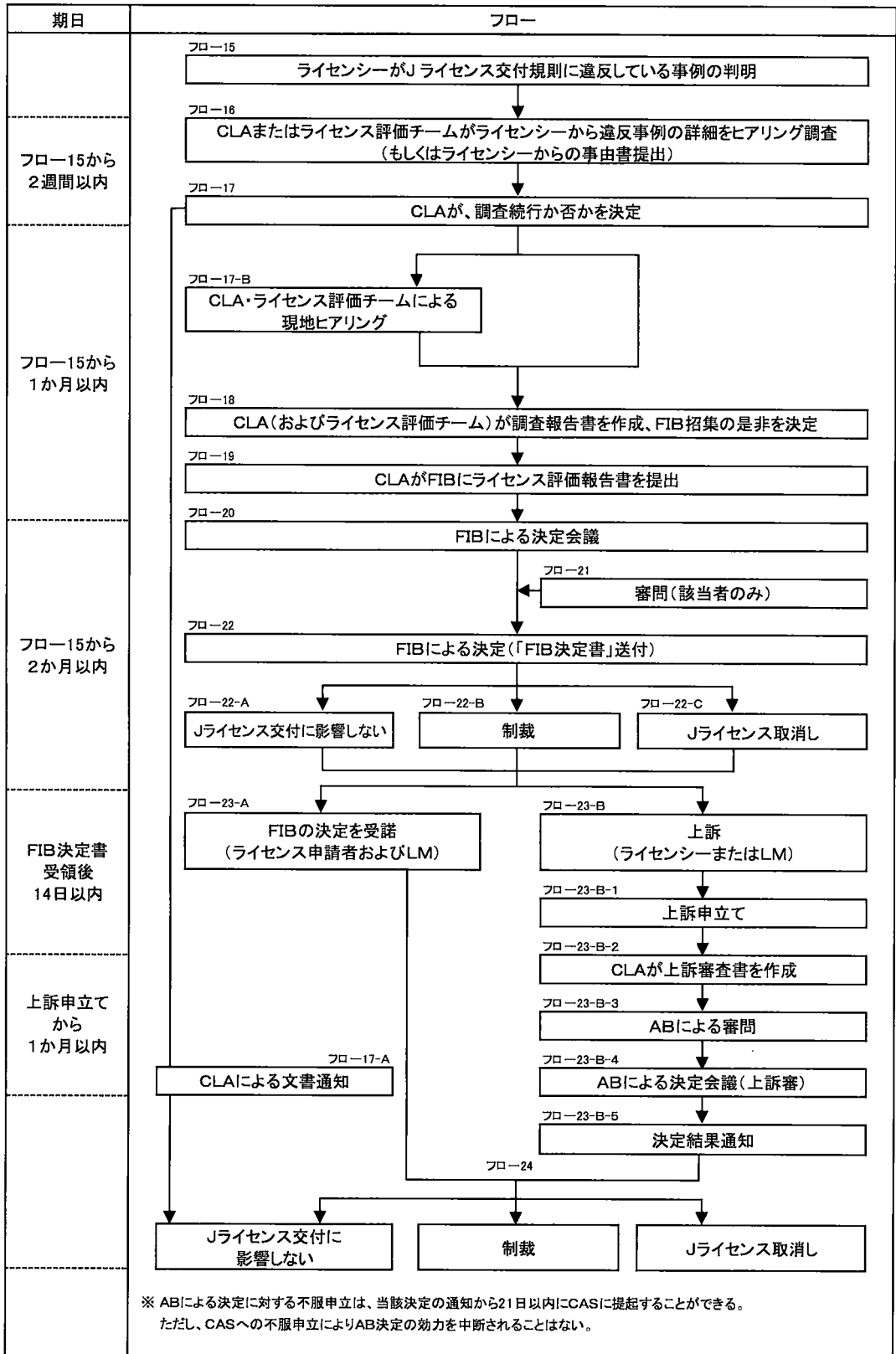
フロー13

- (1) F I Bがライセンス申請者に対しF I B決定書を発送し、またはA Bがライセンス申請者に対しA B決定書を発送する。当該決定書は、F I B決定書は9月30日まで、A B決定書は10月16日までに発送する。
- (2) F I B決定書またはA B決定書に付帯して是正指導が行われた場合、当該指導を受領したライセンス申請者は、C L Aが別途定める期日までに、是正指導に対する回答を文書にてC L Aに送付する。
- (3) F I BまたはA Bの決定により、Jライセンスの交付が受けられないこととなったライセンス申請者の取扱いは、Jリーグ理事会がこれを決定する。
- (4) F I BまたはA Bの決定により、制裁を受けることとなったライセンス申請者は、決定内容に従い処分を受ける。

フロー14

C L Aは、Jライセンス交付が決定したクラブをJリーグ理事会に報告のうえ、J F Aを通じて原則として10月31日までにA F Cに通知する。

Jリーグクラブライセンス 交付後の違反事例に対する審査フロー



フロー15

ライセンサーが、交付規則第 23 条第 3 項各号のいずれかに該当する事態となっていることが明らかになった場合、C L A は当該事態を調査のうえ、F I B に決定を求めることができる。

フロー16

- (1) C L A はライセンサーに対し、当該事態の詳細につきヒアリング調査を行う。ヒアリング調査に代えて、ライセンサーに事由書の提出を求めることができる。
- (2) C L A は前項にいうライセンサーへのヒアリング調査を、ライセンス評価チームに委任することができる。

フロー17

フロー16 の調査の後、C L A が当該ライセンサーに対する調査を続行するか否かにつき、原則として以下のとおり決定する。

- ① 調査の結果、当該ライセンサーがライセンス基準に抵触せず、J ライセンスの保有に影響がないと判断される場合には、ライセンサーにその旨を文書にて通知する(フロー17-A)。
- ② 調査の結果、当該ライセンサーがライセンス基準に抵触するかそのおそれがあり、J ライセンスの保有継続に影響を及ぼすと判断される場合には、ライセンサーにその旨を文書にて通知のうえ、F I B に決定を求めるための調査を続行する(フロー17-Bに進む)。

フロー17-B

- (1) C L A はライセンサーに対してヒアリング調査を行い、当該ライセンサーに対する J ライセンス交付継続の影響について調査する。なお、C L A は当該ヒアリング調査をライセンス評価チームに委任することができる。L M は当該ライセンサーに対し、C L A またはライセンス評価チームが調査を実施する旨を通知しなければならず、当該ライセンサーはヒアリング調査を拒絶してはならない。
- (2) C L A またはライセンス評価チームは、前項にいうヒアリング調査を、フロー15にいう事態が明らかになった日から起算して1か月以内に完了させる。
- (3) ヒアリング調査はC L A およびライセンス評価チーム構成員のなかからL M が指名したものが行う。
- (4) C L A またはライセンス評価チームによるヒアリング調査は、交付規則および本運用細則に基づき、責任を持って行われなければならない。

フロー18

- (1) フロー16およびフロー17-Bによる調査を経て、ライセンス評価チームおよびC L A が共同でライセンサーの調査報告書を作成する。当該報告書の責任者はC L A とし、ライセンス評価チームは調査報告書の起案に関わるなど、全面的に協力する。
- (2) 前項にいう調査報告書は、フロー15にいう該当事態が明らかになった日から起算して1か月以内に作成する。

- (3) C L Aの調査報告書には以下の内容が含まれる。
- ① 当該ライセンサーがJライセンスを保有し続けることが適切か否か
 - ② 当該ライセンサーに対して制裁を科すことが適切か否か、適切である場合にはその推奨する制裁の内容
 - ③ 前2号の結論についての具体的かつ詳細な理由
 - ④ ライセンス評価チームによる調査所見
- (4) C L Aは、ライセンサーが調査報告書の交付を希望した場合には、ただちにその写しを送付する。ライセンサーは、調査報告書の内容をライセンサー以外の第三者には一切開示してはならない。

フロー19

- (1) C L Aは、フロー18における調査報告書を、フロー15にいう事態が明らかになった日から1か月以内にF I Bに提出のうえ、F I Bにおける決定会議の日時を決定し、F I Bに文書にて通知する。
- (2) F I Bにおける判定会議は、チェアマンが招集する。

フロー20

- (1) F I Bにおける決定会議を開催する。当該決定会議はフロー15にいう該当事態が明らかになった日から起算して2か月以内に完了するものとする。
- (2) F I Bは決定会議において、以下の各項目について判定を行う。
- ① ライセンサーがJライセンスを保有し続けることの是非
 - ② Jライセンスの保有は認めるが制裁を科す場合は、その制裁内容
 - ③ Jライセンスの保有は認めるが是正指導を通知する場合は、その指導内容
- (3) 決定会議において判定の根拠として用いられる資料は以下の通りとする。
- ① ライセンサーが提出した事由書
 - ② フロー18における調査報告書
 - ③ Jライセンス交付手続において提出された一切の資料
 - ④ 審問が開かれたときは、審問期日に顕れた一切の記録
 - ⑤ その他、F I Bが判定に必要と判断した資料
- (4) C L Aの職員は、F I Bの求めに応じ、決定会議に出席し、ライセンサーに対する所見を述べることができる。

フロー21

F I BがJライセンスの取消または制裁を科すことを決定する場合は、F I Bは、当該ライセンサーに対して弁明の機会を付与するために審問を開くものとする。F I Bは、LMおよびライセンサーに対して、審問期日の少なくとも1週間以上前に書面により審問期日および場所を通知するものとする。

フロー22

- (1) F I Bによる決定会議の結果、F I Bはライセンシーに対し、以下のいずれかの決定を出し、フロー15にいう事態が明らかになった日から2か月以内にクラブに文書（「F I B決定書」）にて通知する。
 - ① Jライセンスの保有に問題はない、またはJライセンスの保有に問題はないが、付帯して是正指導を行う（フロー22-A）
 - ② Jライセンスの保有を認めるが、別途制裁を科す（フロー22-B）
 - ③ Jライセンスの交付を取り消す（フロー22-C）
- (2) F I B決定書を受領したライセンシーは、受領日から2週間以内に以下のいずれかを選択する。
 - ① F I Bの決定を応諾する（フロー23-Aに進む）
 - ② A Bに上訴する（フロー23-Bに進む）
- (3) Jライセンスの保有を認める旨のF I Bの決定に不服がある場合は、LMは、F I B決定書を受領した日から2週間以内にA Bに上訴することができる（フロー23-Bに進む）。

フロー23-A

- (1) F I Bの決定を応諾するライセンシーは、F I B決定書の受領日から2週間以内にその旨を文書にてC L Aに通知する。LMが上訴していない限り、当該文書がC L Aに送達された時点で、F I Bの決定が確定する。
- (2) 前項の文書をC L Aに送付したライセンシーは、当該文書を撤回することができない。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、ライセンシーまたはLMがF I B決定書の受領日より2週間以内に上訴の申立てを行わなかった場合は、LMが上訴していない限り、F I Bの決定が確定する。

フロー23-B-1

- (1) 上訴を決定したライセンシーまたはLMは、「上訴申立書」を、F I B決定書の受領日から2週間以内にC L Aに提出する。上訴人がライセンシーの場合は、上訴申立日から5日以内に上訴手数料10万円をJリーグに支払う。
- (2) C L Aは、前項にいう上訴申立書を、受領後ただちにA Bに提出のうえ、A BにおけるJライセンス上訴審の審問期日を決定し、上訴人に文書にて通知する。
- (3) A Bは、審問期日において、上訴人に対して、上訴の理由について説明する機会を与えるものとする。
- (4) C L Aの職員は、審問に出席し、A Bの求めに応じて上訴人に対する所見を述べるができる。

フロー23-B-2

上訴申立書の提出を受けて、C L AはA Bが審査するための上訴審査書を作成し、上訴申立て日から1週間以内にLM（ライセンシーが上訴した場合）またはライセンシー（LMが上訴した

場合) および A B に F I B 決定書、上訴申立書および F I B 決定時まで提出された証拠とともに送付する。

フロー23-B-3

C L A は、A B における審問期日を指定し、上訴人に対して通知する。審問期日は上訴申立書の提出日から3週間以内に開催されるものとし、審問期日においては、A B は、上訴人に対して上訴理由について説明する機会を与えるものとする。

フロー23-B-4

- (1) A B による決定会議を開催する。開催日は上訴申立て日から1か月以内に設定されるものとする。
- (2) A B において決定の根拠として用いられる資料は以下の通りとする。
 - ① F I B 決定書
 - ② F I B に提出されたライセンス申請書類
 - ③ A B に提出された上訴申立書
 - ④ F I B および A B の審問期日において顕れた一切の記録
 - ⑤ その他、F I B での判定に用いられた資料

フロー23-B-5

A B は、決定会議において、以下のいずれかの決定を行い、決定日から1週間以内に上訴人に文書(「A B 決定書」)で通知する。

- ① F I B の決定を支持する
- ② F I B の決定を破棄し、新たな決定を出す

フロー24

- (1) F I B がライセンシーに対し F I B 決定書を発送し、または A B がライセンス申請者に対し A B 決定書を発送する。当該決定書は、決定が行われた日から1週間以内に発送する。
- (2) F I B または A B より是正指導が行われた場合、当該指導を受領したライセンシーは、C L A が別途定める期日までに、是正指導に対する回答を文書にて C L A に送付する。
- (3) F I B または A B の決定により、J ライセンスの交付が取り消されることとなったライセンシーの取扱いは、J リーグ理事会がこれを決定する。
- (4) F I B または A B の決定により、制裁を受けることとなったライセンス申請者は、決定内容に従い処分を受ける。

4. F I Bの審査手続

4-1 [F I Bパネルの組成]

- (1) チェアマンは、各ライセンス申請者の審査を担当するF I Bパネルの議長および構成員を選任するものとする。F I Bパネルは1名の議長および2名以上の構成員から構成されるものとし、うち少なくとも1名は日本弁護士連合会に登録された弁護士、少なくとも1名は日本公認会計士協会に登録された公認会計士であるものとする。
- (2) チェアマンは、前項に基づき審査を担当するF I Bパネルの議長および構成員を選任したときは、LMおよび当該審査に服するライセンス申請者に書面で通知するものとする。

4-2 [F I B構成員の公正・独立]

- (1) F I B構成員は、公正かつ独立でなければならない。
- (2) F I Bパネルに選任された者は、審査を担当するライセンス申請者またはライセンシーとの関係において、自己の公正性または独立性に疑いを生じさせるおそれがある事実（交付規則第14条に定める事実を含む）がある場合には、速やかにライセンサーに書面により通知するものとする。
- (3) F I B構成員は、審査手続の進行中、審査を担当するライセンス申請者またはライセンシーとの関係において、自己の公正性または独立性に疑いを生じさせるおそれがある事実（交付規則第14条に定める事実を含む）が発生した場合には、速やかにライセンサーおよびライセンス申請者に書面により通知するものとする。

4-3 [F I B構成員の忌避]

- (1) ライセンス申請者、ライセンシーまたはLMは、F I B構成員の公正性または独立性を疑うに足りる相当な理由があるときは、そのF I B構成員を忌避することができる。
- (2) ライセンス申請者、ライセンシーまたはLMは、F I B構成員の選任通知を受領した日または前項に定める事由のあることを知った日から2週間を経過する日までに、忌避の理由を記載した申立書をライセンサーに提出するものとする。
- (3) 前項の申立てがあった場合は、ライセンサーは、遅滞なく、当該申立書の写しをF I Bおよび相手方当事者に送付し、これらの者の意見を聴いたうえで、忌避の当否について決定するものとする。
- (4) ライセンサーが忌避の申立てについて相当と決定した場合、ライセンサーは直ちに、新たなF I B構成員を選任する。

4-4 [F I B構成員の補充]

F I B構成員が辞任、死亡その他の理由により審査を継続できないときは、ライセンサーは、遅滞なく新たなF I B構成員を選任する。

4-5〔審問〕

- (1) F I Bが、Jライセンスの交付の拒絶またはJライセンスの取消しあるいは制裁を科すことを決定する場合は、F I Bは、当該ライセンス申請者またはライセンシーに対して弁明の機会を付与するために審問を開くものとする。
- (2) F I Bは、LMおよびライセンス申請者またはライセンシーに対して、審問期日の少なくとも1週間以上前に書面により審問期日および場所を通知するものとする。
- (3) 審問には、当該ライセンス申請者またはライセンシーのほか、LMおよびC L Aが立ち会うものとする。ただし、いずれかの当事者が欠席した場合であっても審問は開かれるものとする。
- (4) 審問は、F I Bの議長の指揮の下に行う。F I Bは、充足しないおそれがあるとF I Bが考えるライセンス基準に関して、ライセンス申請者またはライセンシーに対して、主張および立証の機会を付与するものとする。
- (5) ライセンス申請者およびライセンシーは、審問期日においては、日本弁護士連合会に登録された弁護士によって代表され得る。かかる場合、ライセンス申請者およびライセンシーは、当該弁護士への委任を証する委任状をF I Bに提出する。

4-6〔責問権の放棄〕

ライセンス申請者、ライセンシーまたはLMが、F I Bの審査手続に関する違背を知りまたは知ることができた場合において、遅滞なく異議を述べないときは、これを述べる権利を失う。

5. A Bの審査手続

5-1〔上訴の申立て〕

- (1) ライセンス申請者、ライセンシーまたはLMが、F I Bの決定を不服として上訴するときには、所定の期限までに以下の各事項を記載した上訴申立書をA Bに提出するものとする。
 - ① 上訴人の名称および住所
 - ② 代理人を定める場合、その氏名および住所
 - ③ 上訴の趣旨
 - ④ 上訴の理由
- (2) ライセンス申請者、ライセンシーまたはLMが代理人によって上訴申立てを行う場合には、代理人は、上訴申立書とともに委任状をA Bに提出するものとする。
- (3) ライセンス申請者またはライセンシーが本条に基づき上訴の申立てを行ったときは、上訴手数料として金10万円を、申立ての日から5日以内にライセンサーが別途指定する銀行口座に送金しなければならない。送金手数料はライセンス申請者またはライセンシーの負担とする。

5-2〔提出部数〕

上訴申立書および追加証拠の提出部数は4部とする。

5-3〔上訴申立ての取下げ〕

- (1) 上訴の申立てはいつでも取り下げることができる。
- (2) 上訴を取り下げた時点でFIBの決定が確定するものとする。

5-4〔ABパネルの組成〕

チェアマンは、上訴がなされたときは、直ちに当該上訴の審査を担当するABパネルの議長及び構成員を選任するものとする。ABパネルは1名の議長及び2名以上の構成員から構成されるものとし、うち少なくとも1名は日本弁護士連合会に登録された弁護士、少なくとも1名は日本公認会計士協会に登録された公認会計士であるものとする。

5-5〔AB構成員の公正・独立〕

- (1) AB構成員は、公正かつ独立でなければならない。
- (2) ABパネルに選任された者は、審査を担当するライセンス申請者またはライセンシーとの関係において、自己の公正性または独立性に疑いを生じさせるおそれがある事実（交付規則第16条に定める事実を含む）がある場合には、速やかにライセンサーに書面により通知するものとする。
- (3) AB構成員は、審査手続の進行中、審査を担当するライセンス申請者またはライセンシーとの関係において、自己の公正性または独立性に疑いを生じさせるおそれがある事実（交付規則第16条に定める事実を含む）が発生した場合には、速やかにライセンサーおよびライセンス申請者に書面により通知するものとする。

5-6〔AB構成員の忌避〕

- (1) ライセンス申請者、ライセンシーまたはLMは、AB構成員の公正性または独立性を疑うに足りる相当な理由があるときは、そのAB構成員を忌避することができる。
- (2) ライセンス申請者、ライセンシーまたはLMは、AB構成員の選任通知を受領した日または前項に定める事由のあることを知った日から5日間を経過する日までに、忌避の理由を記載した申立書をライセンサーに提出するものとする。
- (3) 前項の申立てがあった場合は、ライセンサーは、遅滞なく、当該申立書の写しをABおよび相手方当事者に送付し、これらの者の意見を聴いたうえで、忌避の当否について決定するものとする。

5-7〔AB構成員の補充〕

AB構成員が辞任、死亡その他の理由により審査を継続できないときは、ライセンサーは、遅滞なく新たなAB構成員を選任する。

5-8〔審問〕

- (1) ABは、LMおよびライセンス申請者またはライセンシーに対して、審問期日の少なくとも1週間以上前に書面により審問期日および場所を通知するものとする。
- (2) 審問には、当該ライセンス申請者またはライセンシーのほか、LMおよびCLAが立ち会うものとする。ただし、いずれかの当事者が欠席した場合であっても審問は開かれるものとする。
- (3) 審問は、ABの議長の指揮の下に行う。ABは、上訴理由に関して、上訴人に対して、主張および立証の機会を付与するものとする。
- (4) ライセンス申請者およびライセンシーは、審問期日においては、日本弁護士連合会に登録された弁護士によって代表され得る。かかる場合、ライセンス申請者およびライセンシーは、当該弁護士への委任を証する委任状をABに提出する。

5-9〔責問権の放棄〕

ライセンス申請者、ライセンシーまたはLMが、ABの審査手続に関する違背を知りまたは知ることができた場合において、遅滞なく異議を述べないときは、これを述べる権利を失う。

6. 雑則

6-1〔守秘義務〕

Jリーグ、CLA、ライセンス評価チーム、FIB、ABの関係者は、Jライセンス申請手続の過程でライセンス申請者から提出された資料を、ライセンス申請者からの同意なくしていっさい第三者に開示してはならない。ただし、JFAに開示する場合および交付規則第7条に定めるAFCによる抜き打ち検査により、AFCから資料類の開示を求められた場合は、この限りではない。

6-2〔資料保管義務〕

保管すべき資料の定義および保管方法については、別途定めるJリーグクラブライセンス関連資料保管規程に従うこととする。

6-3〔年次レビューミーティングの実施〕

年次レビューミーティングの実施については、別途定める年次レビューミーティング規程に従うこととする。

6-4〔Jリーグクラブライセンス制度への意見〕

Jリーグクラブライセンス制度への意見については、別途定める意見処理規程に従うこととする。

6-5 [本運用細則に定めのない事項]

- (1) 本運用細則に規定されていない事項については、Ｊリーグ理事会がこれを決定する。
- (2) A F Cクラブ競技会への出場に関連する事項に関しては、前項にかかわらず、交付規則または本運用細則に規定されていない事項についてA F Cが決定を下すことがある。この場合、Ｊリーグの決定にA F Cの決定が優先する。
- (3) A F Cが交付規則およびA F C規則に関連する事項につき、別途指示書や通達等の手段でＪリーグに対して指示を行った場合には、Ｊリーグは指示の内容に合わせて必要な措置を講じる。

6-6 [交付規則との優劣]

- (1) 交付規則の定めと本運用細則の定めが矛盾または抵触する場合は、交付規則の定めが優先する。
- (2) 前項の規定にかかわらず、交付規則第7条に定めるＪライセンス審査上の基準と等級を充足しているか否かの判定については、本運用細則2. に定めるところに従う。

6-7 [改正]

本運用細則の改正は、実行委員会および理事会の承認により、これを行う。

6-8 [附則]

本運用細則は2012（平成24）年2月21日から施行する。

[改正]

2013年1月22日

2015年1月20日

2016年1月19日

2017年1月25日

2017年11月26日

ホームスタジアムに関する確認書

_____（以下「施設所有者」という）と _____（以下「ライセンス申請者」という）は、 _____（以下「当スタジアム」という）におけるＪリーグ公式戦およびＡＦＣクラブ競技会（ＡＦＣチャンピオンズリーグ、ＡＦＣカップの総称をいう）の開催につき、以下のとおりであることを確認いたします。

記

1. 当スタジアムは、ライセンス申請者のホームタウンにあり、日本の国内法令に基づく安全基準を満たしています。
2. 当スタジアムは、Ｊリーグ規約第 29 条、第 30 条第 1 項、第 31 条、第 32 条および第 35 条第 1 項の規定に基づくＪリーグ公式試合実施のための施設の要件を満たしています。
3. 当スタジアムは、ライセンス申請者のホームスタジアムとして、Ｊリーグ規約第 40 条第 2 項の規定である、Ｊ１リーグまたはＪ２リーグ公式戦のホームゲームの 80% 以上の実施が可能です。
4. 当スタジアムでは、ＡＦＣクラブ競技会のホームゲームを実施することが可能です。

以上

年 月 日

施設所有者

印

ライセンス申請者

印

ホームスタジアム検査表

【書式 I-01-2】

スタジアム名			
所有者		管理会社	

図章の取付位置

- *** 数字または質問に対する回答を記述して下さい
- *** 選択肢の中から回答をご選択下さい

設備	チェック項目										備考
	設置	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS	
1 入場可数	観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS	
	メイン	OS	バック	OS	ゴール裏	OS	ゴール裏	OS	ゴール裏	OS	
2 観客席	ベンチシート	OS	バック	OS	ゴール裏	OS	ゴール裏	OS	ゴール裏	OS	
	立ち見席	OS	バック	OS	ゴール裏	OS	ゴール裏	OS	ゴール裏	OS	
3 座席	番号記載の有無	30cm以上の可もたれがある場合									
	番号記載	OS	バック	OS	ゴール裏	OS	ゴール裏	OS	ゴール裏	OS	
4 座席	番号記載	OS	バック	OS	ゴール裏	OS	ゴール裏	OS	ゴール裏	OS	
	その他	（その他の項目が実施されている場合は記入してください）									
5 VIP席	メイン	OS	バック	OS	ゴール裏	OS	ゴール裏	OS	ゴール裏	OS	
	ゴール裏	OS	バック	OS	ゴール裏	OS	ゴール裏	OS	ゴール裏	OS	
6 マッチコメンタリー室（音・アセンダー）	放送	OS	バック	OS	ゴール裏	OS	ゴール裏	OS	ゴール裏	OS	
	放送	OS	バック	OS	ゴール裏	OS	ゴール裏	OS	ゴール裏	OS	
7 記者席	放送	OS	バック	OS	ゴール裏	OS	ゴール裏	OS	ゴール裏	OS	
	放送	OS	バック	OS	ゴール裏	OS	ゴール裏	OS	ゴール裏	OS	
8 照明	照明で覆われている観客席	照明で覆われている観客席									
	照明で覆われている観客席	照明で覆われている観客席									
9 防犯設備	防犯カメラが設置されている観客席	防犯カメラが設置されている観客席									
	防犯カメラが設置されている観客席	防犯カメラが設置されている観客席									
10 寸法	10m x 10m	寸法									
	10m x 10m	寸法									
11 ベンチ	ベンチ	ベンチ									
	ベンチ	ベンチ									
12 ゴール	ゴール	ゴール									
	ゴール	ゴール									
13 ゴールネット	ゴールネット	ゴールネット									
	ゴールネット	ゴールネット									
14 チームベンチ	チームベンチ	チームベンチ									
	チームベンチ	チームベンチ									
15 場内放送システム	場内放送システム	場内放送システム									
	場内放送システム	場内放送システム									
16 スコアボード	スコアボード	スコアボード									
	スコアボード	スコアボード									
17 時計（45分計）	時計	時計									
	時計	時計									
18 メンバー掲示板	メンバー掲示板	メンバー掲示板									
	メンバー掲示板	メンバー掲示板									
19 招掲ポールまたはトロン	招掲ポール	招掲ポール									
	招掲ポール	招掲ポール									

設備	チェック項目										備考
	設置	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS	
1 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
2 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
3 座席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
4 座席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
5 VIP席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
6 マッチコメンタリー室（音・アセンダー）	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
7 記者席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
8 照明	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
9 防犯設備	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
10 寸法	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
11 ベンチ	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
12 ゴール	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
13 ゴールネット	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
14 チームベンチ	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
15 場内放送システム	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
16 スコアボード	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
17 時計（45分計）	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
18 メンバー掲示板	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
19 招掲ポールまたはトロン	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
20 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
21 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
22 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
23 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
24 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
25 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
26 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
27 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
28 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
29 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
30 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
31 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
32 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
33 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
34 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
35 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
36 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
37 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
38 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
39 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
40 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
41 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
42 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
43 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
44 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
45 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
46 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
47 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
48 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
49 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
50 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
51 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
52 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
53 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
54 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
55 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
56 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
57 観客席	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
	OS	VP	OS	観客席	OS	合計	OS	OS	OS		
58											

トレーニング施設調査表

クラブ名	
トレーニング施設名	

... 数字または質問に対する回答を記録してください
 ... 選択肢の中から回答をご選択ください
 備考 ... 補足情報がある場合記入

1. 練習グラウンド

内容	チェック欄							備考	
I 概要	1.立地	①ホームタウン内 / ②ホームタウン外							
	2.クラブハウス併設状況	③クラブハウスあり / ④クラブハウスなし							
	3.所有者	土地 施設							
	4.施設管理者	管理会社名							
	5.主な施設利用者	カテゴリー (トップチームのみ/アカデミーのみ/トップ/アカデミー/女子チーム/一般市民利用) など							
	6.芝生の養生期間	時期 養生期間中の代替利用先 専用 / 優先 / 一般利用 練習用敷地面 / 敷地外							
	7.施設利用状況	優先の場合の利用方法							
	8.使用料/年間芝管理費	年間 円 時間 (時間貸しの場合) 円 年間芝生管理費 円							
	9.利用頻度	トップチーム ユース Jユース 女子チーム その他() その他() 週回 週回 週回 週回 週回 週回 週回 週回 一日時間 一日時間 一日時間 一日時間 一日時間 一日時間 一日時間							
	10.施設の主な使用目的	利用スケジュール等、活動実施・利用頻度が分かる資料を添付							
II グラウンド 設備	1.グラウンド設備	天然芝(フルサイズ) 面	ハイブリッド芝(フルサイズ) 面	人工芝(フルサイズ) 面	天然芝(ミニサイズ) 面	ハイブリッド芝(ミニサイズ) 面	人工芝(ミニサイズ) 面	ピッチに名称がある場合は記入 一般開放等で他種目競技に利用の場合	
	2.ピッチ	ピッチA[名称]	ピッチB[名称]	ピッチC[名称]	ピッチD[名称]	ピッチE[名称]	ピッチF[名称]		
	(1)ピッチの用途	サッカー/フットサル/その他	サッカー/フットサル/その他	サッカー/フットサル/その他	サッカー/フットサル/その他	サッカー/フットサル/その他	サッカー/フットサル/その他		
	(2)ピッチサイズ	m x m	m x m	m x m	m x m	m x m	m x m		
	(3)種類	天然芝/ハイブリッド芝/人工芝/クレー	天然芝/ハイブリッド芝/人工芝/クレー	天然芝/ハイブリッド芝/人工芝/クレー	天然芝/ハイブリッド芝/人工芝/クレー	天然芝/ハイブリッド芝/人工芝/クレー	天然芝/ハイブリッド芝/人工芝/クレー		
	(4)天然芝の芝生の種類								
	(5)直近の天然芝張替敷設時期								
	(6)散水設備	あり/なし	あり/なし	あり/なし	あり/なし	あり/なし	あり/なし		
	(7)ハイブリッド芝のメーカー								
	(8)直近のハイブリッド芝張替敷設時期								
	(9)人工芝の場合	JFA公認/その他	JFA公認/その他	JFA公認/その他	JFA公認/その他	JFA公認/その他	JFA公認/その他		
	(10)人工芝のメーカー								
	(11)直近の人工芝張替敷設時期								
	(12)屋根付きチームベンチ	あり/なし	あり/なし	あり/なし	あり/なし	あり/なし	あり/なし		
	(13)照明	あり/なし 0台	あり/なし 0台	あり/なし 0台	あり/なし 0台	あり/なし 0台	あり/なし 0台		
(14)防犯用設備	あり/なし 0本	あり/なし 0本	あり/なし 0本	あり/なし 0本	あり/なし 0本	あり/なし 0本	避雷針の本数も記入		
(15)防犯用設備									
3.ゴールの形状	埋め込み式/移動式	埋め込み式/移動式	埋め込み式/移動式	埋め込み式/移動式	埋め込み式/移動式	埋め込み式/移動式			
4.ゴール保有数	一般()対 ジュニア()対	一般()対 ジュニア()対	一般()対 ジュニア()対	一般()対 ジュニア()対	一般()対 ジュニア()対	一般()対 ジュニア()対			
5.その他グラウンド設備(砂場等)									
6.クラブ専用倉庫				あり/なし					
7.時計(45分計)	あり/なし	あり/なし	あり/なし	あり/なし	あり/なし	あり/なし			
8.AED	あり/なし	あり/なし	あり/なし	あり/なし	あり/なし	あり/なし			
9.観戦用エリア	あり/なし	あり/なし	あり/なし	あり/なし	あり/なし	あり/なし			
1.観戦スタンド有無	あり								
2.観戦用スタンド席数	0席	0席	0席	0席	0席	0席			
(内)屋根付き座席数	0席	0席	0席	0席	0席	0席			
3.報道関係者用スタンド席数	0席	0席	0席	0席	0席	0席			
4.観戦スタンドの椅子の種類	固定/回転/2/5日(椅子なし)	固定/回転/2/5日(椅子なし)	固定/回転/2/5日(椅子なし)	固定/回転/2/5日(椅子なし)	固定/回転/2/5日(椅子なし)	固定/回転/2/5日(椅子なし)			

2. クラブハウス

内容		チェック欄						備考					
I 室内 トレーニング 設備	1.室内おしほし履帯付 練習場 (ピッチ)	総敷① 寸法 m × m				ピッチ 人工芝 / 床板 / タータン / クレー / その他							
		総敷② 寸法 m × m				ピッチ 人工芝 / 床板 / タータン / クレー / その他							
	2.トレーニングジム	あり / なし	広さ m ²	利用種① トップ/ユース/トップユース兼用									
	3.トレーニング器具 (主な器材を記載)	利用種② トップ/ユース/トップユース兼用											
4.プール等	あり / なし	広さ m × m	シャワー あり / なし			サウナ あり / なし							
II 更衣室	1.主な使用者	トップチーム	ユース	Jrユース	女子チーム	ビジター用	審判用						
	2.収容人数/広さ	人 m	人 m	人 m	人 m	人 m	人 m						
	3.ロッカー数	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分						
	4.温水シャワー数	0基	0基	0基	0基	0基	0基						
	5.JIスタブの有無	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし						
	6.冷浴設備	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし						
	7.洗面台	0基	0基	0基	0基	0基	0基						
	8.トイレ	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし						
	男小	個	個	個	個	個	個						
	男洋式	個	個	個	個	個	個						
	男和式	個	個	個	個	個	個						
	女洋式	個	個	個	個	個	個						
	女和式	個	個	個	個	個	個						
	多目的	個	個	個	個	個	個						
III メディカル ケアスペース	1.メディカルケアスペース	あり / なし	広さ m ²										
	2.備品	マッサージ台 0台	冷感庫 0台	あり / なし	その他 (X線等)	あり / なし							
		ベッド数 0台	担架 0台	あり / なし									
		製氷機 あり / なし	AED あり / なし	あり / なし									
IV トップ用 練習室	1.練習室	監督室	コーチングスタッフルーム	ミーティングルーム	リラクゼーションルーム	エキップメントルーム	ランドリー/乾燥室	応接室					
	2.部屋の有無	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし					
	3.その他の練習室	使用用途											
V 飲食設備	1.チーム用食堂	あり / なし	収容人数	0人									
	2.厨房設備	あり / なし											
VI クラブ事務所	1.クラブ事務所併設	全部 / 一部 / なし											
	2.併設部室	↓「一部」併設の場合は以下に併設部室及び在席人数を記載してください。											
		部室①	在席人数	0人	部室④	在席人数	0人						
	部室②	在席人数	0人	部室⑤	在席人数	0人							
	部室③	在席人数	0人	部室⑥	在席人数	0人							
VII メディア用 スペース	1.練習室名	取材対応するスペース	インタビュースペース	ラウンジ	ミックスゾーン	その他 ()	その他 ()						
	2.部屋数/広さ	部屋 m ²	部屋 m ²	部屋 m ²	部屋 m ²	席 (室)	席 (室)	練習室兼用で使用している場合はその旨記入					
	3.席数	0席	0室	0席	0席								
	4.無線LAN	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし						
	5.インフォメーションボード	あり / なし											
	6.TVモニター	0台	0台	0台	0台	0台	0台						
	7.ピッチの視認性	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし						
	8.練習グラウンドへ メディア専用動線	あり / なし											
	9.メディア専用トイレ	あり / なし											
	10.ミックスゾーンの屋根	あり / なし											
VIII 一般開放 スペース	1.一般用飲食施設	あり / なし	収容人数	0人		ピッチの視認性	あり / なし						
	2.ラウンジ	あり / なし	収容人数	0人		ピッチの視認性	あり / なし						
	3.トロフィー等展示スペース	あり / なし											
	4.自動販売機	あり / なし											
	5.一般用トイレ	あり / なし	トイレへのアクセス 例) ピッチから直接アクセス可能 / クラブハウス内トイレを利用 など										
		男小	基	男洋式	基	男和式	基	女洋式	基	女和式	基	多目的	基
	6.練習グラウンドへの 一般客専用動線	あり / なし											
7.グッズ売り場	あり / なし												
IX 受付	受付	あり / なし											
	1.チーム関係者用	あり / なし	収容台数	0台									
	2.メディア用	あり / なし	収容台数	0台									
	3.一般利用者用	あり / なし	収容台数	0台									
X 駐車場等	4.駐車場	あり / なし	収容台数	0台									
	XI その他	1.得点ボード	あり / なし	本数	0本								
		2.場内放送システム	あり / なし	放送範囲	施設全体 / 練習室内のみ / その他								

3. 選手寮

内容		チェック欄					備考
I 選手寮	1.選手寮併設状況	1 トップチーム用	2 ユース用	3 その他 ()	4 その他 ()	5 その他 ()	
	(1) 寮の有無	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	
	(2) 立地状況	練習場敷地内 / 敷地外	練習場敷地内 / 敷地外	練習場敷地内 / 敷地外	練習場敷地内 / 敷地外	練習場敷地内 / 敷地外	
	(3) 入居可能人数	0人分	0人分	0人分	0人分	0人分	
	(4) 食事設備	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	あり / なし	
2.所在地	寮の名称			住所			
	1						
	2						
	3						
	4						
	5						

トップチームの練習場に関する確認書

_____（以下「施設所有者」という）と _____（以下「ライセンス申請者」という）は、クラブが _____（以下「当練習場」という）をトップチームの練習場として使用するにあたり、以下のとおりであることを確認いたします。

記

1. 施設所有者は、当練習場がライセンス申請者のトップチームの練習場として使用することを認めています。
2. 施設所有者は、ライセンス申請者のトップチームの練習環境確保に協力し、クラブが希望する日時に当練習場を使用できるよう配慮しています。

以上

年 月 日

施設所有者

印

ライセンス申請者

印

年 月 日

公益社団法人日本プロサッカーリーグ 御中

ライセンス申請者

[クラブ名]

[会社名]

[代表者名]

印

宣 言 書

当クラブは、**2019** シーズンの Jリーグクラブライセンス申請（以下「本ライセンス申請」という）に関連して、以下のとおり宣言いたします。

1. はじめに

- (1) 当クラブは公益財団法人日本サッカー協会（以下「JFA」という）の理念およびビジョン、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」という）の理念、活動方針に賛同し、それらに従って活動する。
- (2) 当クラブは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、これらの勢力に対して毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わない。
- (3) 当クラブは人権を尊重し、人種、民族、国籍、宗教、思想、性別、年齢、信条等による、いかなる差別も認めない。

2. 基準 L.01 について

当クラブは、本宣言書をもって以下の各事項を確認し、約束または了承する。

- (1) 国際サッカー連盟（以下「FIFA」という）、アジアサッカー連盟（以下「AFC」という）、JFAおよびJリーグの規約、規程、規則および決定が当クラブに対して法的拘束力を有し、当クラブはこれらを遵守しなければならないこと。
- (2) 当クラブが関係する国際的な次元の紛争、とりわけFIFAおよび／またはAFCが関与している紛争については、Court of Arbitration for Sports（以下「CAS」という）が専属的管轄を有すること。
- (3) FIFA、AFC及びJリーグ規約に基づき、普通裁判所への提訴はできないこと。

- (4) 国内レベルにおいては J F A または J リーグに公認されている競技会で競技すること。
- (5) 大陸レベルにおいては、親善試合を除き、A F C に公認されている競技会に出場すること。
- (6) 「J リーグクラブライセンス交付規則」の条項および条件を遵守すること。
- (7) 「本ライセンス申請」に関連して電子システム等により J リーグに提出済みのすべての文書および資料は完全かつ正確であること。
- (8) J リーグ、第一審機関及び上訴機関に対し、文書および資料を検証し、かつ、情報を求め、また、上訴手続の際には、日本の適用法令に従って関連する公的機関または民間団体から情報を求める権限を与えること。
- (9) A F C が評価プロセスおよび意思決定を評価するための国内レベルにおけるスポットチェック（抜き打ち検査）を実施する権利を留保していること。
- (10) A F C が国内レベルにおけるスポットチェック手続を行わない場合、F I F A が評価プロセスおよび意思決定を評価するための国内レベルにおけるスポットチェック（抜き打ち検査）を実施する権利を留保していること。
- (11) 本宣言書を含むライセンス申請書類の提出後に発生した、重大な変更、主要な経済的重要性のある事象または状況および事後的な事象について、「J リーグクラブライセンス交付規則」で定められた期限までに J リーグに通知すること。

3. 基準 L.02 について

- (1) 本基準に基づいて提出する当クラブの定款は、当クラブの最新の定款の真正、正確かつ完全な写しであって、当該定款は本宣言書日現在完全な効力を有する。
- (2) 本基準に基づいて提出する履歴事項全部証明書は、当クラブの [] 年 [] 月 [] 日付履歴事項全部証明書であって、本宣言書日現在の当クラブの状況を正確に反映している。
- (3) 本基準に基づいて提出する印鑑登録証明書は、当クラブの代表取締役である [氏名] の [] 年 [] 月 [] 日付印鑑登録証明書であって、本宣言書日現在において、当該印鑑登録は何らの変更も取消もされておらず、有効に登録されている。

4. 基準 L.03 について

- (1) 当クラブの株主及びその持株数・持株比率並びに組織体制は電子システムにより提出する株主一覧およびクラブ組織図記載のとおりである。
- (2) また、当クラブの経営、管理運営および／または競技活動にかかわるいかなる自然

人も法人も、直接的または間接的に、以下のいずれにも該当していない。

- ① 同じ競技会に出場している他のクラブの証券、株式または社員権を保有するかまたは取引すること。
- ② 同じ競技会に出場している他のクラブの株主または社員の議決権の過半数を有すること。
- ③ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、管理運営および監督機関の構成員の過半数を任命するかまたは解任する権利を有していること。
- ④ 同じ競技会に出場している他のクラブの株主または社員であり、かつ、そのクラブのその他の株主または社員と締結した契約に従って、当該クラブの株主または社員議決権の過半数を単独で有していること。
- ⑤ 同じ競技会に出場している他のクラブの株主、社員またはメンバーであること。
- ⑥ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理および／または競技活動に何らかの地位において関与していること。
- ⑦ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理および／または競技活動について何らかの権限を有していること。

5. 基準 F.03 について

当クラブは、本年6月30日の時点で、選手移籍活動によって生じる他のサッカークラブに対する期限経過未払金（FIFA選手資格委員会、FIFA紛争解決室およびCAS等による最終的で拘束力のある決定によるもの。ただし、債権者との相互合意により期限を延期し、または管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当しない場合を除く。）を負っていないか、若しくは、仮にこれを負っている場合には、本年8月31日までに完全に和解します。

6. 基準 F.04 について

当クラブは、本年6月30日の時点で、現在および過去の従業員（適用される「選手の地位および移籍に関するFIFA規則」に従ったすべてのプロ選手、ゼネラルマネージャー、ファイナンスオフィサー、セキュリティオフィサー、メディカルドクター、理学療法士、トップチームのヘッドコーチおよびアシスタントコーチ、ユース育成責任者並びにユースコーチを含む）との間の契約上および法律上の義務に関して、当該従業員、社会保険当局及び税務当局に対して、期限経過未払金（ただし、債権者との相互合意により期限を延期し、または管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当しない場合を除く。）を負っていないか、若しくは、仮にこれを負っている場合には、本年8月31日までに完全に和解します。

以上

Ｊリーグクラブライセンス制度
関連規程

Jリーグクラブライセンス関連資料保管規程

第1条〔目的〕

本規程は、Jリーグクラブライセンス交付規則（以下、ライセンス交付規則）第39条に定める資料保管の手続きについて定めるものである。

第2条〔責任〕

クラブライセンスに関連する資料の保管については、LMが全ての責任を負うものとする。

第3条〔定義〕

ライセンス交付規則第39条に定めるJライセンスの申請に関する書類および電子記録ならびにJライセンスの交付決定に関する書類および電子記録については以下の通り定義する。これらの記録は発行日または文書番号を付すことにより特定されなければならない。

(1) Jライセンスの申請に関する書類および電子記録

- ① ライセンス交付規則第33条から第37条およびJリーグクラブライセンス交付規則運用細則2-1から2-5に基づきライセンス申請者より提出された書類および電子記録
- ② ライセンス交付規則第8条(1)⑧に基づきライセンス申請者より提出された報告書

(2) Jライセンスの決定に関する書類および電子記録

- ① ライセンス交付規則第25条(2)(4)(6)に基づき作成されたヒアリング議事録
- ② ライセンス交付規則第25条(3)に基づき作成されたライセンス評価報告書
- ③ ライセンス交付規則第25条(6)に基づき作成されたFIBによるJライセンス決定会議議事録
- ④ ライセンス交付規則第26条(1)に基づき作成されたFIB決定書の写し
- ⑤ ライセンス交付規則第26条(3)に基づき提出された上訴申立書
- ⑥ ライセンス交付規則第26条(5)に基づき作成された上訴審査書
- ⑦ ライセンス交付規則第27条(2)に基づき作成された審問議事録
- ⑧ ライセンス交付規則第27条(3)に基づき作成されたABによるJライセンス決定会議議事録
- ⑨ ライセンス交付規則第27条(8)に基づき作成されたAB決定書の写し
- ⑩ ライセンス交付規則第27条(10)に基づき提出された上訴申立書の写し
- ⑪ ライセンス交付規則第28条に基づき作成されたAFC報告書

第4条〔保管方法〕

第3条に定める書類および電子記録については、文書管理表または電子システム上にて年度ごとにその所在を明確にし、ライセンス交付規則第9条におけるAFC調査人による抜き

打ち検査等において必要とされた場合に直ちに提出出来る環境を維持する。

第5条〔保管期限〕

第3条第1項に定めるJライセンスの申請に関する書類および電子記録についてはライセンス交付規則第28条に定めるAFCへの提出が完了した日より最低5年間、同条第2項に定めるJライセンスの交付決定に関する書類および電子記録についてはライセンス交付規則第28条に定めるAFCへの提出が完了した日より最低10年間保管するものとする。

〔附則〕

本規程は平成29年11月21日より適用する。

年次レビューミーティング規程

第1条〔目的〕

本規程はJリーグクラブライセンス交付規則(以下、ライセンス交付規則)第40条に定める年次レビューミーティングを実施する際に必要とされる事項を定めるものとする。

第2条〔実施時期〕

年次レビューミーティングはライセンス交付規則第28条に定めるAFCへの報告が完了した後、原則としてその年の11月末日までに開催することとする。

第3条〔参加者〕

年次レビューミーティングはライセンサーであるJリーグのクラブライセンスを担当する常勤理事(以下「クラブライセンス担当理事」という)、LM、FIB構成員の代表者1名、AB構成員の代表者1名、CLAの職員およびライセンス評価チームの代表者1名は、年次レビューミーティングに参加しなければならない。ただし、FIB構成員、AB構成員が次条に基づき年次レビューミーティングに先立ってフィードバックをクラブライセンス担当理事に提出したときはこの限りではない。

第4条〔事前準備〕

LMは、年次レビューミーティングを実施するにあたって、事前に以下の事項につき準備をすることとする。

- (1) クラブライセンス制度の改善に向けたFIB構成員、AB構成員およびライセンス評価チームの構成員からのフィードバック
- (2) クラブライセンス制度の改善に向けたライセンス申請者/ライセンサーからのフィードバック
- (3) CLAによるクラブライセンス制度の潜在的リスク評価と対応策の検討
- (4) クラブライセンス制度の内部監査結果の入手

第5条〔議題〕

年次レビューミーティングでは、クラブライセンス制度の効率性および有効性を検討するものとし、以下の議題を取り扱うこととする。検討の結果、決定された措置については責任者と対応期限を定めることとする。

- (1) クラブライセンス制度に対するクラブの満足度向上、制度の実効性向上、変更および改善を目的とした年次の目標に対する達成状況の検討
- (2) AB・FIB議長に対する成績および能力の評価

- (3) A B 構成員、F I B 構成員およびライセンス評価チームの構成員からのフィードバックに対する検討
- (4) ライセンス申請者／ライセンシーからのフィードバックに対する検討
- (5) C L A の職員からのフィードバックに対する検討
- (6) 意見処理規程に基づいて受け付けられた意見の報告と検討
- (7) クラブライセンス制度の内部監査結果の報告
- (8) クラブライセンス制度の潜在的リスク評価と対応策の報告
- (9) A F C 交付規則との適用状況の評価および例外適用を受けている事項の報告
- (10) ライセンス制度を効果的に運用するリソースおよび情報の安全性の確保状況の検討
- (11) A F C による視察が行われた場合、その結果に対する検討
- (12) A F C による品質基準の認証監査が行われた場合、その結果に対する検討
- (13) A F C による監査の結果、是正措置が通知された場合、その対応の検討
- (14) クラブライセンス制度関係者の行動規範理解度に関する検討
- (15) J リーグクラブライセンス制度運営方針の見直し
- (16) 制度の改善に向けた取組およびクラブライセンス制度に対するクラブの満足度向上、制度の実効性向上、変更および改善を目的とした翌年度の目標の立案
- (17) その他必要に応じた事項の検討

第6条〔クラブライセンス担当理事の責務〕

クラブライセンス担当理事は、年次レビューミーティングを通じて、J リーグクラブライセンス制度並びにその全ての利害関係人（L M、C L A、F I B・A B 構成員、ライセンス申請者、ライセンシー）の期待を含む現在および将来のニーズの理解に努めるものとする。

第7条〔年次レビューミーティングの報告〕

L M は、年次レビューミーティングにて検討された結果については報告書を作成し、実行委員会および理事会にて報告する。また、J F A 並びに A B および F I B の構成員、ライセンス評価チームに対して報告書を送付する。

〔附則〕

本規程は平成29年11月21日より適用する。

意見処理規程

第1条〔目的〕

本規程は、Jリーグクラブライセンス制度（以下「ライセンス制度」という）に関して、改善要望、クレームおよびその他意見（以下「意見等」という）が持ち込まれた場合、当該事項を処理するために必要な手続を定めるものとする

第2条〔責任〕

Jリーグクラブライセンス制度に対して持ち込まれる意見の対応については、クラブライセンスマネージャーがその責任を有する。

第3条〔意見の申請と受付〕

- (1) Jリーグクラブライセンス制度に対して意見がある者は、クラブライセンス事務局を窓口として、別途定めるメールアドレス宛にメールを送付することにより意見を述べるができる。当該メールには、自己の所属と氏名を記載の上、簡潔に意見を述べるものとする。
- (2) クラブライセンス事務局は、当該窓口から受け付けた意見について、「意見受付記録」に記録し、クラブライセンスマネージャーに報告する。

第4条〔意見の処理〕

「意見受付記録」は、別途年次レビューミーティング規程に基づいて開催される年次レビューミーティングにおいて開示し、検討する。

〔附則〕

本規定は平成29年11月21日より適用する。

© 2018 公益社団法人 日本プロサッカーリーグ

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-10-15 JFA ハウス 9 階

TEL 03(5805)3300

発行者／村井 満

印刷／アサヒビジネス株式会社

公益社団法人 日本プロサッカーリーグ